

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成26年9月5日

- 開 会 午前9時30分
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第7 議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第8 議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第9 議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第10 議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第11 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について
- 日程第12 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の
一部改正)
- 日程第13 議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1

号)

- 日程第19 議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第57号 市道路線の認定について
- 日程第23 議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約について
- 日程第24 議案第59号 動産の取得について
- 日程第25 議案第60号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について
- 日程第27 発議第2号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出につい

て

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成26年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第40号から議案第59号までの議案20件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第40号から議案第46号までの決算議案について、代表監査委員から決算の審査報告、議案第60号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第1号及び発議第2号の議員提出議案2件につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松下議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、玉田隆紀議員及び梅田哲也議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松下議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○松下議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案21件と報告1件であります。

次に、議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり発議2件であります。

次に、平成26年第2回定例会から平成26年第3回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○松下議長 日程第4 市長の行政報告をお願いします。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

残暑もようやく和らいでまいりましたが、議員の皆さんには、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成26年第3回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。当面の市行政についてご報告を申し上げる前に、8月の集中豪雨で福知山市では市街地が浸水し、広島市では大規模な土砂災害が発生し、多数の死者や行方不明者を出すなど、各地で局地的な豪雨による被害が発生いたしました。この8月の災害において、お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からのお見舞いと一日も早い復旧を願うものであります。

なお、岩出市においては、大きな被害はありませんでしたが、このような被害を最小限に食いとめることができるよう、今後もより一層、防災体制の強化に努めてまいります。

それでは、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

まず、平成25年度一般会計歳入歳出決算についてであります。平成25年度の我が国の経済は、第2次安倍内閣が掲げたアベノミクスによる成長戦略により、都市圏における景気は回復傾向を見せ始めているものの、まだまだ地方においては、景気の回復までには至っていない状況にあると言えます。

このような経済情勢の中、本市の財政状況は、歳入の根幹である市税は増加傾向にあるものの、歳出では扶助費を初めとした社会保障関係経費が年々増加しているため、厳しい状況にあります。住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を来さないように行財政運営に取り組んだ結果、平成25年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は、4億2,853万7,489円の黒字決算となりました。

次に、平成26年度市政懇談会についてであります。今年度は7月7日から8月

日4日までの間、市内18会場にて開催いたしました。議員各位におかれましては、各会場へのご参加をいただきありがとうございました。市政懇談会で出された意見・要望については、取りまとめた上で、国、県など関係機関にそれぞれ要望するとともに、今後の市政に反映させてまいります。

次に、国体準備についてであります。平成27年度の紀の国わかやま国体の開催に向けて、8月9日と10日の両日、台風11号の影響により大雨洪水警報が発表され、厳しい条件下での大会となりましたが、市立体育館においてハンドボール競技のリハーサル大会として、「第19回ジャパンオープンハンドボルトーナメント」を無事終えることができました。リハーサル大会は、本大会への検証の場として位置づけており、協議会やおもてなしなど、各分野における問題点などを抽出し、本大会の運営に反映させてまいります。

次に、岩出市地域防災訓練についてであります。今年度も市内6小学校と船山地区公民館において9月7日に実施いたします。自主防災組織を初め、市民の参加と関係機関の応援を受けて、緊密な連携のもと、本番さながらの迅速かつ的確な有事即応型の体験訓練として実施いたします。近い将来、高い確率で発生すると言われている「東南海・南海地震」に備え、自主防災意識の高揚と自助、共助、公助のバランスのとれた防災体制の確立に向け、取り組んでまいります。

次に、職員採用についてであります。6月議会でもご報告申し上げましたとおり、より幅広い人材を確保するため、7月27日に採用試験を実施したところであり、一般事務職員110名、技師12名、保健師7名の受験申し込みがありました。また、短大、高校卒業者を対象とした一般事務職の採用試験につきましては、9月21日に、また、社会福祉職、保育士職、技能労務職についても同日に実施予定であります。受験申込者は、一般事務職4名、社会福祉職3名、保育士職4名、技能労務職16名となっております。それぞれ面接などの2次試験を実施した後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種についてであります。予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年7月2日に、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則が7月16日にそれぞれ交付され、本年10月1日から施行されます。本市においては、今回の法改正で定期接種に位置づけられたこれらの予防接種については、現在、事業を円滑に進めるよう、準備を進めているところであります。

今後は、10月1日以降、予防接種の開始に向け、接種対象者には事前にお知らせするとともに、市広報紙やウェブサイト、乳幼児検診等の各種母子保健事業におき

まして周知啓発をしてまいります。

なお、今回の定期接種にかかる追加経費については、本定例会に補正予算を上程しておりますので、慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

次に、平成26年度敬老会についてであります。高齢者に感謝し、敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月15日月曜日、敬老の日の祝日に正午から市民総合体育館で開催いたします。今年度は、昭和19年12月31日以前に生まれた数え71歳以上で、6,990名の方々をご招待申し上げます。当日は、議員各位のご臨席を賜りたく、よろしくお願いいたします。

次に、教育関係についてであります。

教育委員会では、今年度から小学校3年生から5年、中学校1、2年を対象に、岩出市学力調査を実施しております。結果の詳細と今後の学力向上対策につきましては、先日公表されました全国学力・学習状況調査の結果とあわせて、市のウェブサイト等によりお知らせをする予定であります。

また、さらなる読書活動の推進と学校図書館の活性化を図るため、9月から市内全小学校に週1回岩出図書館の司書を派遣しております。岩出市図書館と学校とが連携して、学校図書館の環境整備、児童への読書支援や教員への学習指導支援など各校のニーズにあった業務を行うことにより、子どもたちの「生きる力」を育む豊かな環境づくりに努めてまいります。

次に、第9回市民運動会についてであります。地域住民の体力の増進と広くスポーツについての理解と関心を深め、また、人と人との連帯意識を深めるとともに、交流の場を広げることを目的として、10月13日の体育の日に大宮緑地総合運動公園で開催いたします。

次に、文化祭についてであります。市民文化の発展と向上を図るため、日ごろの文化活動の成果を発表する場にするとともに、文化祭への参加を通じて市民の皆さんが触れ合いと交流を深め、互いに感性を高め合い、地域コミュニティーの活性化につなげることを目的に「共に伸び行く 市と文化」をキャッチフレーズに、11月1日及び11月2日の両日に開催いたします。

なお、本年も市政功労者の表彰式を文化祭開会式前に行います。議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、諸般にわたり報告をさせていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理

解とご支援をお願い申し上げます。

○松下議長 これでは、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、後にコピーをいたしまして、全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第24 議案第59号 動産の取得について

○松下議長 日程第5 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第24 議案第59号 動産の取得の件までの議案20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、平成25年度の決算認定の案件が7件、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が4件、平成26年度の補正予算案件が5件、市道路線の認定案件が1件、市道根来安上線新設改良工事その2請負契約の案件が1件、動産の取得の案件が1件の計20件であります。

まず、初めに、平成25年度の決算認定の案件について説明いたします。

議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が158億9,276万5,492円、歳出総額が152億3,983万8,003円で、歳入歳出差引額は6億5,292万7,489円となりましたが、繰越事業があるため、実質収支額は4億2,853万7,489円となります。

次に、議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が54億1,328万3,991円、歳出総額が54億867万2,712円で、歳入歳出差引額は461万1,279円となりました。

次に、議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が27億4,486万6,808円、歳出総額が26億6,128万6,343円で、歳入歳出差引額は8,358万465円となりました。

次に、議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が6億3,180万2,155円、歳出総額が6億1,652万4,875円で、歳入歳出差引額は1,527万7,280円となりました。



次に、議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が18億6,201万5,888円、歳出総額が18億597万2,274円で、歳入歳出差引額は5,604万3,614円となりましたが、繰越事業があるため、実質収支額は1,895万2,614円となります。

次に、議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額、歳出総額ともに3,817万8,051円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります。まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が7,755万883円で、減債積立金に1,755万883円を、建設改良積立金に6,000万円を積み立てるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が8億7,953万9,395円、収益的支出額が7億8,766万3,729円で、収入支出差引額は9,187万5,666円となりました。

一方、資本的収入額は1億2,887万900円、資本的支出額は4億7,992万6,619円で、収入支出差引額は3億5,105万5,719円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しました。

続いて、議案第47号 専決処分の承認を求めることについてであります。外国語指導助手を新規に雇用するに当たり、その賃金について、一般財団法人自治体国際化協会が定める招致外国青年任用規則に準じた額とするため、専決処分した当該条例の一部改正について報告し、承認を求めるものであります。

続いて、条例案件について説明いたします。

議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正についてであります。母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

次に、議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

次に、議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。児童福祉法の一部改正に伴い、放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

続いて、平成26年度の補正予算案件について説明いたします。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,216万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ155億7,782万5,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、事業の補助採択などに伴う国県支出金の事業財源のほか、一部事務組合負担金の前年度精算に伴う返還金などについて補正するものであります。

一方、歳出では、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託料のほか、市税過年度分還付金、老人憩いの家「根来山荘」の改修に伴う工事請負費、水痘及び成人用肺炎球菌ワクチン接種にかかる委託料、国民健康保険特別会計繰出金、旧県会議事堂一乗閣を中心とした周辺整備にかかる建築設計委託料及び工事請負費、全国瞬時警報システム自動起動装置整備事業にかかる備品購入費などについて補正するものであります。

次に、議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,167万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,541万1,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、一般会計繰入金について、また、歳出では、平成25年度療養給付費等負担金等の精算に伴う返還金について補正をするものであります。

次に、議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ563万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,360万6,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金にかかる県支出金及び介護給付費準備基金繰入金について、また、歳出では、既存施設のスプリンクラーなど、整備特別事業にかかる介護基盤緊急整備等臨時特例補助金のほか、社会保険診療報酬支払基金の平成25年度介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、

補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,236万6,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、社会資本整備総合交付金のほか、一般会計繰入金及び下水道事業債について、また、歳出では、社会資本整備総合交付金の増額による事業の見直しに伴う支障物件の移設にかかる補償費について補正するものであります。

次に、議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的収入予算の総額に5,378万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を14億4,898万9,000円とするとともに、収益的支出予算の総額に6,223万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を19億6,304万7,000円とするものであります。

主な補正の内容は、収入では、下水道工事に伴う移設工事の増加による受託工事収益について、また、支出では、受託工事費及び水道ビジョン等策定業務にかかる委託料について補正するものであります。

また、債務負担行為について、水道ビジョン等策定業務を設定するものであります。

次に、議案第57号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路9路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約についてであります。市道根来安上線新設改良工事その2に伴う工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第59号 動産の取得についてであります。排水ポンプ車の取得について、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○松下議長 以上で、提案理由の説明は、終わりました。

次に、議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件ま

での議案7件につきまして、代表監査委員から決算の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 平成25年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査についてご報告申し上げます。

平成25年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成25年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、平成25年度岩出市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

平成25年度岩出市水道事業会計決算審査意見、地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成25年度岩出市水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属処理を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

今回、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況については、7月9日から7月25日にかけて、また、水道事業会計決算については6月12日に、審査に付された歳入歳出決算書等をもとに、各課室の担当者に説明を求め、平成25年度決算審査を実施いたしました。

審査の概要については、意見書に添付したとおりでございます。

主な内容としては、1点目は、収納率については、厳しい経済状況の中にもありながらも向上が見られる。しかし、持ち直してると言われているが、依然として厳しい経済状況の影響から収納率の向上は厳しいと考えられることから、収入の確保と公平性の観点からも、収納対策の充実強化に取り組むとともに、不納欠損処分については、負担の公平性を保つためにも、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適正な措置を講じ、安易な不納欠損処分とならないように努められたい。

また、水道料金の未収金についても、その解消に向け、法にのっとりした手続を押し進め、未収金の解消に努められたい。

2点目は、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目は、補助金の交付に際しては、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定されるよう努められたい。

4点目は、財務会計事務については、各所管において、その根拠となる法令等を

十分把握した上で、適正な調定事務や適正な予算執行事務に今後も引き続き努められたい。

5点目に、各施策の遂行に当たっては、職員一人一人が常にコスト意識を持って、市の財政状況を的確に把握し、予算の効率的執行に努めるとともに、根拠法令を的確に把握し、説明責任を果たされたい。

なお、平成25年度決算審査での指摘事項は、特にございません。

以上で、監査委員の報告とさせていただきます。

○松下議長 以上で、決算の審査報告は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第60号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任

○松下議長 議案第60号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○中畑副市長 ただいま議題となりました議案第60号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

現委員であります増田充孝氏が、平成26年11月6日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○松下議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第60号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について質疑を行います。

この人事案件について、5点にわたって質疑を行いたいと思います。

まず、この制度そのものについて、市民については身近なものになっているんであるかという問題であります。あらゆる機会を捉えて広報していくということが求められると思いますが、これについて現状はどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、委員の問題でありますが、この固定資産評価審査会の委員については、

中立的で及び専門性が求められる委員であります。日々刻々と変わる固定資産の評価に対して、委員の研修はどのような形で実施をされているのか、お聞きをしたいと思います。

次に、審査会の効果の問題であります。これについては現在どのようになっているのか。及び昨年度開催した審査会の数についてはどういう実態になるのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、現行の審査会委員の報酬は、1日5,000円と決定をされておりますが、他市いわゆる和歌山県下の市と比較して、その実態はどのようになっているのか、現状についてお聞きをしたいと思います。

さらに、この委員会の委員の数であります。委員会の数及び任期については、どのようなことになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目につきまして、固定資産税・都市計画税納税通知書に掲載し、周知を行っているところでございます。

2点目の委員研修につきましては、毎年、委員及び事務局職員を対象とした研修会が実施されており、研修を受講し、知識の向上を図っております。

3点目の審査会の公開につきましては、公開はしてございません。また、昨年度の開催数につきましては、1回でございます。

4点目の委員報酬の他市との比較につきましては、和歌山市が日額1万2,000円、海南市、日額7,700円、橋本市、日額7,000円、有田市、1回3,000円、御坊市、日額7,100円、田辺市、日額1万2,900円、新宮市、日額5,000円、紀の川市、日額7,000円となっております。

続きまして、5点目の委員数及び任期につきましては、委員数は3人、任期は3年となっております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、第1番目の問題であります。固定資産税の納付書に書いてあるということですが、私は、例えば、岩出市のホームページがありますね。これを見ますと、この制度の内容等については、一言もアップされてないわけであり。トップページに行政委員会の事務内容、手続、これ等について掲載をすると

いうことが必要ではないかと思っておりますが、再度、質疑をさせていただきます。

それから、委員会の研修の問題であります。この問題については、来年の1月1日から相続税の関係で金額が下がります。直結すると、市民にとっては直結する内容でありますので、固定資産の評価そのものが相続財産の評価に絡んでくるわけです。そうしますと、市民の国税でありますけれども、その絡みで非常に負担が増大するということになります。そこら辺を踏まえて、研修会が何回実施をされたのか、今ご答弁がありませんでしたので、再度お聞きをしたいと思います。

それから、審査会の公開の問題であります。これは個人情報があるからという反面、やはり、審査会に指摘をされた事項については、本人の了解を得て、一般市民の方にも公開をして、こういう制度であるべきではないかというように考えておりますが、この点についていかがでしょうか。

他の市においては、公開をしている地方自治体もあるわけですから、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、報酬の問題であります。今ご報告あったように、5,000円というところは一事業所、3,000円のところもありますが、押しなべて岩出市の実態としては非常に低額ではないかと、委員の専門性あるいは研修等々のことから考えても、引き上げをする必要があるのではないかと考えておりますが、それについてのご見解をいただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目、広報についてということでございますけれども、これにつきましては、現在は、納付書に書いている先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、今後、またホームページのほうでも、制度の一般へ示すためにも、そういう内容をホームページのほうに載せていくことを検討したいと思います。

研修につきましては、これにつきましては、年1回開催しており、参加させていただいております。

委員会の公開ということですが、こちらのほうは個人情報の関係から、現在のところ公開ということは、考えてございません。

報酬額につきましては低額ではないかということですが、これにつきましては、それぞれの自治体でそれぞれの状態が違いますので、現在のところ、岩出市の5,000円は適当であると考えております。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、1点目であります。ホームページにアップをしていくということを言われました。できることなら、ホームページのトップページに掲載をして、誰もがみれるような形で、これは、行政委員会全ての問題であります。農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査会のコーナーをつけて、トップページに掲載をしていくことを強く要望しておきたいと思っております。

それから、審査会の公開の問題については、私は前段、前提条件として、その審査会の人審査会に申告された場合に、本人の了解を得てという条件をつけて、やはり、公開をしていくべきではないかというように考えておりますが、その点について触れておられませんので、それについてお聞きをしたいと思っております。

それから、頻度、回数でございますが、1回ということであるんですが、これについては、これからますます重要性が求められるというような状況にあります。そういう点から、不動産及び土地家屋、その他の評価額については、重要な課題でありますので、開催数については、審査会の異議申し立てがあつて初めて開かれるということであろうと思つておりますが、その点についても、研修会と含めてご検討をしていただきたいというふうに思つております。

それから、委員の報酬については、他市に比べて岩出市の実情にあつたものであるということで、問題がないという評価であります。押しなべて岩出市の各種委員の報酬については、他市と比べて非常に低額であると、市にふさわしい委員の報酬については、改善をする余地があるのではないかというふうに思つておりますので、これについては早急に改善の方針を市長のほうでもっていただいて、対策をお願いをしたいというふうに思つております。ご答弁をよろしくお願ひします。

○松下議長 答弁願ひます。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、1点目のホームページのアップ、トップページということでございますけれども、現在、各課のお知らせの中に行政委員会、現在、載っておりますのは選挙管理委員会等載っておりますけれども、そこに載せる場合はそこに載るものと考えてございます。

また、審査会の公開につきまして、本人の承諾を得てということですが、

これにつきましては、先ほども答弁申し上げたとおり、個人情報であり、公開は考えておりません。ただ、地方税法の規定により、記録を保存し、関係者の閲覧に供してございます。

報酬につきましては、ほかのものもおっしゃっていただいているんですけども、こちらにつきましては、他の自治体の動向も注視してまいりたいと考えてございます。

研修会の開催ですけれども、研修会については、さきに申し上げたとおり1回研修に参加してございます。

以上でございます。

○松下議長 これ、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第60号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 討論なしと認めます。

これをもって議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件及び

日程第27 発議第2号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出

○松下議長 日程第26 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件及

び日程第27 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出の件を一括議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112号及び岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月5日提出

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 山本重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田畑昭二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 吉本勸曜 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 福山晴美 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 市來利恵 |

日本酒の普及の促進に関する条例については、省略させていただきまして、提案理由の説明をいたします。

市民の郷土に対する愛着を深めるとともに、事業者の創意工夫を生かしつつ、日本酒による乾杯を推進し、その普及を通して日本酒の消費拡大及び日本古来の文化への理解並びに地域経済の活性化を図ることを目的とし、市と事業者の役割、また、市民の協力について定めるものであります。

以上ですが、皆さんにはご協議いただき、ぜひとも全会一致でご賛同をいただけるようよろしくお願いして、説明を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、発議第2号、福山晴美議員、演壇でお願いいたします。

○福山議員 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月5日提出

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 福山晴美 |
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 山本重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田畑昭二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 吉本勸曜 |

賛成者 岩出市議会議員 市來利恵

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の内容については、省略させていただきます。

提案理由の趣旨説明をさせていただきます。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聴覚障がい者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現する必要があるため、この意見書を提出するものです。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を9月11日、木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、9月11日、木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

散会

（10時30分）

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成26年9月11日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
- 日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正)
- 日程第10 議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を求める条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の制定について
- 日程第14 議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第18 議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第57号 市道路線の認定について
- 日程第20 議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約について
- 日程第21 議案第59号 動産の取得について
- 日程第22 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第47号から議案第59号までの議案13件と発議第1号の議員提出議案1件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

受理した請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり厚生常任会に付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第8 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○松下議長 日程第2 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さんおはようございます。ただいまから質疑を行いたいと思います。

まず、私は、議案第40号と41号、この点についてまずお聞きをしたいと思うんです。40号からいきたいと思いますが、この中では、5点お聞きをしたいと思っています。

まず、1点目は、岩出市の税収面、この点においては、特に、住民税という点においては、平成19年度から大きく伸びてくるというような状況が続いてきています。そして、大体、平成19年度から25年度、こういうところまでは、大体、金額の違いはあるんですが、大体、25億円半ばで推移をしてきている。こういう状況に岩出市ではなってきました。この中で、この25年度の決算において、今、求められているのは、国のいろんな悪政というんですか、住民負担とか、そういうものなんかも含めてされてきている中で、やっぱり市民の所得の向上、こういうものを上げていくとか、地域の地元企業、こういうものなんかをどんどん活性化させていく、こういうことが求められてきている中で、この25年度においては、岩出市として、どのような改善策、こういうものを図ってきたのかという点を、まずお聞きしたいと思います。

2点目においては、岩出市にも基金というものが積み立てられてきています。その中で特徴的な面においては、今、岩出市においては、監査委員さんからの報告の中にもありましたけれども、岩出市としては、将来負担率、これがゼロ%を下回っていると、まさに超優良な自治体であるということなんかも報告もされてきています。

そして、この25年度、岩出市としては、減債基金というものに3億円が積み立てられてきています。その結果、実質公債比率、これについては、前年度の5.3%から4.0%と、前年度の5.3%から1.3%、改善というのですか、さらに数字としては上がってきていると、こういうような状況になってきているわけなんです。

この点では、この減債基金というものに対する市としての見解ですね、この減債基金については、なぜこのようなところに、自治体としては、本来の基金という部分で決められた期日内に返せばいいにもかかわらず、減債基金に備えて、さらに備えていくという、こういう減債基金に対する考え方、これについてお聞きを、なぜそういうことをしてきたのかということをお聞きしたいと思うんです。

3点目には、決算全体を見ても、不用額全体については、3億3,000万円ということになってきています。決算全体を見通して、このような不用額について、特徴点ですね、こういう点については、どのようなものがあつたのかと、市は見ているのかと。また、決算を通じて、市としては、どのような反省面、こういうものがあつたのかという点、市としての見解、これについてお聞きをしたいと思います。

また、クリーンセンターの関係なんですが、ごみの有料化後もスチール缶、アルミ缶が依然と含まれているんだと。そして、また、さらなる改善というのですか啓



発、これが必要だということを、今年度も上げられてきていますが、昨年度も同様のことを書かれていました。この点から見て、実際に排出されている金属の含有量、鉄、アルミ缶というのですか、そういう部分では、ごみの中に、どれくらいのそういったアルミ缶や、また、スチール缶なんかが含まれているというふうに認識をしているのでしょうか。

最後に、岩出市においても、この間、夏まつりなんかにおいても、いろんな変遷があったと思うんです。以前は、今年度も夏まつりが行われましたけれども、そこでは岩出おどりや岩出甚句、こういうものなんかも踊られていますけれども、それ以前には、また、別の形で開催されてきたと、こういう時期もありましたけれども、いずれにしても、地域のこういった伝統文化、特に、踊りとか根来の子守唄、こういうものなんかも後世に残していく必要がある。こういうふう思うんですが、25年度において、このような伝統的文化というべき部分の後継者づくりや、また、人づくり、こういう面では、どのような視点から政策が進められてきたのか。この5点について、まずお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 皆さん、おはようございます。

増田議員のご質疑にお答えいたします。

平成25年度における市民所得の向上施策や地元企業の経済活性化の改善に関する施策といたしましては、商工業におきまして、商工会助成事業を実施し、プレミアム付商品券の販売や、いわで楽市の開催といった事業に対する助成を行いまして、地元商工業に対する活性化を図っております。また、市内中小企業者の借入資金利子の一部を助成する中小企業資金利子補給金事業を実施することにより、地元企業の経営安定と発展に努めてまいりました。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えします。

2点目の減債基金に対する考え方につきましては、健全化判断比率は改善しておりますが、現在、下水道事業特別会計において、第3期事業認可区域の整備完了に向け事業を進めているところであり、今後も第4期事業認可区域の整備を進めていく必要がございます。そのため、事業の財源として発行する下水道事業債に係る公債費が増加し、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金が一般会計の大きな負担となることが見込まれ、また、一般会計においても臨時財政対策債に係る公債費

負担が大きくなっていることから、平成25年度において減債基金に3億円の積み立てを行いました。

今後も岩出市減債基金条例のとおり市債の償還に必要な財源として、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、当該年度の減債基金取崩額、一般会計における公債費及び下水道事業特別会計における公債費等を勘案し、積み立てを行いたいと考えております。

次に、3点目の不用額につきましては、市ではこれまで健全財政の堅持を軸として財政運営に取り組んでいるところでございます。不用額については、各事務事業において、コスト意識により削減を行ったものであります。また、予算編成時には見込むことが困難である事業の実績などによる差額でございます。

○松下議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、質疑4点目、排出される金属含有量から見て、前年度と比較して、どの程度の量が含まれてるかについてお答えいたします。

25年度のごみ処理量に含まれているスチール缶やアルミ缶は、総量で130.68トン、ごみ焼却量に占める割合は0.79%で、対前年度比は、総量で0.46トンの減、割合では0.02%の減となっております。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

地域の伝統文化や岩出甚句、岩出踊りなどを継承していく上で、後継者づくりや人づくり面で、どのような考えのもとで施策が進められてきたのかについてですが、地域の伝統文化につきましては、貴重な地域資源として認識しており、根来の子守唄保存会では、放課後子ども教室で、根来の子守唄教室を開催し、岩出甚句につきましては、青少年育成市民会議が毎年開催しているスポレク大会において、岩出甚句と踊りの指導をさせていただいております。

また、多くの市民が参加される「いわで夏まつり」や「市民運動会」などのイベントで、岩出甚句や岩出踊りを実施しており、これらのイベントに参加していただくことが広く推進につながっているものと考えています。

今後もさまざまな機会を捉え、地域の伝統文化の普及、継承、後継者の育成に取り組んでまいります。

○松下議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 何点かお聞きをしたいと思うんです。

まず、1点目の地元企業関係なんかの経済活性化策についてです。

今、商工会なんかのお話、いろいろ出たと思うんです。この点で、商工会の方なんかと経済の活性化、これをどのように岩出市として進めるべきなのかと、また、そういった対策は何かないのかというような知恵を出していく、協力を市としてもそれに対して協力をしていく、そういったような商工会なんかとの会合ですね。経済活性化のための会合、こういうものなんかは、25年度、何回ぐらい開催をされて、その議題としては、どのようなことを議題として会合されてきたのか。この点をまずお聞きしたいと思うんです。

それと、ごみの観点なんですけど、今、るる数字なんかも言われていました。私、通告の中には、どの程度の量、排出されるアルミ缶、例えば、アルミ缶で1万2,660キログラム、鉄で11万8,020キログラム排出されてきています。こういう数値が出てきているわけなんですね。

今、岩出市では、粗大ごみから、粗大ごみの部分の中で、破砕する部分なんかがあると、たんすとかそういう部分、大型のそういう部分なんかも処理をしているということがありますから、一概に市民から出されたごみ袋の中に、そういったものが全て含まれているという数字ではないと思います。しかし、少なくとも岩出市として、このような数字の、かなりの数字だと思うんですね。例えば、アルミ缶で1万2,660キログラム出てきたと。例えば、市民から出されたごみ袋の中に、こういう1つの缶がたまたま入っていたと。そして、それを焼却炉で熔融したとしても、本当に微々たる数字しか、私は熔融炉の中で残渣として残らないんじゃないかというふうに思うんです。

そういう点でいうと、1万2,660キログラム出てきたということは、そういった缶の数としたら、何千本なんですか。何万本なんですか。この量から見て、そういう数字というのは、どのぐらいの量のごみの中にまざっている。そういうふうに考えておられるんでしょうか。

また、この鉄という部分なんかにおいても、これかなりの、11万という数字ですのでね。この数字を見る限り、もう岩出市のごみの中には、もうアルミ缶は、鉄のそういう部分なんか、もうむちゃくちゃ入ってきているというような数字ではないんかというふうに思うんです。

そういう点では、おのおのアルミ缶や、こういった鉄のスチール缶という部分なんか、どのぐらい岩出市としては、市民からごみの中にまぜ込まれて入ってきているのかという点をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

市と商工会との情報交換、また、意見交換という場におきましては、公式なもの  
といたしましては、毎年5月、6月に開かれます通常総大会、また、これ以外にも、  
青年部、女性部との総大会等に出席して意見を伺っております。それ以外に不定期  
ではございますが、情報交換会として開催し、また、お呼びいただいて意見を交換  
しております。

これらによりまして、昨年度は、いわdeコン、婚活事業ですね、商工会でやっ  
ていただいた婚活事業でありますとか、楽市、夏まつりと同時開催のいわで楽市で  
ございます。そういったものであるとか、岩出のクーポン、こちらの発行などにつ  
いての意見交換、また、提案などをいただいたところでございます。

以上です。

○松下議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 商工会との会議ということでございますが、商工会の青年部、女  
性部を対象にいたしまして、市政懇談会を毎年実施してございます。議題につきま  
しては、一応、市政全般ということでございます。

○松下議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、再質疑にお答えいたします。

まず最初に、クリーンセンターの処理システムでございますが、アルミ缶とかス  
チール缶、鉄類、アルミ類につきましては、熔融炉には入りません。その前のガス  
化炉というところから、砂と一緒に流動床のほうへ回ってきますので、600度から  
700度程度のところでございますので、熔融ということでは溶けるといことはござ  
いしません。アルミ缶につきましては、多少減量はされるかと思えます。

それからアルミのトン数でアルミ缶に直すということでありますが、アルミ缶、  
大体標準的なもので、20グラムでございます。本数に直しますと、63万3,000本、  
スチールにつきましては、全てがスチール缶じゃないと考えております。いろい  
ろなもの、うちのほう、鉄のほうはまじってきますので。ですが、スチール缶に換算  
いたしますと、327万8,000本程度でございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 再度、確認だけしたいんですが、市のほうから出されてきた、先ほど私はアルミで1万2,660キログラム、鉄11万8,020キログラムという数字を出したんですが。それを本数に換算したら、今、言われた63万本とおのおの327万本、これ確認したいんですが、今の数字というのは、市民の方が出すごみの中に、それだけのごみがまざっている。そういう認識でいいんですか。ちょっと数字的に見ると、余りにも本数がちょっとかけ離れている、自分の中の実態とは、思ってる数字とは本当に違う数字かなと思うので、確認だけしておきたいんです。市民の方が出されたごみの中に、今、言われた63万本と327万本が、岩出市の焼却炉の中で、それが処理されているということでいいんですか。この点だけ、再度お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、再々質疑にお答えいたします。

全てごみの中に入っている分でございます。生ごみ、可燃物ごみの中に入っている分でございます。スチールにつきましては、先ほど言っていたとおり、粗大ごみの中に入っているものもありますけれども、アルミにつきましては、9割以上はそこに、アルミ缶でございます。

○松下議長 これで議案第40号の質疑を終わります。

続きまして、議案第41号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、41号の国保会計で2点を聞きしたいと思います。

今、国民健康保険会計、大変な状況になってきていると思います。その中で、特に、医療給付費、これをどう抑えていくのかと、これが大きな問題だと思うんです。その点では、岩出市として、以前にも若干お聞きしたこともあると思うんですが、市民の方の病状別とか、どんな岩出市としては特徴面があるのかというようなことなんかも、実際にきちんとやっぱり年度年度で把握していく、こういうことが非常に大切になって、そして、そのための予防の手だてなんかも行政が講じていく、こういうことが、この医療費を減らすために本当に求められてきていると思うんです。

そういう点においては、この25年度、この国保会計においては、こういった給付、この給付を減らすために、市として、いろんな調査や検討、分析、こういうものなんかも行われてきたと思うんですが、市としては、それを踏まえて、どのような総括というのですか、25年度の国保会計を見て、どのような総括、これをされてきた

のかという点を、まず、お聞きしたいと思います。

それと、決算をしてみますと、一般会計に1,721万円、これが繰り出されてきている、こういうものになってきています。しかし、今、国民健康保険会計においては、基金というものにはほとんど数十万円程度しかお金がないというふうになってきていると思うんです。そもそも基金というものについては、なぜそれが創設されてきたのかと、これについては、まさに不測の事態が起きたときに対応できるようにするために基金というのが設けられてきていると思うんです。今の現状で、不測の事態、これが起きたときには、市としてはどのような考えをとっていくという方向を出されてきて、考え方を持ってきていたのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目にお答えします。

本市国保利用者の療養給付費についてですが、平成25年度の診療費が最も多かった疾病は循環器系の疾患で、次いで損傷及びその他の外因の影響、そして、新生物の順になってございます。

また、診療費が最も多かった循環器系の疾患について、さらに細かく見てみますと、高血圧性疾患、虚血性疾患、その他の心疾患の順に診療費が多くなっております。

こうした医療費の動向を踏まえますと、高齢者や生活習慣の変化による影響があらわれているものと考えております。中でも循環器系の疾患に多額の診療費を要していますが、重症化した心筋症や脳梗塞といった疾病は減少していることから、日ごろから適度な運動や食生活の改善など、市民の健康に対する意識が高まってきているものと考えております。

市といたしましては、医療費給付は、前年度と比較して1億円ほど下がってはおりますが、今後も医療給付費の抑制に向けた市民の健康意識のさらなる高揚を図ることができるような効果的な広報啓発や生活習慣病の予防を目的とした特定健診の受診勧奨など、保健事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。一般会計に1,712万1,000円の繰り出金は、平成25年度国保会計において黒字が見込まれることから、一般会計へ繰り出したものでございます。

なお、当該年度において、一般会計から国保会計にルール分として3億1,809万7,917円を繰り入れているほか、ルール分以外としても3,668万1,000円を繰り入れ

ているような状況でございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 通告、せっかく通告を出しているんですが、お答えにならなかったのもうあえて答弁漏れとは、もう指摘しませんが、通告の中には、不測の事態、これが起きたとき、市としてはどう対応をとるのかというのは、答弁の中では一切ありませんでした。何のために通告を出しているのかと、私は聞きたいと思います。それについては、再度、答弁をしていただきたいと思います。

それと、この国保会計の中において、この基金という制度そのもの、岩出市として、国保会計の基金というものは、どうあるべきなのか、どのような対応として、この基金が設けられてきているのか、この点、その基金の点において、明確にこの基金の制度というものが、岩出市としてなぜ必要なのかと、なぜ設けられているのかと、この点について、改めてお聞きをしたいと思います。

以上、不測の事態の点と基金、これは市としてどう捉えているのかという点、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

何のために基金制度があるのかというようなことにつきましては、これは、健全な国民健康保険の運営を維持していくための基金制度であるということは認識しております。

しかしながら、現在、国保会計は非常に厳しいということも議員ご承知していただいているとおりでございますが、そういう中で、一般会計から繰入金を入れている状況をかんがみますと、基金へ余剰金を積み立てするというようなことは、現時点では考えておりません。

不測の事態が起きたときの対応ということですが、これも一般会計からの繰り入れをしている、それはもう最小限にとどめるべきものであるということは、これはもう認識をしております。そんな中で、ただいまは、現時点での保険給付費の不測の生じた場合は、これは、緊急避難的に一般会計から繰り入れをして、事業運営をしているということでございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の答弁だと、不測の事態、これが起きたときは、全て一般会計からお金を繰り入れると、そういうことになります。国から、こうした基金、国保会計において基金を創設しなさいというような通達、こういうものなんかも来ていると考えますが、そういう部分の中では、国のいわゆる指導ですね、国の指導においては、基金というのは、どういうふうに対応すべきだというような通知、また考え方、国保基金についての考え方、こういうものは通知というようなものなんかは、どのようなものが来ているのでしょうか。

本来ならば、そういった不測の事態に備えるために、基金として一般会計からお金を繰り入れないでも、その対応ができる、そのようにするために、基金が設けられているのではないのでしょうか。

この点について、国からの通達や、そういう国の指導、これはどのような形のもので来ているのか、この点、確認をしておきたいと思います。

以上です。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えをします。

国からの通達、報告が以前にございます。そこには積立金額については、明確な規定はありません。ところが、やはり目安としまして、国民健康保険の財政基盤の安定強化の観点から、保険者の規模等に応じた安定的かつ十分な基金の積み立てることとされております。その積立金の額につきましては、これはもう明確な規定はないということをございます。

以上でございます。

○松下議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の、議案第41号の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の説明員の入れかえのため、しばらく休憩いたします。

午前10時15分から再開いたします。

休憩 (10時05分)

再開 (10時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

まず、順序に従いまして、岩出監査委員、15号、16号、続きまして、46号まで質疑をさせていただきたいと思います。

まず、監査委員にお聞きをしたいと思います。水道事業会計の審査意見書についてであります。これについては、水道料金の未収金対策について、解消に努められたいということを主張されております。その実態を把握して、指摘をされてきたのか。それについてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、事務事業の見直しを指摘をしたということですが、具体的にどのような指摘をされたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、利益剰余金、すなわち黒字になっている現行の水道料金体系に問題があると考えるところがありますが、監査委員の見解について、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑についてお答え申し上げます。

まず、1点目の、水道料金の未収金対策につきましては、現在、督促なり催告、あるいは裁判所に支払督促申立を行っており、今後とも法にのっとりた手続を推し進めるよう指導しております。

2点目の、事務事業の見直しを指摘しているが、具体的には何かにつきましては、より一層の合理的、効果的な経営に努力され、緊急時における危機管理体制の強化も含めて、安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与するように努められたいということで、意見として書いております。

次に、3点目の、利益剰余金につきましては、今後の送水管等の大規模更新事業や地震による破損を防ぐための耐震化工事等に充てるための資金であり、大幅な水道料金の値上げをせずに対応していくため、設定された料金制度であると認識してございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 代表監査委員、抽象的に答弁されるので、私は具体的に聞いておるんですが、例えば、水道料金の未納の問題、これがどのような実態であるのかということをチェックをして、その上で把握をされているのかなというのが1点疑問なんですよ。

実際、どれだけの未納、どういう理由で未納になっているのか。その上で監査委員として指摘をしたというのであればわかりますが、今、ご答弁をいただきましたが、法にのっとってと、催促なりそういうことをやっているということでもあります。

それから、2番目の事業見直しについても、合理的かつ効果的などということ言われるんですが、見直しを指摘しておるんですから、どこの点を見直しすべきだという認識でおられたのかということ聞いておるわけでありまして。その点について、再度、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目の、未収金の実態についてというご質疑でございますが、それぞれのパターンがたくさんございます。それにつきましては、事務当局のほうから、一々説明は聞いてございませんが、適正な委員会のほうで議論した結果を聞きまして、それで了解をし、督促状なり催告状、あるいは支払督促申立がどの程度あったとか、そういったものを聞きながら、指導しているところでございます。

また、2点目の、事務事業の見直しを指摘してという点の再質疑でございますが、これはあくまでも事務事業については、不断の努力が必要であるよということで、経営感覚を持って、その意識を、職員も含めて徹底してもらいたいという意味合いで指導しているものでございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

続きまして、監査委員意見書第16号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16号、監査委員のほうから出されている意見書について、質疑をしたいと思います。

一般会計で単年度収支が24年度に比べて5,000万円近く黒字になっております。監査委員として、この見解をどのような見解をお持ちであるのかお聞きをしたい。

それから、以前から、行政監査もすべきであると指摘をしてきているわけであり

ますが、行政監査の実績については、されたのか、されていないのか、何件、行政監査をしてきたのかお聞きをしたいと思います。

それから、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講ずるべきであるということを述べられております。具体的にどのような指摘をされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、補助金に関してであります、昨年と同様、交付団体との会計事務処理に言及されております。何を指導されたのか、改善した事項についてお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、予算の決算、予算と決算の乖離ですね、流用件数、これは依然として多いのでありますが、これについては、監査委員として、どうい  
うご見解を持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思  
います。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の一般会計における平成25年度の決算についての報告  
についての質疑、1点目の、単年度収支が前年度と比較して5,000万円近く黒字に  
なっている、監査委員としての見解の点でございますが、予算の執行が適正で効率  
的に行われているかどうかを主眼として、私どもは審査を行いました。予算の執行  
が適正で効率に行われているという認識を持ってございまして、今後も健全財政の  
堅持に努めていただきたいと思います。

次に、2点目の行政監査の件でございますが、例月検査時におきましては、行政  
監査の観点から、各課の事務事業が法令等に従って適正に処理されているか、費用  
対効果に配慮したものとなっているかを考慮し、監査に努めているところでござい  
ます。

具体的には、例月検査において、現金出納の検査に加え、例えば、契約関係の財  
務規則に沿った手続をとっているかとの検査や、事業における効果の説明等も求め  
てございます。

次に、3点目に、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講ずるべ  
きであるが、具体的に指摘されたのかにつきましては、この意見につきましては、  
安易な不納欠損処分とならないようにという旨を、一般的な意見として書かせても  
らってございます。

なお、不納欠損処分につきましては、適正にされており、問題はありません。

次に、補助金に関してでございます。補助金に関して、交付団体の会計事務処理

に言及されていますが、何を指導されたのかにつきましては、交付先の団体での会計事務処理が適正になされるように、交付元である市から指導に努めていただきたいという旨を意見として書いてございます。

改善事項については、特にございません。

5点目の、予算と決算の乖離及び流用件数についての監査委員としての見解につきましては、予算と決算の乖離につきましては、医療扶助費の減や入札差額等により生じたものでありまして、今後も予算の計上については、十分精査していただきたい。

また、流用につきましても、地方自治法の規定により認められた行為ではありませんが、今後も安易な流用はなすべきではないと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の、月例の際にやっているというお話であります。これについては、記録をとっておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、補助金についてであります。これ、過去にあったんですが、各諸団体が会計処理をして、会計及び監査委員の方があると思うんですが、その会計事務を市職員がやっていることはないのかどうか、やっているとしたら大きな問題でありますので、ここら辺についてはチェックをされたのか、実際ないというのであれば結構ですけれども、チェックをされているのか、そこら辺について、再度お聞きをしたいと思えます。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、2点目の行政監査に係ることで、記録をとっているのかということでございます。これは、私は常に基本的な立場として、行政監査の視点を持って、検査なり例月も含めてやってございますので、特に、記録とかいうことではなしに、常に支出した場合、あるいは契約した場合の法的根拠なり、いろんな規則、補助金にのっとっているかどうかということを常に何回も何回も確認してやってございますので、たくさんございますし、記録を取ることはなしに、常に職員にそういう意識を持っていただくための指導としてやってございます。

次に、補助団体の件でございますが、全てを把握しているわけではございません

が、職員がその職にあつて、必要な場合もあるかも知れませんが、今のところ議員おっしゃられました全てについての把握はしてございませんが、もしそれが適切でないとなれば、それは改めるべきだと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 監査委員というのは非常にボリュームも多いし、過去の監査委員に比べたらペーパー1枚で議会に報告があったことに比べたら、非常に努力されていることについては高く評価をしたいと、私自身も考えております。

ぜひ、行政監査、多岐にわたっておったとしても、やはり、その都度その都度、事務局に指示をして、この点については指摘したと、記録をもって、やっぱり処理をしておく。そして、後から検証するというようなことが大切になろうと思いますので、それはぜひ、実際、指摘をした事項については、とっていただきたいと。

それから、補助金の問題についてですが、監査委員は今のところわからないということでもありますので、これについては、早急に監査委員という立場で、この実態把握に努めていただきたいと。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質疑にお答え申し上げます。

1点目の、行政監査的手法に基づく報告と、あるいは指摘等でございます。私は言葉の上では、議員、指摘とおっしゃいますが、監査委員の立場からすれば、指導ということでございますので、指導でございますので、特に、記録はとってございませんが、原課には事務局を通じて、これを徹底指導するように、また、市全体でも取り組むようにということについては、常々申し上げておまして、そのようにやっていただいと認識してございます。

また、2点目の交付団体の事務職員の事務処理については、全て私把握しているわけではございませんので、その点につきましては、一応、今後、調べさせていただき、適正でなければ適正の方向に持っていくように努力いたしたいと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 続きまして、議案第40号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第40号、一般会計の25年度決算に関して質疑をさせていただきます。

時間的な制約がありますので、まず第1回目は、この通告に従ってやってきたいと思えます。

ページ数は頭のところに打っていますので、ページは省いて、まず第1点、議会の公開にすべきであるというふうに考えておりますが、ユーチューブあるいはフェイスブック等を利用して、議会をより多くの市民の皆さんに公開をしていくということが大切であると思えます。これについてお聞きをしたい。

それから大阪バス方面に関してであります、JR砂川駅の、朝、非常に渋滞状況にあるということをお聞きをしております。これに対する対策をお考えなのかどうか、お聞きをしたいと思えます。

それから、JR岩出駅の活性化と整備改善についてであります。この間、本会議でも多数の同僚議員が指摘をしているわけではあります、現在、どのような状況にあるのか、お聞きをさせていただきたいと思えます。

それから、具体的な資格取得に向けて、どのような資格を検討されているのか。これはもう職員の研修のところの問題ではあります、お聞きをしたいと思えます。

それから、危機管理事業についてであります、危機管理監というのを設置をされて、危機管理監をもとに進められているものと思うのですが、庁内会議は、定期的に開催をされているのかどうか、お聞きをしたい。

それから、高圧受変電事業に関して改善に寄与したということではあります、具体的に数値としてどういう実態にあるのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、緊急時のデータ保管に関して、遠隔地保管を検討するという事を総括の中で述べておられます。どのように検討しているのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、回収機構の費用対効果について、どのような見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、敬老会ですね、これについては対象年齢の引き上げをするというように総括の中で述べられておりますが、どのような引き上げをしていこうとしているのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、難聴児への補聴器購入補助事業についてであります。成人も対象にすべきではないかなというふうに思っております。現在、成人については、そういう補助事業があるのであれば、その内容についてもお聞きをしたいと思えます。

それから、いわで御殿の入浴者数の過去5年間の推移については、どのようなになっているのか、聞きをしたいと思えます。

児童虐待体制の充実とあるが、どのように強化をしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、生活保護事業に関して、制度の変更によって諸問題が発生していると思うんですが、これについてはどのように把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、予防事業に関して副作用が言われている種別のものがあるんですが、これについてのご見解を、経過並びに見解をいただきたいと思います。

それから、堆肥化モニターを募集するということによって言われておりますが、これは具体的にどういう内容のものを想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、家庭系ごみに関して目標に達しないと反省があるが、具体的に今後どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

地籍データの有料化ということで、27年度から考えているという表示がありますが、有料化した場合に、幾らの有料化になるのか。その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、カーブミラーに関してであります。これは通し番号をつけて維持管理をしっかりすべきだということの前々から私は指摘をしているんですが、維持管理についてどういう実態に現在あるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、せせらぎ公園の室使用実績について、お聞きをしたいと思います。

それから、児童の学力向上ということで書かれておりますが、さきのテストの結果について、どのようなご認識があるのか、ご見解をお聞きしたいと思います。

以上が成果説明書の中の質疑であります。

それから、次に、議案書の中の点でお聞きをします。

訴訟費用の50万円については、何の事件の裁判の費用なのか。

それから、自治会助成金に関して、現在、年度当初のみで支給対象時期を2回に、1回だけ4月1日時点でということですが、これについては、支給対象時期を年度2回ぐらいに分けて、途中で自治会が結成された場合も支給対象にできないかというご意見があるんですけれども、これについて、ご見解をお聞きをしたい。

それから、被害者支援センターの負担金が今年度決算の中に計上されていないと思うんですが、従来のところには計上されていないので、ないかなと思うんですが、ほかのところには計上している可能性もありますので、もし支出してないのであれば、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、防犯自治会活動補助金の10万円の支出先はどこか。

それから、車両名義変更ということではありますが、車両を名義変更するというの  
はどういうことなのか、どこからどこに変更したのかお聞きをしたい。

公平委員会の開催回数は何回であったのか。

それから、市税過年度還付金の詳細説明、790万円余りあるんですが、これにつ  
いてお聞きをしたいと思います。

それから、参議院選挙に関して、超過勤務手当の算出及び拘束時間、昼食につい  
てということをお聞きをしたいと思います。

投票所を借上料の内訳はどうか。

それから、ポスター掲示板設置等委託料の詳細についてお聞きをしたいと思いま  
す。

公報折込料について、これは1枚当たり幾らなのか。各新聞社に全紙に入れている  
ものかどうかお聞きをしたいと思います。

委員加給というのは何なのかお聞きをしたいと思います。

投票立会人の人数、内訳をお聞きをしたいと思います。

それから、期日前投票立会人の、これも同様に内訳をお聞きをしたいと思います。

それから、ひきこもり者負担金について、110ページであります、これについ  
てお聞きをしたいと思います。

それから、老人クラブ連合会助成金について、老人クラブ連合会に入っていない  
人と入っている人との差について、非常にアンバランスがあるんじゃないかという  
ふうに思っておりますが、これについてはどのようなご見解なのか、お聞きをし  
たいと思います。

それから、予備費の充用の中で、829万5,000を充用しておりますが。当初予算で  
十分対応できていると、不用額があるにもかかわらず、なぜ予備費から829万5,000  
円を充用したのか。その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、顧問弁護士委託料について50万円の計上があるんですが、これは何の  
ための委託なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出中、二中及び中央小の増減、これは普通財産、財産の目のところ  
であります、これについての増減は何なのか。今まで毎年毎年計上しておきなが  
ら、こういう増減が出てくる理由についてお聞きをしたいと思います。

それから大宮公園の6,400平米増については、これは何なのか。その他のところ  
で9平米マイナスになっているが、これは何なのか。

それから、物品台帳及びこれらの維持管理は万全に実施されているのかどうか、



お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員のご質疑、議会の公開にすべきであるかどうかのご質疑について、まず、お答えをさせていただきます。

現在、平成26年第1回定例会分から市ウェブサイト市の議会ページに本会議録を掲載されています。ユーチューブ、フェイスブック等での公開につきましては、議会の関係でございますので、質疑があったことを議会事務局にお伝えをさせていただきます。

次に、大阪方面バスについて、JR砂川駅の朝、渋滞対策ということですが、運行委託先である和歌山バス那賀株式会社に状況を問い合わせたところ、雨の日は多少の渋滞が発生することがあるとのことですが、一日中のダイヤに乱れが生じるようなことはないとのことです。なお、大阪府の渋滞対策につきましては、地元の自治体において対応していることと考えております。

次に、JR岩出駅の活性化と整備改善についてですが、和歌山線の利用者増及び岩出駅の活性化のために、スタンプラリーの実施やレンタサイクル等を行っているところです。岩出駅の整備改善については、バリアフリー化を事業主体のJRに働きかけ、早期実施に向け協議中でございます。

次に、資格取得について、どのような資格を検討しているのかについてですが、毎年各所属に対し、対象となる資格の調査を行い、資格内容の見直しを行っています。今後も同様、調査を行い、有効な資格取得を進めてまいります。

次に、危機管理事業についてですが、地域防災訓練や火災予防運動などの各事業の打ち合わせ会議を初め、台風襲来のおそれがある場合の対策会議等、随時行っております。

次に、緊急時のデータ保管につきましては、平成24年8月から大規模災害等が発生した場合に備えて、遠隔地のデータセンターに本市の重要なシステムのデータ媒体を保管する本事業を開始し、現在、週1回サイクルで定期的に遠隔地にデータを保管しております。

次に、訴訟費用は、何の事件の裁判かについてですが、訴訟費用82万5,300円につきましては、平成23年度の職員不祥事に対する懲戒免職処分等取消事件の控訴審についての費用でございます。

次に、自治会振興助成金につきましては、自治会振興助成金交付要綱第4条、こ

の助成金の交付対象は、当該年度4月1日現在において結成されている自治会等とするの規定に基づき、年間を通じ、自治会等の活発な活動と自治運営管理を行う自治会等に交付をさせていただきます。現在のところ、支給対象時期の変更は考えていません。

次に、紀の国被害者支援センター負担金についてですが、平成25年度は、負担金の支出はありません。平成22年度の市町村負担金支払いが開始された当初から3年間は援助するとしていたことから、平成25年度以降の支出はありません。

次に、防犯自治会活動補助につきましては、岩出市防犯自治会に支出させていただきます。

以上でございます。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

公平委員会の回数につきましては、平成25年度は、2月14日に1回開催しております。

続きまして、参議院議員に関しての超過勤務及び算出、拘束時間、昼食につきまして、投票日当日の投票事務や開票事務に係る超過勤務手当につきましては、岩出市職員の選挙事務従事に係る超過勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則で定めております。その規則において、1時間当たりの単価は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する基準額の算出基礎とする超過勤務手当の1時間当たりの単価を超えない範囲で市長が定める額とし、昨年参議院選挙では、午前5時から午後10時までの、普通時間は2,200円、午後10時から午前5時までの深夜時間は2,400円としております。

勤務時間につきましては、投票日当日の投票事務にあつては、同法における基準額の算出基礎とする勤務時間を参考として、午前7時から午後8時まで開設している通常の投票所にあつては14時間とし、閉鎖時刻を時間繰り上げている投票所につきましては13時間としております。

開票事務につきましては、実際に勤務した時間により算出しております。

次に、期日前投票の事務につきましては、通常の勤務時間以外実際に勤務した時間に応じて、通常の超過勤務手当と同じ算出方法により算出しております。

職員の昼食につきましては、各自で用意することとしており、市からの支給はしてございません。

次に、投票所の借上料の内訳はどうかにつきまして、区・自治会などからお借り

している施設につきましては、1施設につき7,000円として、6カ所で4万2,000円となっております。それ以外の施設につきましては、教育委員会が管理する公民館に係るものとなっております。

続きまして、ポスター掲示場設置等委託料の詳細につきましては、市内133カ所のポスター掲示板の作成のほか、公示日までの設置から選挙後の撤去までの業務を一括して委託しているものでございます。1カ所につきまして4,200円となっております。

続きまして、公報折込料につきましては、選挙公報につきましては、選挙期日の2日前までに選挙人名簿に登録されている各世帯に配布する必要がありますが、それが困難な場合は、県選管に届け出て、選挙折り込みによる配布が認められております。岩出市では、新聞折り込みにより配付してございます。新聞を購読されていない方への補完措置としましては、公共施設へ据え置いたり、申し出された方には郵送してございます。

続きまして、委員加給とは何かにつきましては、選挙が執行される場合、定例の委員会以外にも委員会を開催するほか、選挙当日にあっても、各投票所の巡視や開票所での監視などに当たっていただいていることから、年間の報酬に加えて支給するものでございます。一選挙につき1人9,000円となっております。

投票立会人の内訳を求めるということにつきましては、当日の投票所の立会人は、市内19投票所2名ずつの38人分となっております。

期日前投票立会人の内訳を求めるということにつきましては、期日前投票の立会人につきましては、16日間に2人ずつで、延べ32人となっております。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

23ページの高圧受変電事業の具体的数値につきましては、現在の力率は100%でございます。力率とは、瞬間瞬間の数値であり、100%にするために進相コンデンサで調整されています。新しい機器では、進相コンデンサの能力が100キロボルトアンペアから115キロボルトアンペアとなったことにより、調整能力が改善されています。

次に、76ページ、車両名義変更につきましては、土地開発公社の車を岩出市に名義変更したものでございます。

次に、313ページ、その他9平方メートルのマイナスにつきましては、西野289番

2と290番が国土調査により増加した分、合計1.61平方メートルと、宮20番2の一部を市道に移管して減った分11平方メートル、差し引き9平方メートルのマイナスでございます。

○松下議長 出納室長。

○井神出納室長 尾和議員のご質疑にお答えします。

物品台帳及びこれらの維持管理は万全かどうかでございますけれども、物品につきましては、年度中の増減を各所管において物品台帳に基づき維持管理しており、これに基づき各課から提出された物品出納計算書をもとに関係書類との照合を行い、適正な物品管理を行っております。

○松下議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

35ページ、回収機構の費用対効果をどう判断してるかについてですが、市からの負担金634万4,000円に対して回収機構からの入金5,374万4,806円でありますので、費用対効果があると考えます。

次に、94ページ、市税過年度還付金の詳細説明を求めるについてお答えします。

平成25年度の決算における市税過年度還付金の内訳は、個人住民税57件183万3,700円、法人市民税57件547万8,500円、固定資産税都市計画税2件5万6,200円、軽自動車税1件1,000円、配当割・株式等譲渡所得割61件37万6,986円、還付加算金33件20万400円、督促手数料1件100円、合計で212件794万6,886円でございます。

以上です。

○松下議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

初めに、難聴児への補聴器購入補助事業について、成人も対象者にすべきではないのかについてでございますが、岩出市難聴児補聴器購入費助成事業は、障害者総合支援法による補装具費支給制度の給付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入に補助することにより、言語の発達のおくれを防ぎ、健全な発達を支援することを目的とするものです。したがって、成人を対象とすることは考えておりません。

なお、障害者総合支援法による補装具費支給制度の対象とならない軽・中度難聴者のその他の事業もございません。

次に、児童虐待体制の充実したあるが、どのように強化するのかについてでございますが、児童虐待対応体制の充実につきましては、平成22年度には福祉課への家

庭相談員の配置、平成25年度には保健師の配属や児童相談所等への対象児童を搬送するための車両の購入を行っております。

また、関係機関で組織する、岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議の実務者会議について、平成25年度より和歌山県児童家庭支援センター職員に、平成26年度より和歌山乳児院の職員及び岩出警察署生活安全刑事課の警察官に参加いただいております。

児童虐待相談件数は年々増加しており、今後とも継続して関係機関の連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護事業に関して、制度の変更による諸問題はどうかについてでございますが、生活保護事業に関しては、生活保護法の改正により、平成25年8月から生活扶助費の基準改定及び就労収入に対する各種控除制度の見直し等が実施されております。生活扶助費の基準改定につきましては、平成20年以降の物価変動等を勘案した結果、引き下げられるもので、激変緩和のため、3カ年かけて改定されます。

平成25年度において、個別ケースで生活ができないなどといった問題はないと考えております。

なお、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についても、ないものと考えております。

次に、ひきこもり者負担金についてでございますが、ひきこもり者社会参加支援センターは、ひきこもりへの相談、居場所提供や社会体験、就労支援等を行うための施設で、県と関係市町で運営費を負担しているものです。

負担割合は、県が2分の1、各市町は残りの2分の1を前々年度の利用実績に基づき決定される負担割合により、負担することとなっております。

以上です。

○松下議長 生活環境課長。

○居谷生活環境課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

堆肥化モニターの内容については、生ごみ処理容器を使い、4カ月間、生ごみの堆肥化に取り組んでいただき、その減量効果を検証するものでございます。

次に、家庭系ごみに関して、具体的にどうするのかについてでございますけれども、従前の取り組みを、さらに徹底するとともに、堆肥化モニターによる実証結果をもとに、減量効果につながる、こうした取り組み事例を市行事や広報いわで、市ウェブサイト等で広く市民に啓発するなど、家庭系ごみのさらなる減量化に努めてまいります。

以上でございます。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の質疑、予防接種で副作用が言われている種別についてお答えいたします。

平成25年6月に、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が見られたことから、国より積極的な勧奨を差し控えるよう通知のあった種別として、子宮頸がん予防ワクチンがあります。平成26年7月4日の第10回審議の結果では、子宮頸がんワクチンの取り扱いが現状維持とし、引き続き、当面の間は、積極的勧奨は差し控えるとされており、本市においても、国の指示どおり、積極的な勧奨を差し控えているところであります。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えします。

敬老会対象年齢の引き上げをしようとしているがどうか、これについては、高齢化が進む中で、高齢者としての年齢に対する意識が変わりつつあることから、平成26年度は、数え71歳以上とし、以降、毎年1歳ずつ引き上げ、最終的に数え75歳以上とします。

続いて、いわで御殿の入浴者数の推移はどうか、過去5年間につきましては、平成21年度、入浴者数は7,839人、平成22年度、7,458人、平成23年度、7,842人、平成24年度、6,481人、平成25年度、6,109人となります。

続いて、老人クラブ連合会助成金について、高齢者のひきこもりを予防し、生きがいづくりや社会参加を促進することを目的に、老人クラブが実施する事業や活動に対して、実績報告を確認した上で助成しているものです。

以上です。

○松下議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

カーミラーの維持管理につきましては、平成25年度の点検の結果、2,307基中、補修を必要とするカーミラーは14基であります。実態につきましては、台帳を作成してございます。

次に、予備費の充用につきましては、平成25年9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨により発生した山崎地区の浸水対策を解消または軽減するため、計画排水量の検討など委託業務したもので、地方自治法に基づきまして、予算外の支

出にあるためでございます。

以上です。

○松下議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 尾和議員の質疑にお答えします。

さぎのせ公園の室使用実績はどうかにつきまして、平成25年度は、建築工事実施年度であり、供用開始前でしたので、利用実績はございません。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

79ページ、地籍データの有料化するとあるが、どうされるのかであります、市内全域の地籍調査の完成に伴い、現在、無料で交付している地籍データの有料化を検討するものでございます。

以上です。

○松下議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

107ページ、児童の学力向上とあるが、さきの結果はどうかについてでございますが、全国学力・学習状況調査の市全体の結果につきましては、小学生の成績は、年々県平均との差は縮小してきているものの、依然として県平均を下回る厳しい結果となっております。

さらなる対策につきましては、現在検討中ではありますが、成果を上げる学校も出てきているため、今後も本事業を継続してまいります。

次に、305ページ、岩出中、二中及び中央小の増減は何かについてでございますが、これは地籍調査による増減でございます。

以上です。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

大宮緑地総合運動公園の面積増につきましては、地籍調査によるものです。

○松下議長 岩出図書館次長。

○並松岩出図書館次長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

254ページです。この顧問弁護士委託料は、大門池、新池に係る土地共有入会権等確認請求控訴事件及び上告受理申立事件を委託したものであります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　まず、砂川駅の問題であります。これは雨の日は混んでおるけれども、通常は別に問題ないというお話であります。実態を把握するために、私もあそこへ行って見たんですが、早朝のときには、やはり混んでいるんですね。雨であろうと、通常、雨が降ったから混むというのは、余り適当な答弁ではないのではないかなど。状態としては、非常に混雑をしているということは、実態把握をしていく中でありますので、対策を、これは泉南市とあわせて対応していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、JR岩出駅の活性化についてですが、現在、今、協議中だと。協議中という答弁であります。どこまで進んで、どのようになっているのか、もっと具体的をお願いをしたいと思えます。

それから、資格の問題であります。有効な資格という表現しか言われていないんですが、具体的に持たないとだめだと思えます。ここら辺について、再度お聞きをしたいと思えます。

それから、高圧変電の問題であります。力率というのですか、改善されたというんですが、数値的にご答弁がないので、数値的にはどれだけの電力の使用量が減ったということなのか、そこら辺をお示しをいただきたいと思えます。

それから、遠隔地の問題であります。遠隔地保管を検討するという事で総括されているわけですから、現在、北海道のほうに保管をされていると思うんですが、何か不都合があるのかどうか、そこら辺があるので、検討していくということなのか、そこら辺、具体的にお聞きをしたいと思えます。

それから、地籍データの有料化の問題であります。地籍課長のほうから、これは検討するんだということでは言われましたが、成果説明書には、地籍の成果（データ）有料化と書いているわけですね。検討するとは書いていないんです。もう有料化はやっていくという、これだけ見ると、そうとらざるを得ないんです。

この地籍成果の有料化は、その後、検討するという言葉を追加されるんでしょうか、その点についてお聞きをしたいと思えます。

それから、市税過年度還付金の問題であります。これは、今、各地方自治体で大きな問題になっております過年度還付加算金ですね、これについて、岩出市は実際そういうことがあったのか、なかったのか。調査をされていると思うんですが、33件で20万400円という金額を、今、お示しをいただきました。各地方自治体で、今、先日もNHKのニュース等と言っているんですが、還付加算金の未払いの実態が明らかになってきて、今、5日時点で25万3,100人、13億円余りの金が返還をせざる



を得ないということに言われております。岩出市はそういうことがなかったのかどうなのか、実際調査中なのか、調査をした結果、どれだけのそういうことがあったのかということについて、これはいわゆる還付金の、これは一般の自営業者は余り関係ない、いわゆるサラリーマンの人たちが該当することなんですけれども、それについて、再度、具体的に数字を持っておられるのであれば、ご報告をいただきたいと思います。

それから、新聞折り込みのところ、公報折込料についての単価を私は最初に質疑をしたんですが、単価の報告がありませんので、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、214ページの、これは答弁がなかったんですけれども、予備費を充当して、当初予算で、もう既に皆さんも見ておられると思うんですが、剰余金が発生しているのにもかかわらず、予備金のほうから820万円余りを入れて、不用額が2,000何万円あるんですよね。予備金をそこへ入れる必要ないんです。不用額が生じているわけですから。なぜこんな手札をするのか、これについては再度ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

まず、大阪方面路線バスの関係で、JR砂川駅の渋滞ということでございますけれども、これにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたように、大阪府の渋滞の対策でございますので、地元の自治体において対応していただいていると、このように考えてございます。

次に、JR岩出駅の整備の改善状況の協議中の中身ということでございますけれども、先ほどの答弁の中で、バリアフリー化と、私申し上げましたけれども、トイレの改修、それとエレベーターの設置について、JRに働きかけを行って、今、協議を行っている、そういうような内容でございます。

それから、職員の資格取得についての内容でございます。これにつきましては、具体的にということでございますので、平成26年度、今年度ですけれども、新たに小型移動式のクレーンの運転技能の資格であるとか、フォークリフト等の運転資格等、このようなものを追加して、充実にさせていただいているところでございます。

それと、緊急時のデータの保管についてでございますけれども、これにつきましては、平成24年の8月から、滋賀県の東近江市のほうにセンターがございまして、

そちらのほうに保管をしてございます。

それで、主要施策の中で、反省、改善と書かせていただいているのは、今後は通信による遠隔地へのデータ保管も検討していく必要があるということでございます。ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

新聞折込料の単価につきまして、比例代表の公報につきましては、単価13円80銭、選挙区の公報につきましては、単価4円80銭となっております。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

高圧受変電設備の具体的数値ということでございますが、メーカーに問い合わせたところ、新しい設備は、従来の設備に比べて、エネルギー消費効率が8%から10%改善されているということでございますので、力率が改善できたと考えております。

○松下議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

還付加算金未払いの件につきましては、岩出市では、現在、適正に対応しております。

以上でございます。

○松下議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

不用額があるのに、なぜ利用するのかということですが、当初予算に計上していない事業のためでございます。

以上です。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

有料化されるのかということですが、通例により、他市町村と同様、有料化を検討するものであります。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 地籍課長の件だけれど、検討すると書いてないわけで、検討するという

ことを、この文章の中に入れるのかどうかということです。これだったら有料化が決まった表現ですから、検討するのだったら有料化するかせんかわからんから、もう少し明確にしていただけませんか。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員の再質疑の問いでございますが、有料化だけでは判断できないということで、有料化を検討するということで考えていただければ結構だと思います。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員のご質疑でございますが、近隣の市町村が手数料を徴収しておりますので、岩出市も徴収する必要があると考えておりますので、検討するという事でお答えさせていただきました。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

印刷にあるとおり、有料化いたします。ただ、中身については、今後、検討しなければならないということでございます。

○松下議長 尾和議員、よろしいですか。

○尾和議員 有料化ということやな。有料化するということやな。値段はわからんけれども、有料化ということ、そういう理解をしてよろしいね。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 税務課長のほうから、還付加算金の利息の支払いについては、適正であるということで、岩出市は、そういうことがないと、適正に処理をしたということで言われておりますが、そういう追加で支払いをするという対象の事案はないということで、再度、確認をさせていただきたいと思います。

○松下議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑についてお答えいたします。

現在のところ、適正に対応しておりますが、過去の分につきましては、ただいま調査中であり、支払うべき事例があれば、早急に対応したいと考えております。

○松下議長 しばらく休憩いたします。

午前11時30分から再開いたします。

休憩 (11時20分)

再開 (11時30分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

続きまして、議案第44号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第44号について質疑を行います。

25年度決算認定についてであります。3点にわたって質疑をさせていただきます。

まず、滞納繰越金の詳細ですね、138万何がしの件であります。

それから、2番目に、不明水調査業務委託料についてであります。どういう趣旨で、どういう内容で、どういうことで委託をしたのか、詳細について求めたいと思います。

それから、下水道布設工事の基準について、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、滞納繰越金の詳細理由につきまして、下水道使用料の過年度分、平成22年度から24年度の滞納額で収納された138万6,570円でございます。

2点目、不明水調査業務委託についてでございますが、これは和歌山県下水道課から、平成24年6月29日付下第148号で不明水の調査依頼がありました。これは、平成24年6月21日から22日にかけて降った雨の影響により、通常より多い水が那賀浄化センターに流入があったため、依頼があったものでございます。

○松下議長 下水道工務課長。

○樫元下水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

下水管布設工事の基準につきましては、日本下水道協会の発刊する下水道施設計画・設計指針と解説、及び岩出市下水道設計積算基準に基づき行っております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ここで聞いているのは、滞納繰越金の詳細理由ということで、どのような要因で滞納につながっていったのかということと分析をされていると思うんですね。その理由を具体的に答弁ください。

それから、不明水調査の業務委託ですが、流水水量が多くなったということですが、この調査に500万円から必要性はあるのかなと、どういう調査をしたのかなと

いうのがあるんですが、それについて、具体的に答弁してください。

それから、下水道の布設工事についてであります。ここで私は聞いているのは、協会基準に従ってということですが、岩出市の下水管については、今、各地区で埋設工事が行われておりますが、私が聞きたいのは、市道、いわゆる管理道、あるいは私道、それから法定外公共物、あるいは里道とか、そういういろいろなもろもろの地目があると思うんですけれども、そこに埋設する際に、このところはだめで、この部分はいいですよという基準を設けておられるのかどうか。

これ、特に下水道埋設で、この前も議論を我々の中でしたんですが、私設道路、私道路については埋設しないとか、あるところではしておるとか、里道に埋設をしているところもあれば、里道にはできないという見解を説明員がすると、基準がどこにあるのかわかりません。市民にとっては、今、この問題が喫緊の課題として出てきておりますので、そのことをご説明ください。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

まず、滞納繰越金の滞納している理由ということですが、滞納につきましては、現在、厳しく給水停止などで収納に努めておるところでございますが、理由については、個々に詳しくはお伺いしておりませんが、一般的には、生計、収入の不足であったりとか、生活の困窮であったりとか、そういった部分のことであろうかと思えます。

それから、不明水調査についてでございますが、これにつきましては、流域下水道の接続点のマンホールに流量計を設置して、約1カ月間の設置をして、流量を測定して、不明水の流入があるかどうかを調査したものでございます。

これの必要性につきましては、不明水につきましても、下水処理場で処理することになりますので、処理費用がかかってまいります。不明水をできるだけ少なくすることが、下水道の処理費を安く上げることにもなりますので、非常に重要と考えてございます。

以上です。

○松下議長 下水道工務課長。

○樫元下水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

下水管布設工事の基準といたしまして、基本的には公道、市道、県道、国道につきましては、占用許可をとり、下水管布設を行っております。私道につきましては

は、土地権利者の同意をいただいて、同意が承諾いただきましたら、下水管工事をしておるところでございます。

里道につきましては、そこからでしか汚水が発生をとれない場合がありますら、下水管布設工事を行います。

法定外公共物につきましても、同様の対応をしております。

○松下議長 よろしいですか。

再々質疑をお願いします。

○尾和議員 課長ね、最初に私が言うたことに対して、正確に答えてもらわないと困るんですよ。そうしないと、これ質疑3回までしかできないんですよ。だから法定外公共物、里道、その他、私道を含めて、埋設できるのかというたら、答えなかったでしょう。そういう姿勢が市民に対してサービス精神がないということなんです。議会においても、そういう答弁をすること自体、問題だということの指摘をしておきます。

それで、今、言われたように、里道でも法定外公共物でも、そのところにしか埋設できない場合はしますということを行っているわけですね。しかし、現実的には、するところとしないところがあるんですよ。こんなアンバランスな形で、行政がやろうとすると、市民の間に不満が生じているということだけを言うておきます。

それから、不明水の問題であります。流量計を設置したということではありますが、その数値は幾ら出てきたんでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

数値については、手元に資料を持ってございません。結果といたしましては、大きな不明水につながるような結果は出てございませんでした。

○尾和議員 議長、今の答弁も不親切なんです。手元に持ってないから知らんと言っているんでしょう。後から出すように言うてください。

○松下議長 よろしいですか、報告できる。

○梅田上下水道業務課長 はい。

○松下議長 できますと、しますということで。

続きまして、45号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 45号は、議長、時間がないので、ちょっと質疑を上げていますが、パス

して、次の議題に移ります。

○松下議長 続きまして、46号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 46号の議案の質疑を行います。

まず、毎日当番委託料について250万円計上されておりますが、この内容についてお聞きをしたいと。

漏水修理等について、具体的に何件終了してきたのかということであります。

それから、量水器の取りかえ修理について、これは耐用年数を含めてお聞きをしたいと思います。

それから、有給休暇の消化率、水道局における有給休暇の消化率についてお聞きをしたいと思います。

それから、不納欠損金処分の内容について、具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、備品除却の17万4,000円の内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、加入施設分担金について、具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、企業債償還に関して、高利率の償還終期について改善すべきであるというふうに考えておりますが、これについて市の見解をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○岩見上水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えしています。

まず、1点目、毎日当番委託料でございますが、突発的な漏水等に対応するため、岩出市管工事業協同組合に対し委託を行っているものでございます。

2点目、漏水修理等についてでございますが、内訳等になりますけれども、漏水修理171件、止水栓の交換173件、消火栓設置及び修理が4件、メーターボックスの移設及び給水管の移設が103件、コンクリートボックスの調整等が22件、メーター詰まりの解消が44件、その他といたしまして、仮設の配管等が28件の、合計545件となっております。

3点目、量水器取りかえ修理についてでございます。計量法の第16条、取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できないと規定されてございます。つきまして、有効期限内、水道のメーターに関しましては8年になりますけれども、その期間内に取りかえを行うものでございます。

以上でございます。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

有給休暇の消化実績はどうかということで、有給休暇の消化実績につきましては、平成25年1月1日から12月31日までの期間、1人当たり9.3日でございます。

続きまして、不納欠損処分等の具体的な内容ということで、不納欠損処分等181万6,434円につきましては、不納欠損に係るものが218件で117万5,343円、過年度分調定更正、これは漏水減免でございます、に係るものが28件で、64万1,091円でございます。

続きまして、備品除却の内容につきましては、備品除却の内容は、ノート型パソコン1台、ハンディーターミナル8台、デスクトップパソコン、これは上水道台帳用システム用でございます。これが1台でございます。

続きまして、加入施設分担金について、具体的に求めるということで、加入分担金につきましては、276件で、6,218万円です。施設分担金につきましては、56件で、5,759万6,217円でございます。

続きまして、企業債償還について、高利率の償還終期について改善すべきであるかどうかということですが、補償金免除繰上償還の制度につきましては、5%以上の利率について対象とするものであり、本市では、平成19年に利率8%の企業債を繰上償還しており、この制度を活用できる企業債は、全て繰上償還を行ってございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 有収率の絡みがあるんですが、漏水の修理を行って、その効果というのはつかんでおられるのか。修理をした後と、前と後の有収率についてお聞きをしたいと思います。

それから、量水器の取りかえについては、法的には8年ということですが、岩出市においては、5年サイクルぐらいでやられておるんですかね。ここら辺について、8年だから8年いっぱい使ってということなのか、その考え方についてお聞きをしたいと思います。

それから、有給休暇の問題であります。有給休暇が9.3日だということあります。消滅日数についてはつかんでおられるか、つかんでおられたら報告をいただきたいと思っております。



それから、備品の問題であります。この除却の問題については、固定資産台帳から削除されるということですが、固定資産税の絡みもあって、適正に処理をされているのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、加入及び施設分担金であります。これについては、さきの一般質問でも行いましたが、岩出市の場合、非常に高いという現状にあります。これについて改善をする意思があるのかどうか、考えをお聞かせください。

それから、企業債の問題についてであります。これについては、高利回りのところは、早く返還をして、低金利に変えていくという手だてが必要になってくると思います。

以上、質疑を行いますので、答弁、よろしくお願いします。

○松下議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○岩見上水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

有収率についてでございますが、24年度の全国的な平均が87.6%となっております。岩出市につきましては、25年度の実績が87.5%、24年度につきましては87.3%ということで、0.2ポイントではございますが、改善してございます。

引き続きまして、量水器の取りかえでございますが、7年目をめどに取りかえのほうは実施しております。ただ、どうしてもばらつき等ございますので、6年目に実施するケースも出てくるかとは思いますが、これにつきましては、総量的にバランスをとって交換してまいっておりますので、以上でございます。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

有給休暇の消滅日数につきましては、職員が14名おりました、全体で280日に対しまして、149.8日が消滅日数となります。

それから、備品除却につきましては、適正に処理してございます。

次に、分担金の金額の改善につきましては、現在のところ、すぐ改善は考えておりませんが、今後、水道ビジョンの作成を行い、その中で検討してまいりたいと考えております。

償還金につきましては、市といたしましては、繰上償還できるものを全て現在も行っております。今後でもできるものが、また、新たに発生しましたら、繰上償還はしていきたいと考えます。

以上です。

○松下議長 これ、46号の質疑を終わります。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第40号から議案第46号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時55分)

再開 (1時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第40号から議案第46号までの議案7件の質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

議題となっております議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(異議あり)

○松下議長 ご異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会に付託いたしました議案第40号から議案第46号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第46号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけるこ

とに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、宮本要代議員、玉田隆紀議員、田中宏幸議員、西野豊議員、山本重信議員、吉本勸曜議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますから、委員会室において、正副委員長の互選をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）～

日程第21 議案第59号 動産の取得について

○松下議長 日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）の件から、日程第21 議案第59号 動産の取得の件までの議案13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第47号から通告に従い、質疑をさせていただきます。

この議案第47号は、外国語指導助手に係る条例案です。この中では、以前

と変わったのは、初年度の賃金、これを下げて、3年目以降に賃金を上げていく、こういう条例になっています。以前は、年間通して360万円というものが、このように変わった理由、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

それと、岩出市でもこの間、外国のこういう指導助手、採用されてきたと思うんですが、これまで採用されてきた人数と、大体、採用された方がどれぐらいの年数を指導助手としてされてきたのかという、任用年数、これもあわせてお聞きをしたいと思います。

それと、最初の1年目の賃金というのが、月額28万円となっているんですが、これだと、今まででは、年間360万円という部分の中で、所得税とか住民税の控除後というのを差し引いた額として360万円が保障されてきています。今回、月額28万円というのは、こうした住民税とか所得税、これを控除された、そういう額の手取り額なのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

初年度の賃金を下げ、3年目以降に賃金を上げることとした理由はにつきまして、外国語指導助手は、一般財団法人自治体国際化協会を通じて、任用団体となる各自治体へ配属されます。そのため、一般財団法人自治体国際化協会が定める招致外国青年任用規則に準じた額としたものでございます。

次に、これまでの指導助手の採用人数と再任用年数についてですが、過去の指導助手の採用人数は9名でございます。うち、再任用した人数は8名で、再任用期間別で申し上げますと、1年が6名、2年が1名、4年が1名となっております。

次に、税額控除後の額となっているのかどうかにつきましては、今回の改正額では、全て税額控除前の額であり、所得税、住民税は、外国語指導助手の負担となります。しかし、租税条約に関する届出書の提出により、最初の2年間は、所得税、住民税は免除されるため、指導助手の負担はございません。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今までの採用されてきた方が9名だったということでした。そのうち、わずか1年という方が6名もおられたと。実際には、今回のこの条例の部分の中という、4年目、5年目というふうになっているんですが、市としては、基本的に

はこの外国語指導助手というのは、基本的には何年ぐらいを市としては、この外国語指導助手というのを、一番最初の年に採用するに当たって、そういう長期というのを、そもそも最初から想定されているのかどうか、この条例を見る限り、少なくとも5年は、そういう外国語指導助手を採用していくのが基本方針かなというふうに感じるんですが、その辺のところの関係、市の考えと、これまでは1年で6人という、わずか1年でやめられたというのは、何か理由があるのかどうか、この辺お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

初めに、まず、ちょっとお断り申し上げたいんですが、先ほどの答弁の中で、私は再任用期間別で1年が6名というふうに申し上げております。つまり、再任用期間1年の者というのは、初年度を含めて2年ということになります。

市として、どれぐらいの期間を考えているのかということですが、前任者の、例えば、前任者の指導助手を例に挙げますと、大変優秀な人物でした。やはり、岩出市になれていただいて、岩出市の学校にもなれていただいて、子どもたちとの交流がスムーズにいく、また、市の行事などにも参加していただく、そういったことで、できるだけ長期に雇用して、なれて、子どもたちの授業も上手になっていただきたいと考えております。

ただ、この再任用につきましては、市教育委員会の考え、それから本人の再任用の希望、これが一致して初めて再任用となりますので、その点をお酌みいただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 49号の岩出市の家庭的保育事業に関する質疑をさせていただきたいと思います。

今回、提案されてきている議案、49号、50号もそうなんですが、51号もそうなんですが、実質的には、この出されてきた議案、市として議案として出されてきたというのは、わずか1枚もののこういうものでした。いわば厚生労働省、ここに書かれているように、厚生労働省に定めるという、そのものについて、読みかえ条例だ

と、実際には、そういう条例については、各議員さん、勝手に調べてよというような感じなのかなという、そういう部分なんですね。しかし、現実的には、条例案という部分の中では、この書かれてきている、この出されてきたこの議案、49、50、51というのが、実際には岩出市そのもの自身の基準というのは、どこにも書かれていません。

しかも、岩出市として、今回のこの国による子育て支援との関係の部分でいうと、保育行政というのを大きく変えていく、そういうことになろうかと思いますが、実際には、岩出市として、今後、どのように対応していくのかということすら、全くわかりません。市の提案理由の説明の中でも、一切そういう文言については、触れられませんでした。しかも、今回のこの条例の中の部分について、岩出市としては、こういうふうを考えていくとか、こういう方向性を持っていくとかいう、そういう補足のための説明資料、こういうものも提出されていません。

私は、こういう部分では、実際には、岩出市としてのしっかりとした基準がわからない中で、議員として、どうこの議案について対応していいのか、また、どのような違いが今後生じてくるのか、これは一切わからないというふうに思うんです。そういう点では、明確に当局のほうから岩出市としての基準、数値、こういう部分なんかの説明を求めたいと思います。これが、まず1点です。

それと、今、国の方でも、この法律ができる前、多くの皆さんからも、これは問題がある、弁護士協会なんかからも、これは大きな問題を含んでいるのではないかなというような指摘もありました。そんな中で、例えば、この地域型保育事業については、この新制度では、小規模保育事業については、A、B、Cの3つの型にするんだと、A型、分園型は、配置基準の保育者は保育士資格が必要となっていますが、B型については、2分の1だと、C型については、研修修了者としていく、そういうものになっており、保育士資格というもの、そのもの自身を、必要としてきていません。

こういう点を見てみますと、専門家の方を初めとして、多くの問題点というのが指摘されてきました。それを岩出市として、このような基準にしたというのですか、読みかえということですので、その基準になるのではないかと考えるわけなんです。この点は、なぜこういうふうにしたのかと。

それと、実際には、今、言われている研修というのですか、そういうものについては、国家資格という部分の研修と、今後、この新制度で言われている研修修了者というのでは、大きな、子どもの命を預かる、こういう点においては、大きな研修

の中身の違い、こういうものも生まれてくるわけなんです。市として、こういった国家資格の研修と、中身は格段の違いがあるというような研修修了者でもいいんだということにした理由はなぜなのか、そしてまた、今回、行おうとしている、この研修修了者、これは誰が研修を行うのかということもあわせてお聞きをしたいと思います。

また、居宅訪問型の保育、これについては、こうした、今言ったような形の研修修了者と、そして、免責規定というものも、今回のこの新制度の中では、中身としてはなってきました。いわば密室の中で、国家資格を持たないというような保育者と、ゼロ歳から2歳という、こういう子どもが、まさに1対1という状況の中で、保育をしていくということになっていくわけなんです。

子どもの命、これを守る上、この子どもの命という点から考えてみて、まさに岩出市としては、質の確保というものが、私は求められるというふうに考えるわけなんです。岩出市としては、このような形として、市としては、このような状況になるんだという形については、どのように捉えられておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

4点目には、国で示された部分については、こうした地域型保育事業の中身については、食事という面については、外部から運んできてもいいんだというような形になってきています。しかし今、小さい子どもの部分の中においては、アトピーを持った子どもたちや、また、アレルギー、こういうような点を持った子どもさんなんかもおられるわけですね。そういう点では、実際には、そういう部分の中でもしっかりと自園調理という部分の中でするのが大切ではないかというふうに考えるわけなんです。

こういう食事の提供という部分なんかにおいても、こういう視点、これは市としてどう捉えられておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

最後に、今、岩出市では、認可外の保育施設として9カ所、岩出市のホームページの中をずっと開いていけば、市として、9施設が市としては認識していますよというのがホームページに載っています。

これらの施設ですね、これらの施設について、今度のこの新制度にかかわって、行政として管理運営面という点では、どのようなかかわり、これを持っていこうとしているのか、そしてまた、これまでは、どのようなかかわりを持ってきたのかという点、これをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、条例については、厚労省に定めるものの読みかえ条例であると、国基準というが岩出市としての基準が明確でない上に、岩出市として、今後どう対応していくのか、補足資料もなく、当局からの説明もありません。岩出市としての基準、数値等の説明を求めるについてでございますが、これまで、認可外の保育所とされていたものに対して、利用定員や保育士の配置基準、保育士の免責基準等新たに認可基準を定め、事業者に対して、地域型保育給付を行うものであり、岩出市独自の基準を設けておりません。

なお、内容につきましては、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児、3歳未満が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとして、設備運営基準及び最低基準について規定し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業、各事業の認可基準を定めています。

省令を見ていただくということでご理解くださるよう、よろしく願いいたします。

続きまして、国家基準において家庭的保育事業、小規模保育事業C型などでは、国家資格を持つ保育士ではなく、研修修了者でもよいとされている、国家資格の研修と中身は格段の違いがあるが、研修修了者でよいとした理由はなぜか。また、誰が研修を行うのかについてでございますが、現在、新制度移行前の認可外保育施設の保育者に対しては、資格要件や研修義務はございません。新制度は、これらの施設に対し、新たに保育者に対する基準を設け、基準を満たした施設には、公費を給付するということで、保育の質の向上を図るものです。

なお、研修については、市町村長が行うとされておりますが、現在、研修主体については、県においてご検討いただいているところです。

続きまして、居宅訪問型保育は、研修修了者と免責規定がないとされているが、密室の中で国家資格を持たない保育者と、ゼロ歳から2歳の乳児が1対1となる。子どもの命を守る上で質の確保が求められるが、市としてどう捉えているのかについてであります。保育者の資格としては、研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者となっております。

認可において必要な保育者の研修内容は、現在、県と協議し、検討しております

が、市としては、保育の質の確保、児童の安全を第一に考え、認可する場合の保育者の研修内容については、質の高い研修内容としていきたいと考えております。

続きまして、食事の提供において、外部搬入としているが、アレルギー、アトピー対策の面でも、自園調理にしなかったのはどういう理由なのかについてであります。食事の提供につきましては、連携施設または近隣にある同一及び系列施設が経営する小規模保育事業、社会福祉施設からの外部搬入は認められておりますが、基本的に自園調理となっております。

次に、認可外保育施設として、9カ所がホームページに載っているが、現在、これらの施設について、行政として管理運営面では、どのようなかわりを持っているのかについてであります。9カ所の認可外保育施設については、児童福祉法第59条、岩出市認可外保育施設指導要綱に基づき、年1回の立入検査を行い、基準に基づく運営状況を確認しております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 認可外保育施設、今、9カ所あるということなんですが、今回のこの条例制定に当たって、これらの施設の方なんかには、将来的には、市として、こういうふうに考えていますというような説明なんかはされてきたんでしょうか。それが1点です。

もう一点は、今、質の高いものにするから大丈夫なんだというような答弁でした。お伺いしますが、実際には岩出の公立の保育所なんかでも、保育士さん配置がされてきています。こういった国の国家試験としての保育士さんの研修時間、これはどのぐらい国家試験の部分の中では、持っておられる方は、どのような研修時間、これをされてきて、この保育士さんになってきたんでしょうか。

そしてまた、言われている市が今後取り組んでいくという、研修修了者という方と、どれぐらいの違いがあるのか、研修時間の差がどれぐらいあるのかと。一説によると、研修といっても、5時間から10時間程度というようなことなんかも聞こえてくるわけなんです。果たしてそういうような時間だけで、研修されたというだけで、本当に市が言う質の高い、そういう保育士というのですか、本来であれば、子どもの命を預かっていくという部分の中では、やはりしっかりと、そういう研修があってこそ、子どもの命を守っていける、そういうふうになっていくと思うんですが。

そういう点での研修内容というのですか、その国家資格を持っている方の保育士さんと、市がやろうとしている認めていくという、そういう保育士さんとの違い、どれぐらいあるのか、この点、お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、認可外保育施設の周知についてでございますが、これは今後、周知してまいっていききたいなど、そのように考えてございます。

質の高いものにするから大丈夫というふうなことで、研修時間等々のことを、今、お話伺っていますけれども、地域型保育事業において、小規模保育事業、それから、家庭的保育事業、事業所内保育事業、これ、いわゆる認可外保育施設で行っている事業でございます。これらの施設に一定の基準を与えることによって、公費を給付すると、インセンティブを与えることによって、今、認可外保育施設の質を上げていこうと、こういった狙いの今回基準でございます。

研修の内容ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、認可外保育施設、今のところ、資格要件というのが非常に低いものになっているので、そこは引き上げていくような形で、例えば、小規模保育事業で、A型でしたら、保育士もしくは保育士と同等の資格の者がいるとか、B型でしたら、2分の1以上は保育士、そういったことで、資格基準を定めてございますので、質は上がっていくのかなど、このように考えてございます。

それから、研修期間でございますけれども、一般に保育士をとっていただくときは、短期大学へ行って2年間、その資格をとっていただくのかなどと思いますけれども、今後、その研修については、県と協議しながら、そういった規格を満たすような形で検討してまいりたいなど、そのように考えております。

居宅訪問型保育事業については、逆に、もともと保育資格を持っておる者が、さらに研修をして、その資質を上げると、そういった形になってございますので、ご理解いただくよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市の場合、私立、ゼロ歳児という点においては、ゼロ歳児から預かっているいただいていると、公立の部分については、ゼロ歳児の要望がありながら、1

歳児からしかされていないという状況があるわけなんですね。そういう点でいうと、今回の、特に、ゼロ歳児とか1歳児とかという、こういう子どもの保育にかかわって、岩出市として、しっかりと子どもの命を守っていくと、育てていくという観点の中で、今の岩出市の保育行政というのがあると思うんですね。

一方では、しっかりした部分の中で対応していくと、そういう姿勢がありながら、今回の地域型保育という部分の中では、C型については、そういう市が市と同じようなレベルではないというような形の中で、研修修了者で対応されていくというふうになるわけなんですね。だから、ここにはやっぱり大きな違いがあると思うんです。

そういう点では、市として、ゼロ歳児、1歳児保育という部分の対応について、市として、こういう低年齢児の幼児保育という部分についての基本的な対応のあり方、考え方、これは基本的にはどのように考えておられるのかという点、最後にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

ゼロ歳児、1歳児の保育についてということでお答えをさせていただきます。

ゼロ歳児については、私立の保育所で今保育をしていただいているところですが、ゼロ歳児については、年度当初に待機児童がないということで、我々のほうは捉えております。1歳児保育については、取り組みをしております。

今回の条例案の基準というのは、ゼロ、1歳児の認可外保育施設で預かっている、そういった施設について、インセンティブを与えることにより、その質を上げたいと、そのような条例案でございますので、ご理解のほう、よろしくお願ひいたします。

○松下議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この50号議案についても、先ほどと同じように、数字とか、また、市としての基本的な基準ですね。これも一切出されてきていません。それについては、市としての新たな基本的な考え方、これについて、この50号議案についても、お聞きをしたいと思います。

それと、今回のこの法律の改正については、非常に大きな、先ほども言いましたけれども、大きな変更があるわけなんですね。それについては、保護者に対して、

岩出市として将来的にはどうしていくんですという、岩出市としての基準というのはこうこうこうですというような、保護者に対しての説明会、少なくとも、今、保育所に預けられておられる保護者に対しては、そういった説明会というようなものは開催をされてきたのか。そして、もう既に開催されたのであれば、どのような形で対応されてきたのか。また、子どもを現在預けておられないという方もおられるんですが、来年度から、子どもを預かってほしいよという方もおられるわけです。そういう方に対しては、どのような対応、説明をされようとしてきているのかというのをお聞きをしたいと思います。

また、今回の、3点目として、実際には、この制度によって、大きく変わるのは、保護者と施設との直接契約になるという点が大きく変わってきます。そんな中で、定員というのですか、同じように、ここへ行きたいよと言ったとしても、その保育所枠の定員をオーバーすると、そういうことなんか起きてくるわけなんですね。そういう場合なんかには、直接、今回のこの制度の中では、施設が契約相手ということを選んでいくという中で、入所という部分の点において、保護者とのトラブルとかいうのは、どう捉えておられるのか。また、保育料なんかも決算なんかも見てみましても、やはり保育料の滞納という部分なんかも生まれてきています。こんな中で、そういう滞納経験者との関係で、いろんな面が懸念される、そういうことも考えられるんですが、この点は、市としてどう捉えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目には、今度は、長時間保育と、標準保育と、短時間保育というのですか、そういう部分なんかも含めて、いろいろ変わってくる中で、場合によっては、午後からの保育をするというような子どもさんも生まれてくるんじゃないのかと。そういう点でいうと、保育行政の中でいうと、やはり集団保育という部分の中で、そういう時間的に仮に出てくる子が、朝の9時から出てくる子もあれば、11時から出てくるとか、昼から出てくるとか、場合によったらね。そういう子どもさんがあった場合、集団保育という点においては、非常に難しくなるんじゃないかというような指摘もされてきていますが、この点では、こういう集団保育という面において、岩出市としては、どのように捉えているのかという点をお聞きしたいと思います。

また、保育現場のほうにおいても、新たに保育士においても、新たな負担というものも生じてくるわけなんです。これまでになかった保護者の保育時間量と、個々の保護者の、預かってもらえるという、そういった時間の年間時間なんかの保育時間量という管理義務も新たに発生すると聞いています。

また、それに伴って、制度の変更に伴って、保育士さんの配置というもののなんかも非常に複雑になるということなんかも指摘というのですか、そういうことなんかもされてきています。

そういう部分の中で、じゃ岩出市として、そういう問題については、どのような対応策とか、対応、これを考えておられるのかという点をお聞きをしたいと思えます。

最後に、私立保育所という部分と、私立幼稚園という部分が、この特定教育・保育施設という条例の中には関係してくると思えます。この点では、今度のこの新制度において、これらの私立の保育所や私立の幼稚園、そういうところに対しては今後の方向や対応のあり方、こういうような点というのは、各施設が対応していくという問題になろうかと思うんですが、現時点で、岩出市としては、どのような方向性を各施設で持っておられるのかという点、どう認識をされているのかという点、この点をお聞きをしたいと思えます。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、49号同様に、岩出市としての基準、数値等の説明を求めるについてでございますが、新制度において、事業者が施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、市の確認を受ける必要があります、本条例は、その基準を定めるものであります。

国の省令、内閣府令で示された基準に準拠しているため、特に、岩出市として独自に制定した基準はありません。

なお、市の確認を受ける施設、事業者が遵守すべき運営基準に規定する主な内容としては、利用手続の説明、市の応諾義務、施設の目的等を定めた運営規定の策定や掲示等を定めています。

省令を見ていただくということで、ご理解くださるよう、よろしく願いいたします。

続きまして、保護者に対する説明会の開催はどう対応してきたのかについてですが、昨年度から継続して保育等を受けている児童については、11月の各利用保育所での継続利用申請時に説明を行う予定です。

平成27年度4月からの新規利用者については、12月の新規利用申込時に、一人一人個別に説明を行うこととしております。

続きまして、保護者と施設との直接契約となる中で、定員を超えた場合には、施

設が契約相手を選ぶこととなると。入所における施設と保護者のトラブル、滞納経験者との関係では懸念される恐れも出てくるが、どう捉えているのかについてではありますが、定員を超過した場合は、優先順の決定や利用調整については市が行うこととなっており、施設には応諾義務がございますので、トラブルはないものと考えてございます。

また、滞納により保育の必要性が損なわれるものではないと考えてございますが、利用調整の際に滞納者をどのように取り扱うかは、今後、国から取り扱いが示されることとなってございます。

次に、保護者の勤務形態との関係で、午後からの保育の子どもも出てくるのではないかと。集団保育の面でどう見ているのかについてではありますが、新制度における保育の必要量の認定については、8時間と11時間の2区分となっております。例えば、午前8時から正午までのパートタイマーの家庭についても、保育の必要量は8時間認定となりますので、午後からの集団保育についても可能と考えてございます。

次に、各施設において、新たに保護者の保育時間量の管理も発生し、保育士の配置も複雑になるなど、現場に今以上に過密な負担を強いるものになっているが、市として、どう改善を図ろうと考えているのかについてではありますが、先ほどもご説明いたしましたように、保護者の保育の必要量については、8時間と11時間の2区分となりますので、大きな負担はないものと考えてございます。

次に、私立保育所、私立幼稚園などにおいて、新制度における今後の対応や方向性は、市としてどう認識されているのかについてではありますが、私立保育所及び私立幼稚園に対し、今後、説明会の実施を予定してございます。なお、説明会において、事業者の意向の確認を行い、また、地域子ども子育て支援事業の量の見込みに基づき、岩出市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、岩出市子ども・子育て支援事業計画（仮称）に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市のほうから説明がありました。しかし、今度は、今も言われていたように、標準保育時間という部分、長時間というのですか、標準の部分と、保育標準時間というのと、保育短時間という部分なんかも分かれてくると思うんですね。この中では、保育料なんかも基準という部分なんかも、国の部分の中から、いろいろなインターネットなんか見てみましても、所得税額という部分から所得割課税額と

いう部分なんかにも、この保育料の階層区分なんかにも違いが出てくるんですね。そして、国からのあくまでもこれは標準の部分なんですよという金額なんかも出されてきています。岩出市での保育料、これは、これまでとどのように変えようと、変わっていくのかと、そういうのが一切わかりません。市のほうからも、今も説明あったけれども、全くそういう部分なんかについての説明はないんですね。少なくとも岩出市としての、この保育料、これがどうなっていくのかというのを、明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、私立の保育所、私立幼稚園なんかについては、今後、説明会を予定していますというのを言われました。市として、私立保育所、私立幼稚園、この説明会は、いつごろされるのでしょうか。

公立の保育所の保護者には、11月に今入っている方の継続ということをされるという方については、11月だと。新たに申し込みをした人については、12月に行うんだということでした。私立保育所、私立幼稚園、この説明会も同じように11月、12月にされるのでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目、時間と、それに関係する保育料の問題ということで質疑いただいております。時間でございますが、保育標準時間、それから保育短時間、この二本立てでというお話を今させていただいたところなんです、現行の、今の保育所の保育の時間数でございますけれども、いわゆる通常保育と呼ばれているものが、8時半から16時半、これが8時間です。これが通常保育という名前と呼ばれています。それから、延長保育が7時半から19時までと、これが11時間30分ですか。標準時間が11時間、それから、保育短時間が8時間ですから、実は現行の保育所の時間数とほとんど変わらないというふうな形になってございます。

増田議員、ご質疑の、保育料でございますけれども、保育料については、今のところ、規則で定めているところなんです、そういったことも十分考えながら、今後検討してまいりたいと、そのように考えてございます。大きな乖離のないように。

それから、私立保育所、それから幼稚園の説明会でございますけれども、先ほどもご説明いたしましたように、11月、それから12月のほうで各利用者に説明会を行うということから、当然、その受け入れ側の施設については、それよりも前に説明会を行いたいなど、このように考えております。そこはもう、可及的速やかに行え

ればなど、そのようには考えていますが、そこのスケジュール的には、今、具体的にとかというふうなことでちょっとお答えするのは難しいですが、それよりも前かなというふうなことで考えてございます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 じゃ保育料なんですけど、今、金額なんかもお答えにならなかったんですけど、この部分については、保育料そのもの自身、今の段階では、国の基準よりも、よく保育料高いんじゃないかという部分で指摘をすると、保育料は国の基準よりも下げているんだということを盛んに言われます。

そういう点では、今度の新制度のもとでの保育料という金額、これはやっぱり明らかにすべきなんです。市としては、こう思っていますというのを明らかにしていただきたいんです。素案というものは、持っておられないんですか。実際には、今の現行基準の保育料、それをそのまま踏襲するのか、それとも、それから、変えていくという方向を持っているのか、この点だけ明らかにしていただきたいと思います。

それと、説明会という、私立の幼稚園とかというのを、説明会の時期なんかも明らかにしなかったんですけど、また、同時に岩出市として、保護者に対しては、公立の保育についての部分なんかについては、11月、12月ということは言われました。ところが、よその自治体、早いところでは、今回のこの新制度、この制度で、早いところなんかでは8月ぐらいから、保護者に対して、方向性とか、市の考え方とかの対応、こういう部分なんかを説明していつている、そういう自治体なんかがあるわけなんです。なぜなのかと。保護者の不安、また、いろんな聞きたいこととか、そういう問い合わせ、そういう部分なんかにも、しっかりと対応していくと、そういう視点から、そういう対応をとられてきているんです。なぜ、岩出市では、そういう11月、12月にされようとするのか。もっと前倒しで、そういう対応をしていくというのをとられないのか。その点だけお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの増田議員の再々質疑にお答えいたします。

保育料につきましては、規則で定めるということになっておりまして、まだ、規則の案はできておりません。ただ、見込みといたしましては、先ほど申し上げたよ

うに、今は、基本的には全員同じ基準に基づいてやっておりますが、短時間という区分ができます。ですので、その方々については、下がるはずであるというふうに考えております。

それから、説明会ですけれども、今、8月にやられるところもあるということなのですが、今の段階では、まだ、事業者がどういう方向に行くのかということも、これからですし、それが決まっていらないような段階、それから、国のほうでも、まだ制度の詳細が決まっていらない段階で、保護者に説明するというのは、かえって混乱を招くのかなと思っております。

11月、12月にやるということの意味は、個別に、個人個人の状況に応じて、必要な説明を対面で行うと、制度の全体を全ての保護者を集めてやるということをやると、非常に複雑で、また、疑問だけが沸いていくということにもなりかねませんので、その保護者の希望とか状況、それからお子さんの状況、収入の状況、いろんなことを含めて、その方に個別に必要な部分について、対面でお伝えするということが適切であろうというふうに考えておりますので、申請時の11月、12月にあわせて説明も行うということで考えておるものでございます。

○松下議長 続きまして、議案第51号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 51号議案、放課後児童に関する条例です。この条例では、3点お聞きをしたいと思います。

今回、この条例制定していくわけなんですけど、今、今回の制度によって、今、岩出市としては、現在、シルバー人材センターというところに委託をされてきているわけなんですけど、この点では、今のシルバー人材センターというままで、今後もやっていけるというような形の状況なのかどうか、また、将来的に変わっていくというような状況はないのかという点、市としての方向性というのですか、そういうことなんかも含めて、お聞きをしたいと思います。

2点目は、今度の改正というのですか、国のほうなんかでは、放課後児童支援員というのを支援単位という部分のところごとに、2名以上配置する必要があるというふうになっているんですけど、今の現在の学童保育の実態という状況、これ、お聞かせいただきたいと思います。

それと、ハンドブックというのがインターネットで見ると、国のハンドブックというところに載っていたんですけど、今の岩出市の部分の中において、開所日、どれだけ年間、学童の部分を受けているのかという点とか、設備の面積、集団保育とか、

開所時間という部分なんかも、その中では規定という部分がかかれてはいたんですが、今度のこの条例制定によって、今の岩出市の学童保育の実態の開所日数とか、設備の面積とか、規模とか、時間なんかも変わっていくんだというようなことはあるのか、ないのか。国との基準との違いという点なんかがあるのかどうかという、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目、シルバー人材センターへの委託の対応が可能なかどうかということなんですが、この条例の制定によりまして、今の状態から緊急に改正をしなければならないという項目は、特段見当たりません。シルバー人材センターへの委託は可能であると考えております。

2点目の、放課後児童支援員を支援単位ごとに2名以上配置するとしているが、現在の学童保育の実態はということですが、現在、放課後児童支援員としての資格要件を満たす者が合計で46名おります。また、各学童保育所には、常時3名以上の職員が子どもたちの支援に当たっております。

3点目の、国の基準とガイドラインとの違いということですが、ガイドラインのほうには、現在のものでしたら、最大、人数なんですが、70名という規定がありますが、新基準では、その70名が削除されてございます。また、旧のほうで日数制限がなかったものを、新基準では250日以上、あるいは旧の基準では、支援員が望ましいとなっていたものが、支援員を配置する。こういった若干の違いはありますが、大きな違いはございません。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

続きまして、議案第52号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 一般会計の補正2号について、6点お伺いしたいと思います。

市税の還付金というのが2つの事業所に行われると、説明もされてきたんですが、この還付する、2つの事業所に還付しなければならない理由はどのような理由なのかという点と、農地の台帳システム、これは今使っているのが、全国基準と違うから変えるんだということなんですが、今使っているこのシステムで、全国基準とどのような違いがあるのか、また、これまでふぐあいというのですか、不都合な点とい

うのは、どのような面があったのかと。不都合があるから、このシステムに変えるんだということだと思っんですが、この点の説明をお願いしたいと思います。

それと、今、老人憩いの家ということも、以前の質疑した中で、根来寺さんのほうから立ち退いてほしいというのですか、場所を移してほしいということをおっしゃっているんだという中で、今年度は残念ながら移築というのですか、することはできなかったけれども、少なくとも5年間の間には、次の施設を見つけますという、そういうことになってはいますが、今の既存の建物そのもの自身を移築をしていく方向なのか、それとも、新しく、もう新規に一から建物を建てていくのかという、市としての方向性というのはどのように考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、観光費の工事請負費という、この中身というのが、どういう工事の内容なのかという点、それと、埋蔵展示品なんかも将来的には新しく上物として建てていくということが言われていたけれども、市として、その場合の建物の大きさとかスペース、その辺については、どのような形で設計依頼の中で、市としては考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、これまで、発掘された埋蔵品というのも、岩出市の中ではたくさんあると思うんですが、それらを全てこの建物で管理をしていくのかと。現時点で、どのくらいの埋蔵品というのがあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の1点目の質疑、市税還付金、2つの事業所に対して行われると説明されたが、還付する理由はについてお答えいたします。

これは、2つの事業所で法人市民税の予定申告により納付された税額が、確定申告により減額となったため、還付するものでございます。

○松下議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の2点目、農地台帳システムについての質疑にお答えします。

今回のシステム改修は、各農業委員会が管理している農地データを、農業会議所が必要とする管理項目に一元化して、このデータをオンラインで検索できるようにするため、全国の農業委員会が改修を実施するもので、本市につきましても、同様の改修は必要であるため実施するものです。

これによりまして、農業会議所とデータを共有します農地中間管理機構、こちら

が実施する農地の貸借事業の効率化が図ることができます。

引き続きまして、4点目、観光費、工事請負費につきまして、観光拠点整備の敷地を造成するための工事費8,000万円並びに埋蔵文化財発掘工事費1,000万円でございます。

次に、5点目です。展示施設の規模につきましては、現在、仮の計画といたしまして、建築面積220平方メートル、この程度で2階建てのものを想定しております。この計画によりますと、展示スペースは約120平方メートルでございます。

次に、6点目でございます。現在、根来寺に関する埋蔵文化財出土品は、容量36リットルのコンテナで考えまして、約5,000個分を保管しております。出土品を整理した上で、できる限り収蔵できるように計画を進めております。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員の3点目の質疑にお答えします。

老人憩いの家の件ですが、旧県会議事堂一乗閣と一体的に整備を進めている展示館において、根来山荘が持つコミュニティ機能をあわせ持った施設として計画を予定しているものです。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 埋蔵品のコンテナ関係なんですけど、今ちょっと聞き違えたのかなと思うんですけど、コンテナ5,000個でいいんですか。コンテナ5,000個という部分というところ、スペース的には、どれぐらいの量になるのか、ちょっと想像のつかんのですが。そのコンテナそのもの自身5,000個ある中で、この新しい建物、2階建ての220平米の中で、全て管理していくという形になるのかなと思うんですけど、これはコンテナ5,000個分も、このスペースの中に入り切るといふふうには捉えていいんでしょうか。この点を1点お聞きしたいのと、老人憩いの家なんですけど、今ちょっと私聞いたあれと、ちょっと答えが全然違う答えが返ってきたのであれなんですけど、今の老人憩いの家というのは、非常に重厚な建物で、大きなはりなんかも含めて、入っただけで、前の林町長の時代につくられた、そういう建物そのものの中の材質とか、内容というのは、非常に重みのあるような建物の中身だと思うんですね。そういうのがあって、そういうのを有効利用していくという中で、新しい建物をそもそも建てていくのか、それとも、今の建物そのもの自身を、そっくりそのまま移築をしていくのかという点をちょっとお聞きしたので、その点だけ、再度お聞きしたいと思

います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

文化財出土品は、36リットルのコンテナに5,000個というふうにお答えいたしました。36リットルのコンテナといたしますと、400掛ける600、40センチ掛け60センチで、高さが約15センチでございます。パン箱のようなコンテナですけど、これに入れて大体5,000個分あると。正確な数というのは、全て勘定しているわけではございませんので、大体でございます。

それらにつきまして、理想といたしましては、その展示館の中で全て収蔵できるのが理想でございますが、一般の皆様に見ていただく分と、ただ単に保管する分ときっちり分けた上で、できる限りのものを収蔵したいと考えております。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えします。

根来山荘は、もう経年化しており、土地を返還しなくてははいけませんので、コミュニティ機能をあわせ持った展示館の中で、地元住民の方の集会の場として利用していただく予定です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

続きまして、議案第53号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 国保の補正について、2点、お聞きしたいと思います。

返還金というのが、還付というのですか、国とか、支払い基金に還付していくというようなことを書かれているんですが、もともと見込みというのですか、それが、今回、そもそも国とか、支払基金に還付しなければならないという、この理由ですね、この理由はそもそも何なのかということ、まずお聞きしたいと思うんです。

それと、要するに、今回、そのような見込み違いというのが生じた原因、これについては、何が原因で、そういうような見込み違いというのが生じたのかという、この2点をお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の返還金についての質疑にお答えします。

国保事業は、国及び支払基金などから補助金等の交付を受けて運営をしています。当該年度の補助金等の額は、一定期間の医療費等の実績及び国から示された算定方法により見込額を算出し、交付決定されるものであります。

そのため、見込額で交付を受けた補助金額が、実績により確定した金額を下回る場合は、追加交付を受けることとなりますが、今回のように見込額での交付額が確定した実績額を上回る場合、精算するために超過交付分を国・支払基金に返還するものであり、過年度償還金につきましては、過大見積もりや見込み違いを生じたものではございませんので、ご理解願います。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点お伺いしたいんですが、そもそもこの還付していく中身ですね、中身については、国のどの部分に、どういう項目として還付するのか、また、支払基金についても、支払基金のどこの部分に、これ返していくのか、この中身というのは、ちょっと教えていただきたいんです。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

国へ返す分というのは、いわゆる療養給付費負担金、医療費に係る部分でございます。

それから、支払基金につきましては、国民健康保険の中には、一般被保険者と退職被保険者というのがございます。退職被保険者に係る医療費を返還するものでございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、市のほうからは、見込み違いではないんだという説明でした。でも、今、お話を聞いてみると、要するに、療養給付費分、退職者と一般の、要するに療養給付費分という、そういうことですね。

であれば、返還するというのであれば、当初の予算の見積りというのが、実際の確定したやつよりも、非常に大きいから、額が大きかったと、だからその部分、確定したから、その部分については、返還しなければならないと、これは当然だと

思うんです。だから、そうだとしたら、市としての当初の療養給付費分、これがやっぱり過大見積りだったわけなんですよ。

だから、見込み違いというふうに私が言ったのは、そういう部分で療養給付費、退職のほうについても、療養給付費分が市としてはこのぐらいの部分として、国のほうから入るだろうということを想定して予算を組んだんだけど、実際には、そういう部分ではなかったということだと思うんでね、ちょっとその辺のところで、再度ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

決算になりますので予算ではございません。一定期間の中で、医療費の実績と見込みを申請しています。それが年度内で交付されます。その見込みの部分が次年度において、実績額が出てきます。その差分として、超過交付になるか、返還するかということになるわけです。予算ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開いたします。

休憩 (14時35分)

再開 (14時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議案第47号から質疑をさせていただきます。

今回、この議案について、専決処分という形で提案がされているわけですが、専決処分そのものについては、万やむを得ない場合を除いて専決処分をすることはかなり制限がある制度であります。しかしながら、専決処分として議会に提案すること自体、議会を軽視したものであると言わざるを得ません。

そこで、専決処分としたその理由について、何なのかについて、ご答弁をいただ

きたいと思います。

それから、次に、この外国語指導助手についての在留期間については、最長何年と決められているのか。

それから、この外国青年任用規則の制定であります。これについては、いつ規則が制定されたものなのか。

それから、語学教育の方針について、どのように岩出市は考えておられるのか。

最後に、外国助手の適正か否かの判断については、どういう基準を持って決められているのかお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

専決処分とすべきその理由は何かについてでございますが、外国語指導助手の賃金は、本人の経験年数や来日日の組み合わせの要件により、1年目の賃金額が違うため、雇用者が決定するまで賃金額が確定できません。そのため、雇用者が決定した後の6月議会で条例案を提出する予定でありましたが、内定者の急なキャンセルにより、新たな雇用者の決定がずれ込み、6月議会に条例案を提出することができなかつたためでございます。

議会を軽視するつもりは全くございませんので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

次に、在留期間は、最長何年かについてでございますが、特に優秀と認める者については、最長5年までの任期が認められてございます。

規則の制定された期日はいつかについてでございますが、平成23年10月20日付で、総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房広報文化交流部人物交流室長及び文部科学省初等中等教育局国際教育課外国教育推進室長の連名で、JETプログラムの運用改善についてという通知が出されており、その中で新しい報酬基準が定められております。

語学教育の方針はどう決めているのかにつきましては、学習指導要領に外国語の目標として、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うとうたわれており、本市でも外国語によるコミュニケーション能力の育成を重視しております。

適正か否かの判断はどうかにつきましては、一般財団法人、自治体国際化協会の

募集要項では、その資格要件として、大学の学士号取得者であることなどを位置づけており、一次選考及び二次選考を経て合格した者が採用されております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。

専決処分に関しては、議会を軽視したものではないという裏腹に、この規則そのものが平成23年の10月20日に決められておったということでありますから、想定される事項であります。その雇用する相手が誰であれ、そういうことを想定しておるなら、事前に決めておって、それから適用していくということが、最もあるべき通常の姿であろうと、私はそのように考えております。

今後、そこら辺については、十分、事前に精査をして、必要なときに必要な段階で、条例案の制定をしていくということが大切であろうと、これについては、厳に慎むべきことでもありますので、肝に銘じていただきたいというように思っております。

それから、学習指導の点ですが、今、お話あったように、グローバル化の時代に、外国人とのコミュニケーションを図っていくということは、これは大切な課題であります。学生、小学生、あるいは中学生にとっても重要な問題でありますので、これについては、私は否定はしませんが、先ほどの増田議員のときに、今までに採用して、指導されたということではありますが、私は、皆様ご存じのように、アメリカのイングリッシュとイギリスのイングリッシュとは全然発音も形態も違います。基本的には一緒ですけれども、アメリカのほうがブローケンイングリッシュと言われて、ラングリッジからいうたら、イギリスから見たら邪道だというし、アメリカのほうからは、いわゆるケンブリッジのイギリスのこのイングリッシュが主流だというし、そういう意味では、どこの学士をとっておられる方を採用して、指導していくのかということとは、将来を担う子どもにとっては、非常に関係のあることでありまして、今までの採用された方の国別の状況はどのようになっていたのか、その点、2点ばかり質疑をさせていただきます。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 1点目の専決処分としたことについてでございますが、尾和議員のご指摘を胸に刻んで、今後、速やかに対応してまいりたいと考えております。

2点目の、アメリカ、イギリスと、どちらにということなんですが、募集要項の中で、なまりのない標準的な英語を話せる者という条件が入ってございます。ちなみに、今までの任用国なんですが、オーストラリア、イギリス、カナダ、ニュージーランド、アメリカとなっております。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後の事項なんですが、やはりオーストラリアでもイギリスでもカナダでもニュージーランドでも、なまりというのはありまして、一概に画一した発音でもないわけで、できたら、例えば、標準的なのということがどこに当たるのかということであれば、スタンダード的に言えば、イギリスの英語が主流であろうと思うんですよね。

そういう意味では、今後、採用する国については、そういうものも加味して、語学指導のほうもやっていくべきだと、私は基本的に考えているんですけども、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

イギリスが主流ではないかということなんですが、この外国語指導助手の採用に当たりましては、この人物、この国出身のこの人物をとという指定は、任用団体、自治体のほうではできなくなっておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○松下議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 本会議、質疑通告で、49、50、51と重ねてしたんですが、その後、事務方から、各省令を、内閣府令とか労働省令とかいうものをいただきまして、精査をしておりますので、そこの中で、いずれにしても具体的に、この質疑通告には書いておりませんが、それを精査していく中で、2、3、気がついた点を指摘をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう49、50、51、まとめてやってもよろしいでしょうか。

○松下議長 いいです。

○尾和議員 そこで、まず第1点は、やはり岩出市の条例ですから、省令に基づくとか、こういう省いてやるというのは、好ましくないと思うんですよね。後ほど、誰

が見ても、誰がこのホームページから検索しても、省令に基づくということになると、その省令をまたバックして見なあかんということになりますから。

これは紀の川市のこの前、議会を傍聴したときに、議案書を見たんですが、具体的に、省いてないんですよ。この省令に基づいてというようなことではなくして、具体的に、何条、何条と列記をして、それがやっぱり親切な対応ではないかなと。今後そういうことがある場合は、省令に基づくとかということじゃなくして、具体的に列記をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

そこで、49号の点からいきますと、保育士資格の割合のところ、保育士資格の割合については、A、B、Cとありまして、Aは保育士資格が必要であると、Bは2分の1、Cは研修修了者ということですが、保育の安全安心からいえば、C型に問題はないのかという点を、私は1点疑問を感じておるわけでありまして。これについて、どのようなご見解をもっておられるものか。

それから、国家資格のない保育者と乳幼児が1対1となって、これは先ほど、最近、埼玉県でベビーシッターによる子どもの死亡事故が発生しているわけでありまして。保育士資格のとれるような支援をする考えは必要性はあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、それについて、お答えをいただきたいと思います。

それから、50号に関しては、設備基準のところ、食事の提供で、20人に満たない場合は調理室を備えなくてすることができるということになっているんですが、その他の場合には、どのような場合が調理室を備えないことができるのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、調理業務の全面外部委託によって、衛生面とか、子どもの体調に応じた対応などの観点から、委託条件を具体的に規定する必要があるのではないかと思っているんですけども、これについてお答えをいただきたいと思います。

それから、51号に関しては、運営のところなんです、運営のところ、利用定員を超えれば、施設が契約相手を選考できるということが言われております。提供教諭の正当な理由というのはどういうものがあるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、障がい児の受け入れについて、加配ができないという理由で受け入れを拒む場合も、正当な理由となっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、もう一点は、事故発生については、第三者機関によって調査検証が必要ではないかというように思うんですが、これについて、どのような対応をされるのか。

それから、記録の整備については、5年間、保存が義務づけられたんですけれども、従来はどうであったのか。

こちら辺について、質疑通告はしていないんですが、市の専門家でありますので、熟知されておると思うんで、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

本条例につきましては、自治体独自の基準を追加することは行わず、政令による基準をそのまま適用することを定めるものであるため、このような規定の仕方が適切であると考えております。

以上です。

○松下議長 生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの尾和議員の質疑につきましては、今、ここでわかる分につきましては、お答えさせていただきたいと思います。

安全安心の問題はないのかというところですか、1点目。この小規模保育事業というのは、A型、B型、C型とありまして、おっしゃられたように、A型は保育士、B型は2分の1以上が保育士で、C型は家庭的保育者というふうになっておるんですが、今は認可外保育所ですので、こういった基準はございません。

これは基準といっても、規制をかけるための基準ではなくて、補助金を交付するための基準になっております。ですので、こういった形で保育士なりの整備をいただければ補助金を出しますから頑張ってくださいねと、こういう趣旨のものでございますので、ご理解いただければと思います。

それから、1対1で国家資格がない者がというようなことをおっしゃっていたかと、恐らく1対1ということですので、居宅訪問型保育事業のことでいいのかなと思いますので、それで答えさせていただきますと、居宅訪問型保育事業というのは、児童を預かるというのではなくて、お宅へ訪問する、居宅へ訪問して保育するという形でございます。これは基本的には、障がい児とか、ひとり親家庭とか、専門的な技術を要する保育を想定しております。

ですので、保育士が前提でございます。保育士が、さらに研修を受けて保育する、もしくは、保育士と同等の者、同等の者という形ですので、例えば看護師等を想定しておるんですが、看護師等がさらに研修を受けて保育に行くということでございますので、資格のない者がという意味ではございませんので、安全性に問題はない

というふうに考えてございます。

それから、食事の提供ですかね。20人に満たない場合の調理室がなくもいいのかというようにございますが、これも先ほど申し上げたとおり、補助金を交付する基準として、一定の基準、設備、施設を整えていただいたら、補助金出しますので、どうぞ頑張ってくださいということでございますので、今は基準がないわけですから、改善につながるものであるというふうに考えております。

その外部委託ということにつきましても、同じでございます。先ほど増田議員のときにもございましたが、基本的には自園調理、外部委託ではなく、自園調理が前提でございます。ただし、連携施設、例えば、同じ設置主体で、隣の園でやっていると、隣に保育所があってやっているとか、幼稚園がやっているとか、そういうところから搬入するとかいうような形を認めているということでありまして、委託ということではございません。

以上でございます。

○松下議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の提出の仕方についてでございますが、福祉課長がお答えしたとおり、省令による基準をそのまま適用することを定めるものであるため、このような規定の仕方が適切であると考えてございます。

それから、ほかのご質疑の中で、障がいのある子どもについて、受け入れ拒否ができるという部分についてでございますが、現在、障がいのある子どもを受け入れる学童保育所に対しては、障がい児加算ということで、加算額をお支払いして受け入れていただいております。

事故発生の対応についてなんですが、防災、防犯、そういった避難マニュアルを含めて、現在、作成することを指導しているところでございます。

記録につきましては、毎日の日誌という形で、業務記録をつけてございます。また、先ほどのご質疑ともかかわるんですが、やはり気になる、配慮を要する子どもたちもいますので、そういった子どもについては、詳しく記録をとっているところではございます。

なお、この条例をご承認いただいた後、学童保育所にまだ不備のある部分については、きちんと整備するように指導していきたいと考えてございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 見解の相違で、これが一番ベストの方法だという条例、提案のところなんですけどね、そうしたら、紀の川市とか橋本市は、これは邪道かということになるんだけど、そうじゃなくして、やっぱり条文としては、省令であっても、こういう具体的に何条何条あるんであれば、それをページはちょっと多くなるかもわからんけれども、添付をして、皆さん、どうですかというのが基本的な姿勢であるべきやと、提案する場合はね。それがやっぱり基本的な執行部のほうの提案の議会に対する対応が、私は正しいと。

これは見解の相違で、おたくのほうは正しいというけど、私はそれは邪道だということなんだから、そこら辺については、今後そういうときについては、対応していただきたいというように思っております。

○松下議長 答弁は要らないですか。

○尾和議員 見解は分かれるからね。

○松下議長 続きまして、52号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 52号の26年度補正予算について、質疑をさせていただきます。

まず、第1点は、番号制度、マイナンバーに関してであります。現行の住基カードと、どこがどのように異なるのかについてであります。

それから、このマイナンバー制度の実施時期ですね、導入年度については、いつを目途にされているのか。具体的にそのスケジュールに沿って、今、整備されていると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、老人憩いの家の改修についてであります。平成25年の5月に、予算書を見ますと、屋根の雨漏りで工事をしておるわけであります。今回の支出については、二重支出になるのではないかと、そのときに、完全になぜ雨漏りが起きないように、工事をしていなかったのかということにつながるんですが、これについての市の答弁をいただきたいと思えます。

それから、肺炎ワクチン接種についてであります。これについては、対象者数、それと年齢、個人負担、金額ですね。金額は個人負担なのかどうか。全額、市が持ち出しをするのか、個人負担があるのかどうかという質疑であります。

それから、消防用備品についてであります。これについて、具体的にどういうものを購入されるのか。

それから、基金で、この26年度補正予算で、繰り入れをしていくと。この2億

1,000万円ですか、当初で基金に繰り入れをするという理由は何なのか。これだけの金があるのであれば、他の市民サービスのところに使うべきではないかと私は思うんですが、なぜ、この期首でこれだけの金を基金に入れるのか、それについてのご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 尾和議員の質疑にお答えします。

番号制度、マイナンバーに関して、現行の住基カードとどこがどのように異なるのかについて。

有効期限につきましては、住基カードは10年、個人番号カードは20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年となります。

表示内容につきましては、住基カードは顔写真は選択制、個人番号カードでは、券面に記載となります。

番号につきましては、住基カードは記載はありませんが、個人番号カードは券面に記載されます。

利便性につきましては、住基カードは本人確認としての利用が中心ですが、個人番号カードは、それに加えて、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、年金、福祉、医療、税分野等における行政機関等での手続に利用できます。

導入年度の期日はいつかについてですが、個人番号カードの導入年度は、平成28年1月になります。

また、今後のスケジュールとしまして、平成27年10月に国民全員に個人番号が記載された通知カードを送付し、平成28年1月に希望者に通知カードと引きかえに、個人番号カードを自治体が交付します。で、個人番号の利用開始。で、29年1月、情報連係ネットワークシステムと運用開始し、マイポータル運用開始、29年7月には、自治体との情報連係開始が始まります。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の2点目の質疑、老人憩いの家改修について、平成25年5月に工事しているが、二重支出になっていないのかについてでございますが、平成25年7月の修繕は、防水シートの破損部分と内部天井の修繕であります。今回は、屋根全体の防水シート張りかえ工事であり、二重支出ではございません。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の質疑、肺炎球菌ワクチンに関して、対象者数、年齢、金額についてお答えいたします。

対象者の年齢は65歳の方及び60歳以上、65歳未満の方で、心臓、腎臓等に日常生活が極度に制限される程度の障がいがある方です。

なお、経過措置として、平成26年度から30年度までの5年間は、65歳から100歳までの5歳刻みの年齢到達者と、101歳以上の方については、平成26年度に限り全員が対象となります。全対象者数は2,450人です。

ワクチンの接種費用は8,680円で、そのうち3,000円を自己負担していただくよう計画しております。

以上です。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 通告に従い、答弁をいたします。

消防用備品購入費の76万2,000円の増額補正につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成事業を活用し、消防団員安全装備品の整備として、救命胴衣を購入するものでございます。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

基金の繰り入れ理由につきましては、平成26年度岩出市一般会計の補正（第2号）における歳入歳出差額を、財政調整基金を取り崩して繰り入れるものでございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 マイナンバーの問題ではありますが、運用計画、運用実施についてはわかりました。

ここで一番問題なのは、個人情報漏れないかということでありまして、これについては、今、万全の体制で国も取り組みをしておりますが、そこら辺について、岩出市においても、万全の体制を組めるのかどうか、ここら辺について確認をさせていただきたいと思っております。

それから、老人憩いの家の問題については、これは二重投資ではないということをおっしゃられておるんですが、25年の5月の予算で計上して、そのときに、もう既にわかっていたんではないだろうかというように思うんですね。さらに、今回は全面

だと。そのときに、もう雨漏りがあったわけでありますから、そのときになぜ一気にやらなかったのかと疑問に思うんですが。そこら辺をどのような認識を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、肺炎ワクチンの問題ですが、1回接種すると、これ5年間有効だということ、私も昨年やったんですが、8,000円余り要りました。個人負担が3,000円ということで、これについては、予算が可決した段階で、何月何日から実施されるのか。周知方法ですよね、啓発を含めて、皆さんにこの肺炎ワクチンの接種をしていくということでは、肺炎でよく亡くなっている人が高齢者になりますとありますので、特に、この点については、どのような形で広報、周知徹底を行うのかということをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

個人番号カードには、税や年金などの情報やプライバシーの高いものは入っておりません。個人カードには、4情報、氏名、生年月日、住所、性別と番号が入るのみで、情報の漏えい等に関しては、市のほうで万全を期する予定です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

平成25年度の修理の際は、土地を返還する予定であったため、部分修繕としたもので、その後、5年の猶予として使用することとなったためでございます。

以上です。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

予防接種法の施行では、10月1日からとなっておりますので、10月1日からの実施を目指しております。

対象の方には、個人通知を行う予定ですが、それ以外にも、10月の市広報や市のウェブサイト、また、チラシ配布、公共機関へのチラシの設置、乳幼児健診、成人保健事業など、あらゆる機会を通じて、周知、啓発を行っていく予定です。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 老人憩いの家の問題については、私は、これミスリードやったなと思う

んですよね。5年間延長になったから、その当時は、もうちょこちょこっと手直しして、わかっておりながらですよ。それでまた5年延長になったから、今度は全面だということで、多くの血税が使われるわけですよ。そのときに一気にやっておればいいものを、さらにお金をつぎ込むということについては、今後、そういうことのないように、完全な万全の態勢でやらないと、税金が必要以上に支出をするということになりますので、これについては、厳に慎んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。これはもう答弁要りませんから。

○松下議長 続きまして、議案第54号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この議案54号の26年度補正予算についてであります。この中に、県の補助金の設定で出てきたと思うんですが、既存施設のスプリンクラーの整備事業という形で、予算が計上されております。これについては、岩出市で何件、どこの施設を予定をされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えします。

スプリンクラーの件数ですけれども、認知症対応型共同生活介護グループホーム1施設でございます。

施設の名前は、ねごろの里です。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

続きまして、議案第55号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案55号の質疑をさせていただきます。

この中に、支障物件移転補償費という形で計上をされております。これについて、詳細にご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 下水道工務課長。

○樫元下水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

支障物件移設補償の補正につきましては、予算要求時点からの移設対象箇所の見直し、請負差金等の影響により、2,000万円の増額補正をするものであります。

具体的に言いますと、支障物件移設補償につきましては、水道管、ガス管の移設の対象の費用にありまして、現在、水道移設が14件、ガス移設が6件の、計20件の

金額になっております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長、具体的に私は求めておるときには、具体的に答弁するように、これ質疑1回になってくるから、それで終わるわけですよ。答弁したら。その点だけ、執行部にちょっと言っていたきたいと思います。

55号議案は、それで終わります。

○松下議長 執行部の皆さん、具体的に答弁をお願いいたします。

続きまして、56号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案56号について、26年度補正予算の質疑を行いたいと思います。

この中に、新設工事収益という形で計上されております。これはどこの部分なのか、どういう理由で収益として、新設工事収益ですから、どういう意味なのか、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

それから、水道ビジョン等作成業務という形で、この話は先ほどにも出ましたが、いつまでに目途としては、目標として、ビジョンを確立して、公表されるのか。それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○岩見上水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目、新設工事収益でございますが、これにつきましては、下水道工事の平成27年度事業前倒し等に伴う移設工事の追加に対する下水道事業会計からの先ほどの支障物件移設補償費について、水道といたしましては、5,378万3,000円の増額を行うものでございます。

金額が下水道と違いますのは、下水のほうにつきましては、ガスがございまして、その分で、金額の相違が発生してございます。

次に、2点目、水道ビジョン等とあるが、何を具体的にするのかという点でございますけれども、目標年次は、平成27年度末でございます。内容といたしましては、岩出市水道事業の将来を見据え、水道ビジョンを策定するものでございます。その後は、具体的な事業実施計画を策定し、各種事業を実施いたします。

今回の補正では、水道ビジョンの策定及び水道管路更新整備事業の策定を計画し

てございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

○尾和議員 なし。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第47号から議案第59号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第59号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

○松下議長 日程第22 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席からお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 発議第1号について、質疑をさせていただきます。

今回の条例制定についてであります。条例の条文を見まして、6項目にわたって質疑をさせていただきます。

まず、第1は、岩出市の消費量というのは、現在、どのような現状になっているのかということであります。

それから、この酒税というのは国税であり、地域経済の活性化を提案理由に上げておられますが、それとどのようなかかわりがあるのかなと思っておりますので、それにご答弁をいただきたいと思っております。

それから、本来、日本酒に特定をするということではありますが、市民一人一人の嗜好や選択する権利があるわけでありますから、自主的判断でいいのではないだろうか、そのように考えております。これについて、答弁をいただきたいと思っております。

それから、岩出市における酒造業者というのは何社あるのか、及び生産量というのは、年間どれぐらい生産をされているのかお聞きをしたいと思います。

それから、条例制定を議会で提案する場合には、その条例が市民にとっては身近なものになるということが、一番求められると思うんですね。そういう意味では、

市民にまずパブリックコメントを議会から発して、それに基づいて、この条例を制度化していくという手順を踏むことが大切ではないだろうか、その後、条例化するのであればするというような判断をすべきだということに思っておりますが、これについて、ご答弁をいただきたいと思えます。

それから、この条例が公布後、必要な措置を講ずるよう求めていくということですが、執行部として、市税を幾らぐらい支出する予定というもくろみがあるのか、これについて、検討されていると思えますので、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 発議第1号 条例の制定について、尾和議員の質疑にお答えします。

質疑の1点目、岩出市の消費量の現状について、調査をいたしました。全体の消費量については、把握できませんでした。新聞等の報道では、日本酒の国内販売量は10年前の2分の1程度に落ち込んでいるそうです。

次に、2点目、地域活性化を提案理由に上げているがについて、この要望書は、議長宛てに岩出市の小売販売業者、伊那小売酒販組合岩出部会からの要望であり、議員もご承知の酒屋さんもおられると思えます。小売業者の方や利用していただける岩出市民による地域活性化につながるものと理解しております。

質疑3点目、日本酒に特定しているが、市民の嗜好や選択することがあることから、自主的判断でいいのではないかについては、第5条に、嗜好への配慮として、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮していて、何ら拘束はしていないと考えています。

4点目、岩出市の酒造業者は何社あるか、その生産量はどうかについてですが、岩出市には吉村秀雄商店1社で、生産量は約9万1,000リットルです。

質疑の5点目、条例制定を議会で提案する以前に、市民によりパブリックコメント後に条例化すべきではないかについては、今回は、岩出市民であるお酒の小売業者からの要望であり、ご理解をいただきたいと思えます。

最後に6点目、この条例の公布後の必要な措置で講ずるよう求めているが、市税を幾ら支出する予定はあるかについては、条例制定は、乾杯の習慣を広める目的であり、市は事業者、市民に協力を求めるもので、市税の支出は考えていません。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この条例案については、私は反対も賛成もしないんですが、基本的には、個人の嗜好ですから、私はアルコールを飲みませんのでわからんですが、それを日本酒で乾杯するというような形で、海南市はそういう条例制定をしていますが、えてしてそれが拘束されるというようなことのないように、これはやっていただきたいなど。

それから、僕は一番思うのは、条例を制定しても、それが実際に岩出市で消化されない、市民の間に広まっていけないということになれば、何をか言わんやであります。そのためには、酒税の組合だけじゃなくして、それを受けて、こういう条例案を提案したいんだけどもという形で、ホームページ等で議会から提案をして、一般市民のパブリックコメントを求めると、そういう形で、その後でも、別にそんなに慌ててする条例案でもありませんので、いいんではないかなという、そのように考えておるんですけれども、それについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 再質疑に答弁をいたします。

乾杯条例は、ご存じのように、平成25年、京都市で制定されて、その後、全国に広がっております。現在、60の全国の県や市町で制定されています。

制定内容も、日本酒だけでなく、北海道のワインや牛乳を初めとして、焼き物や器、和歌山の田辺では、梅酒、その他では、お茶、焼酎等があり、地域振興に役立っているものと思います。

それから、日本酒を生産するには、多くのお米が使われております。農家で生産されたお米が、今後T P Pの問題や減反廃止等で厳しい状態が続くことが予想されます。この条例制定により、さまざまな分野で地域の活性化が図られるものと考えております。

それから、条例制定後に、活力あるあれができるのかという質疑ですけれども、なるほどパブリックコメントも1つの方策だと思います。今後は、そういう方策もいいのではないかと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほど質疑しようかなと思って忘れちゃったので、1点だけ。

酒造業者、吉村酒造があつて、9万1,000リットルですか、生産をしているということですが、私はそれが自家消費、地元で消費をされているかということ、私は疑問であります。吉村酒造が製造したものは、蔵ごと大手の酒造業者に引き取られて、それから、販売、消費されるというルートが主なんですよね。

そういう意味では、これが地域活性化の一助になるかなという面もありますので、そこら辺を含めて、今後、議論をしていくべき課題ではないかなと、そのように思っています。これについては、答弁要りません。

○松下議長 以上で、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

次の会議を、9月22日、月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、9月22日、月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦勞さんでございました。

散会

(15時50分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第3号）

平成26年9月22日

- 開　　会　　午前9時30分
- 日程第1　　諸般の報告
- 日程第2　　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて  
（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）
- 日程第3　　議案第48号　岩出市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第4　　議案第49号　岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5　　議案第50号　岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6　　議案第51号　岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7　　議案第52号　平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8　　議案第53号　平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9　　議案第54号　平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10　　議案第55号　平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11　　議案第56号　平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12　　議案第57号　市道路線の認定について
- 日程第13　　議案第58号　市道根来安上線新設改良工事その2請負契約について
- 日程第14　　議案第59号　動産の取得について
- 日程第15　　発議第1号　日本酒の普及の促進に関する条例の制定について
- 日程第16　　発議第2号　「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について
- 日程第17　　発議第3号　ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第18　　議員派遣について
- 日程第19　　委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第47号から議案第59号までの議案13件と発議第1号の議員提出議案につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第2号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月11日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に山本重信委員、副委員長に玉田隆紀委員が選出されました。

次に、本日の会議に厚生常任委員会から提出のありました議案は、配付のとおり発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

(岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正) ~

#### 日程第15 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

○松下議長 日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正)の件から日程第15 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件までの議案13件と議員提出議案1件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案13件と議員提出議案1件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月11日、木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第47

号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）のほか議案2件でありました。

当委員会は、9月12日、金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）、議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、以上3議案については、討論はなく全会一致で、議案第47号は承認、議案第51号及び議案第52号の所管部分は可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）については、これまでも招致外国青年任用規則に準じた額で出していたのか。それとも今回から規則に準じた額で出すのか。平成26年度に関して外国語指導助手の担当する学年と事業数は、どのようになっているのか。について。

議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、「子ども・子育て新支援制度」では、有資格者の確保は難しいと言われているが、どのように行うのか。現在、学童保育は、40人まで2人以上の指導員となっているが、40人を超える学童保育というのは、どのようになっているのか。また、夏休み前までの1学期は、新入生が入ってきて大変であるが、その対応はどのようにしているのか。について。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、歳入で教育費県補助金の「地域・ひと・まちづくり補助事業県補助金」の事業内容は。また、この事業は、昨年もあったのか。歳出で非常備消防費の消防用備品購入費と消防施設費の一般備品購入費は、どのようになっているのか。について。

以上が議案第47号、議案第51号及び議案第52号の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員長、山本重信議員、演壇でお願いします。

○山本議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月11日、木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正ほか議案5件でありました。

当委員会は、9月16日、火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正について、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上4議案については、討論はなく全会一致で、議案第48号、議案第52号の所管部分、議案第53号及び議案第54号は可決しました。

議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2議案については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正については、改正後の条例で、父子が追加されているが、父子の取り扱いは、どのような対応となっているか。について。

議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、他市では、明確な条例として提案をされているが、なぜ、岩出市では、こういうような条例とされたのか。対象施設については、どのような期待をしているのか。について。

議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、今回の制度は、保育制度の根幹という部分が変わるため、保護者に対する説明は、市として、どのような対応をされてきたのか。また、市としてどこまで関与できるのか。事業所、保護者、子どもにとって、それぞれのメリットは何か。について。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、老人憩いの家（根来山荘）について、今までの経過と今後の計画について。また、デイサービスの利用者の推移は。子育て世帯臨時特例給付金の対象者数、周

知方法、現在の進捗状況は。について。

議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑は、ありませんでした。

議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、介護基盤緊急整備等臨時特例補助金について、グループホームの特定した理由は。について。

以上が議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第52号の所管部分及び議案第54号の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月11日、木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分のほか議案5件と発議1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定でありました。

当委員会は、9月17日、水曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第57号 市道路線の認定について、議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約について、議案第59号 動産の取得について、発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について、以上6議案と1件の議員提出議案については、討論はなく全会一致で、議案第52号の所管部分、議案第55号、議案第56号、議案第58号、議案第59号及び発議第1号は可決、議案第57号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、農地台帳システムの現状と改善点及び改善した場合にどのようなサービスの向上になるのか。また、システムの実施時期は。観光費の建築設計委託料の詳細と

工事請負費の内訳は。下水道事業特別会計繰出金の繰出理由と繰り出しの基準は。について。

議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、下水道の接続率と今後の方策は。について。

議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）については、中島地区で工事を行っている井戸の現状は。について。

議案第57号 市道路線の認定については、中黒40号線と農免道路の取りつけ部分はどのようになるのか。について。

議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約については、市道根来安上線新設改良工事その2の請負契約によって、全体の何%完了するのか。また、今後、計画どおり進めるのか。について。

議案第59号 動産の取得については、今回取得する排水ポンプ車の能力は、どのくらいか。について。

発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定については、質疑は、ありませんでした。

以上が議案第52号の所管部分、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号及び議案第59号の審査の中で交わされた主な質疑であります。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は、終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）の件、議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正の件、議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件、議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の件、議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第

2号)の件、議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算(第2号)の件、議案第57号 市道路線の認定の件、議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約の件、議案第59号 動産の取得の件、発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件、以上、議案11件と議員提出議案1件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案11件と議員提出議案1件に対する討論を終結いたします。

議案第47号、議案第48号、議案第51号から議案第59号及び発議第1号までの議案11件と議員提出議案1件を一括して採決いたします。

この議案11件と議員提出議案1件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり承認、議案第48号、議案第51号から議案第56号、議案第58号、議案第59号、発議第1号の議案9件と議員提出議案1件は、原案のとおり可決、議案第57号は原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論・採決を行います。

議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行います。

今回の条例制定は、子育て支援法に関連しての条例です。

この条例の議案そのものにおいて、和歌山県内を初め他の自治体では、国基準を自治体独自の議案として明確に提案しているのに対して、岩出市では、参照法令の条項番号だけ入れただけの、いわゆる、条項番号の引用方式となっています。これでは、条例を読んでも内容や意味がわかりませんし、今後、政府の省令の内容が変わっても、条項番号さえ変わらなければ、市の条例は改正する必要もなく、市議会にも諮られませぬ。決めたはずの市の施策や基準が政省令の変更に引きずられ、よくも悪くも自動的に変わってしまうのです。これでは、市が市民の実態と要望を踏まえて、こういう内容で仕事をしますという責任を持った条例にならないと考えます。

幼児保育という面においては、日本弁護士会を初めとして多くの専門家からも示

された基準は、改善する必要があるとされてきています。特に、小規模事業のC型や居宅訪問型保育において、保育者は国家資格を持つ保育士ではなく、資格を持たない人であっても、研修を終了した者でもよいとされています。これでは今の保育水準を保つことができません。

市当局は「国家資格などを持っている者を、さらに研修させる対応を考えている。」と申されていますが、実際に示された基準は、そうなっていません。国基準の上乗せとなるわけですから、条例上では、上乗せ基準を明確に示す条例であるにもかかわらず、そうなっていません。

また、アレルギーやアトピー対策の面でも、安全性を考慮する上では、自園調理の対応なども求められている中で、安全という質の点でも、懸念せざるを得ない面もあります。岩出市として求められているのは、子どもの命を守るための手だてや対応において、しっかりとした基準や施策を打ち出すことです。多くの自治体で、国基準では問題であるとして、改善が図られている中で、国基準そのままでは今の保育水準が保てないと考えます。

よって、この家庭的保育事業議案については、反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

これまで認可外の保育所とされていたものに対して、利用定員や保育士の配置基準、保育室の面積基準等、新たに認可基準を定め、事業者に対して地域型保育給付を行うものであり、厚生労働省令で定める設備運営基準及び最低基準の規定、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業、各事業の認可基準等を子ども・子育て会議で検討の上、定められたものであり、適正であると考えます。

よって、本議案は賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)



○松下議長 以上で、議案第49号に対する討論を終結いたします。

議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対討論を行います。

提案されている条例においては、これまでの保育制度のあり方が根幹から変わるものです。先ほどの議案でも指摘をしましたが、専門家を初めとした声として、国基準で示されているものにおいては、多くの問題点があり、改善の必要性が指摘をされてきています。

定員超えの場合を初めとした保護者とのトラブルの懸念、障がい児や過去に保育料を滞納した経歴の子どもたちなどが排除されないかなどの懸念を初め、施設が音楽や英語教室、体育教室などを取り入れた場合、保育料の上乗せ負担となり、同じ施設に通っているにもかかわらず、保護者の経済的条件によって子どもへの格差を生じさせる懸念もあります。

また、保育中の死亡事故などにおいて、重大事故発生時の対応と再発防止策の点においては、国基準では行政の自己調査と再発防止策については言及されているものの、第三者機関の設置についての規定はありません。重大事故発生に対して、市の自己調査とともに、第三者機関を設置して市の調査を検討し、抜本的な防止策を講じる必要があるにもかかわらず、当局は第三者機関は必要としないとしてきています。

さらに、各施設においては、特定教育、保育の提供日、時間、その他の記録が義務づけられ、保護者の保育時間量の管理が求められており、この制度により保育士の配置面において、さらに複雑な対応が求められます。今でも過密な現場に、さらに負担を強いることとなります。当局は、新たな負担とはならないと捉えていると

いう認識ですが、現場の実態を顧みない条例提案だと考えます。一人一人に目が行き届けられる保育施策こそ求められる中で、安全性の面からも逆行するものではないかと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため制定するものであります。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度において、事業者に対して施設型給付、地域型保育給付を行うため、市の確認する基準を定めるものであり、市の確認を受ける施設、事業者が遵守すべき運営基準に規定する利用手続の説明や市の応諾義務、施設の目的等を定めた運営規定の策定や掲示等、内閣府令で定められた確認基準を、子ども・子育て会議で検討された上、定められたものであります。したがいまして、適正と思われれます。

よって、議案第50号は賛成といたします。

○松下議長 ご苦労さまでした。

ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書の提出について

○松下議長 次に、発議第2号の議案審議につきましては、手話通訳者の申し出があ

りますので、手話通訳者の入室を許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、手話通訳者の入室を許可いたします。

手話通訳者、赤田宜子さん、入室お願いいたします。

(手話通訳者入室)

○松下議長 日程第16 発議第2号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ただいま発議第2号についての件で、質疑を行います。

まず第1点は、この意見書について、聴覚障がい者を初めあらゆる身体的なハンディキャップを基本に差別をしないことであるということなのか、第1点お聞きをしたいと思います。

2点目は、人権尊重の基本理念をもって他の諸問題も積極的に改善すべきであると考えておりますが、提案者のお考えを聞きたいと思います。

3点目は、この意見を制定している全国の地方自治体の現状について、どのように把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

4点目は、意見書の中に元号表示がありますが、国際機関で採択されているものであり、西暦表示と併用すべきであると考えておりますが、提案者の答弁を求めたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福山晴美議員。

○福山議員 尾和議員の身体的ハンディキャップを基本に差別しないことであるがどうかと、人権尊重の基本理念をもって他の諸問題も積極的に改善すべきであると考えているかどうか、のご質疑について一括してお答えいたします。

今後も、障がい者だけでなく、子どもや高齢者、また、人権尊重の基本理念により生活しやすい環境を実現するためにも、国の制度、県の制度、市の制度がありますので、それぞれの役割を果たすよう働きかけてまいりたいと考えています。

次に、この意見を制定している地方自治体の現状は、どう把握されているかにつ

いてであります。和歌山としましては、平成26年9月現在で市は言語法制定を求める意見書を提出しているのは、県を初め3市1町でございます。全国市町村の状況としましては、1,741市町村のうち614市町村であります。

次に、西暦表示を併用すべきであるとするが、どうかについてであります。国、地方公共団体等の公的機関の事務については、従来から年の表示には原則として元号を使用していることから、今般の意見書の提出についても元号表示としたものであります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第1点のそのハンディキャップを持っておられる岩出市民の中に、そういう人たちの声に対して、今後積極的に差別をしない、人権を尊重していくということではあります。具体的には、何をどうお考えなのか、現時点であるなら、ご答弁をいただきたいと思っております。

それから、地方自治体のこの意見書については、まだまだ今普及の段階であろうと思うんですが、これから、さらに各市町村に向けて発信をしていく、そして、この手話言語法が早期に国のほうで制定されることを願う者の1人ではあります。他の市町村に向けての取り組みについて、どのような発信をされていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、元号表示の問題ではあります。これは一概に元号表示にするという取り組みではなく、努力規定だということではあります。他の市町村においても、西暦と元号を並列で表示しているわけですから、今回の意見書についても、当然、国際機関で国際の機関で議決をされている表示については、他の関係する諸外国に発信する場合には、西暦表示を採用して併記をしていくべきだということではあります。併記することについては、何ら問題がないというように私は考えているんですが、それについて再度確認をさせていただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

福山晴美議員。

○福山議員 申しわけありません。

まず、最初に、ハンディキャップの件ではあります。いろいろとあると思うんですが、いろいろと勉強しながら、これからは、一生懸命思いとか、いろいろな思いを伝えていくように努力していかねばならないと思っております。今、どういふことがあるかと言われても、いろいろありますので、ここで答えてできないのは

申しわけございません。

それから、他の市町村に向けてはどうかというのはホームページとかに掲載するよう、それがホームページに掲載していくということで、今は考えております。

それから、先ほどの元号のことにつきましては、もう先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 元号表示にこだわるんですが、平成18年12月のあとに、括弧書きで西暦表示を入れるお考えがあるのかどうか。

それから、平成23年8月のあとに、括弧して西暦表示をぜひ入れていただきたいと思っておりますが、これについての再度の質問をさせていただきます。

○松下議長 答弁願います。

福山晴美議員。

○福山議員 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

これに関しましては、本当に先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。よろしく申し上げます。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第2号に対する討論の通告はありません。

これをもって発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

手話通訳者、赤田宜子さん、退室願います。

ご苦労さまでした。

(手話通訳者退室)

~~~~~○~~~~~

日程第17 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求め  
る意見書の提出について

○松下議長 日程第17 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充  
を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号、厚生常任委員長、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本厚生常任委員長 発議第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充  
を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出し  
ます。

平成26年9月22日提出

(提出者) 岩出市議会厚生常任委員会委員長 山本重信

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国のウイルス性肝炎の患者・感染者は、B型・C型合わせて350万人以上と  
推計されており、肝炎が国内最大の感染症となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、平成22年1月に感染被害の拡大を招いたことに対  
する国の責任と肝炎患者を救済する責務を明記した「肝炎対策基本法」を施行しま  
した。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B型・C型肝炎の根治を目  
的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されてい  
るため、医療費助成の対象から外れている患者は、相当数存在します。

さらに、ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんの治療費には、医療費助成制  
度がないため、患者の多くは高額の治療費を負担するだけでなく、重い症状から就  
労不能となり、経済的に困窮した状況に直面をしています。

ウイルス性肝炎に起因する肝硬変・肝がんにより、多くの方が亡くなっている深刻な実態の中、医療費助成制度の拡充と生活支援の実現は、緊急に取り組むべき課題となっています。

よって、岩出市議会は、政府及び国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものがあります。

#### 記

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

どうぞ皆さん、ご賛同の上、ご賛成いただきますようお願いいたします。

○松下議長 ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました委員会提出議案は、議長において関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議員派遣について

○松下議長 日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を9月25日、木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は9月25日、木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時20分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成26年9月25日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、引き続きまして、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○松下議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、10番、井神慶久議員、2番、宮本要代議員、4番、梅田哲也議員、7番、山本重信議員、8番、三栖慎太郎議員、9番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、3番、玉田隆紀議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、以上10名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、10番、井神慶久議員、発言席から総括方式で質問願います。

井神慶久議員。

○井神議員 おはようございます。10番、井神慶久です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、中高一貫校についてであります。

以前より、岩出市では、市内に県立中高一貫校の設置を望む声が多くありました。特に、今年度の市政懇談会では、私も18会場中12会場に出席させていただきましたが、その多くの会場で、県立中高一貫校設置の要望が多く出されていきました。私自身も何人かの保護者の方から、一日でも早く中高一貫校を市内につくってほしいという要望をされています。

その中でも、ある保護者のおじいさんですが「紀北では橋本に、もちろん和歌山市内に、それから紀中、紀南のほうにもあると聞いているが、なぜ旧那賀郡内にはないのか」と言われました。「井神市議会議員さんらは、何か働きかけをしていま

すか。」とか、「何もしないで待っているだけなら、できるものもできなくなるで。」と強く何度も何度も言われたことがあります。

そこで、まず質問ですが、中高一貫校について、1つ、市の考えは、また、2番目に、現時点での和歌山県内の中高一貫校の現状は、何か問題点はあるのか、についてであります。

2点目に、全国学力テストについてであります。

本年4月22日に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が、8月25日に文科省から発表されました。その結果を見ると、和歌山県は、皆さんもご存じのとおり、小学国語Aが全国最下位で、そのほかにも全国的に低位の位置にあり、この先、大丈夫かなと危機感に感じるのは私だけでしょうか。この調査は、学力の一部にすぎないと思いますが、学力の1つの指標として示された結果は、重く受けとめなければならないと思います。

昨年、ある県では、知事が成績下位の校長名を公表すると表明して物議をかもしましたが、公表を見送ったという経緯もありますが、私は公表をしたほうがよいと思います。確かに、過度の競争が序列化を招くと反発される方もおられますが、競争から目を背けず、競い合い、学ぶ効果もあると私は認識しております。

公表に当たっても、学校の現状を地域や家庭に知ってもらい、連携する上でも、積極的な公表が欠かせないではないかと考えております。市長の行政報告の中にも、本年度から、全国学力・学習状況調査に加えて、独自で小学校3年から5年、中学校の1、2年を対象に、岩出市学力調査を実施していますが、これらのテスト結果はどうだったのでしょうか。

いろいろと独自で授業を、市としては独自で考えているようですが、行政だけでは限度があると思います。学校や保護者、また、地元の地域の人々にも、現在の状況を知ってもらうのも大事ではないかなと思っております。未来の岩出を担う子ども1人でも多く育ててもらうような教育をしなければならないと考えております。

そこで、全国学力テストについてであります。1番目に、学校別成績を公表するのか、しないのか、2つ目に、学力向上に向けた今後の対策、改善点の考えは、について質問させていただきます。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

井神議員のご質問の1番目、中高一貫校についての1点目、市の考えはについて

お答えいたします。

中高一貫教育校については、小学校卒業時点での子どもたちや保護者などの進路選択の幅を広げるため、学校の複線化を進めることや、6年間の学校生活の中で計画的、継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的に、平成10年度に制度化され、その翌年度から導入されております。

全国的に見て、公立の中高一貫校は、平成25年で103校、内訳は中等教育学校29校、併設型74校が設置され、私立中学に比べ経済的な負担軽減などから公立中高一貫校の人气が高く、文部科学省でも私立中高一貫校を含め、今後、さらに設置されるものと考えられますとしております。

先ほど、議員のご質問の中にもあったように、岩出市では、以前から市内に県立中高一貫校の設置を望む声があり、昨年の市政懇談会でも設置要望が出されたのに続き、特に、今年度は複数の会場において、県立中高一貫校設置の要望が数多く出されており、小学生を持つ保護者を中心に、市民の中に、岩出市に県立中高一貫校の設立を強く望む声が多くあるものと認識しております。

次に、2点目の現時点での中高一貫校の現状は。また、何か問題点はあるのか、本県に関してということですね、についてお答えします。

本県における中高一貫校については、平成16年に県下初となる県立向陽中学が創設されたのに続き、これまでに桐蔭、橋本、古佐田丘中学校ですが、田辺、日高の5校が設置されています。現在、それらの学校では、全ての高校の卒業生を出している状況にあり、そのほとんどが大学進学を希望し、進路実績等において成果が上がるとともに、生徒会活動やクラブ活動でも個性や創造性を伸張している生徒も多くいるとの報告があります。

一方で、少子化が急速に進展する地方にあっては、県立中学が地域の最大規模の学校となると、課題も指摘されております。

次に、2点目、質問の2番目、全国学力テストについての1点目、学校別成績を公表するのか、しないのかについてお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、市全体の学力の状況や生活の状況について、全国平均と比べた特徴的な概要及び今後の対策を公表することにしていきます。

なお、この調査では、国が示す実施要領では、平均正答数や平均正答率などの数値については、一覧での公表やそれらの数値による順位を付した公表などは行わないことと規定されていることから、学校名を明らかにした各学校の個別の状況につ

いては、公表はいたしません。

また、各学校の状況については、それぞれの学校において市と同様の内容で公表する予定にしております。

次に、2点目の学力向上に向けた今後の対策、改善点の考えはについてお答えします。

まず、今回の調査結果については、小学生の成績は、年々県平均との差は縮小し、改善の兆しが出てきておりますが、依然として、教科ごとの正答率は、全国平均を2ポイントから5ポイント下回っており、特に、中学生は全国平均を6.5ポイントから10ポイント下回るという大変厳しい結果になっています。

今後の対策、改善についてであります。学力の向上は本市最大の教育課題であるとの認識のもと、本年度、初めて全国学力・学習状況調査の実施日に、その対象外である小学3、4、5年生及び中学1、2年生を対象に、市独自で全国学力テストに準拠した内容の学力テストを実施いたしました。このテストは、早い学年の段階から学校や学年及び個人のさまざまな課題を明らかにし、早期改善を図るとともに、保護者への個人成績の通知などを通して、個々の児童生徒の学習支援をしていくことを主な目的にしております。

現在、市内の小学校においては、この市の学力テストと12月に実施する和歌山県学力到達度調査、これは小学校4、5、6年生と中学1、2年生が対象ですが、この2回の学力テストを軸として、学力向上のサイクルを確立し、改善に向けた取り組みを行っているところであります。

さらに、県教育委員会でも対策委員会を立ち上げ、学力向上対策が示される予定となっており、市の対策とあわせて、県の対策についても一人一人の教員に徹底するよう努めるとともに、学校訪問やあらゆる研修の機会を捉えて教員の指導力向上に努めてまいります。

また、今回の調査では、本市の児童生徒は、携帯電話、スマートフォン、テレビゲームの利用時間が多いこと、また、それに反して家庭で学習、復習したりする時間が大変少ないことなどが、これまでも増して明確になりました。秋田県などの上位常連県などの実績からは、学校と保護者が連携し、進める家庭学習の習慣化は、学力向上にとって大切であることは明白であります。

家庭学習については、教育委員会作成の「家庭学習啓発資料いわでのこ」を、来年度、本市の児童生徒の課題を明示するなどバージョンアップした改訂版を作成し、さらなる家庭学習の啓発、推進を図ってまいりたいと考えております。

○松下議長 再質問を許します。

○井神議員 中高一貫校での再質問ですが、岩出市内から電車を利用して、和歌山市内の県立中学校や私立中学校に進学されてる生徒はどれくらいおられるのでしょうか。

また、学力テストのことですが「学校名を明らかにした公表や数値による公表はしない。」と言っておられますが、学力向上には、それらを公表することにより、競争原理の導入も必要ではないかと私は思います。学力の結果だけではなく、生活アンケートの結果はどうだったのでしょうか。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 井神議員の再質問にお答えします。

まず、第1点目、岩出市から電車等を利用して、和歌山市内の県立中学等に進学している生徒はどれくらいいるのかということです。

和歌山市内の県立中学に進学している生徒は、現在1年生で13名、2年生で15名、3年生で13名、合計41名で、和歌山市の私立中学に進学している生徒は、1年生で46名、2年生で41名、3年生で38名、合計125名となっております。

それと、次の学校名を明らかにした公表の数値、公表や数値による公表はしないこととしているけれども、それらを公表することが必要ではないのか、また、学力の結果だけでなく、アンケートについてはどうであったのかというふうなことについてのお答えをさせていただきます。

まず、今回の公表は、国の実施要領に伴って、市教育委員会として初めて実施するものであります。県内の他の自治体との情報交換では、学校名を明らかにした公表とか、数値による公表はしないというふうにする自治体のほうが多い状況にありまして、今後の公表のあり方については、さまざまな方面から、ご意見や県内自治体の状況を見きわめながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、先ほども言いましたように、今回の公表の目的は、市の概況を市民の皆様にお知らせし、子どもたちの健やかな成長と学力向上のために、家庭や地域の皆様にご協力をお願いすることであるため、そのような内容を中心としたものを公表したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。それから、同時に実施した生活アンケート、学習状況調査でありますけれども、その結果につきましては、全国平均と比べてすぐれている点としては、本市の児童生徒ともに自

尊感情が高く、いじめはどんな理由があってもいけないことだという認識を持ち、また、毎日楽しく学校に通えている様子が伺えます。

また、中学生は、将来の夢や希望を持っている、そのような生徒の割合が全国平均を上回っているというのもわかっております。

一方、課題としては、就寝時刻が一定でない、家庭ではテレビゲーム、携帯電話やスマートフォンでの通話やメール、インターネットをする時間が長くなっております。その裏返しとして、自分で計画を立てて勉強したり、予習、復習をしたりする時間が短い状況にあります。

また、「読書は好きか。」という質問につきましても、児童生徒とも、全国平均を下回っている状況になってございます。

○松下議長 再々質問を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 1点目の市外の電車なりを使って通学されている方が、毎年50名前後おられるということでもあります。ある方からも、うちの娘や息子が朝早くから送っていくのもつらいなという方の声も聞いております。ですので、私としては、中高一貫校に関しては、那賀高校に県立高校が設置されれば、わざわざ和歌山市内へ電車で通学する必要がなく、生徒や保護者にかなりのニーズがあると思われれます。那賀高校への県立中学校設置についてのお考えは、お聞きしたいと思います。

続きまして、学力向上の件でございますが、アンケートの結果を伺いますと、テレビやテレビゲーム、携帯電話等、使用時間が長いということではありますが、これでは、家庭での勉強時間や読書の時間が短くなるのは当然であります。これからのことは、学校だけで解決できる問題ではなく、家庭での生活習慣の改善が必要であると考えます。よく、学校、家庭、地域の連携と言われますが、今後、子どもたちに学力向上のため、学校、家庭、地域での連携強化にどのように取り組まれるのか、お聞きします。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 井神議員の再々質問にお答えします。

まず、1点目の毎年50名前後の生徒が和歌山市のほうに行っている。那賀高校に県立中学校を設置できれば、わざわざそういう和歌山市内へ通学することなく、また、ニーズもあると思われるけれど、どうかという点についてであります。那賀

高校への中学校設置については、生徒や保護者の間でかなりニーズがあり、仮に、設置されれば、進路選択の幅も広がることになるかと思えます。

しかしながら、この県立中学校の設置につきましては、県教育委員会の管轄となるため、井神議員からの本議会でのご質問をいただいたということとともに、今年度、市政懇談会において複数の会場で、この県立中学校、中高一貫教育の設置の要望が数多く出されていたこと、このことについては、既に、市のほうから今年度の市政懇談会で出された県関係の要望とともに、あわせて提出していただいているのですが、再度、内容とともに県教育委員会のほうにお伝えさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点の再々質問ですが、アンケートの結果から、家庭での勉強時間が短くなってくるとか、それから、学校だけで解決できる問題ではなくて、家庭での生活習慣の改善が必要であるというふうな、こういう点につきまして、どう取り組まれておられるのかという点であります。平成24年度に「家庭学習啓発指導いわでのこ」を、先ほども言いましたが、作成しておりますが、それを小中学校の保護者に配布して、これまでも市政懇談会とか、区自治会長会等にも配布して、活用を呼びかけておりました。

今回の学力調査の結果から、学力と生活習慣の確立とか、それからスマートフォン等の使用時間には、明らかに相関関係が見られるということがわかってございます。先ほどもお答えしたように、詳細な対策につきましては、現在検討中ではありますが、これらの情報を新たに追加して、改訂版「いわでのこ」を今年度中に作成する予定としており、学校での懇談会等の機会を利用して、さらなる啓発強化に努めてまいりたいと考えております。学校に対しては、学校便りや学校のウェブサイトを通じて、「いわでのこ」の活用促進を学校独自の啓発強化について指導してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 以上で井神慶久議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、発言席から総括方式で質問願います。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をします。

まず、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力調査についてお尋ねします。

9月9日、和歌山県教育委員会は、学力向上対策本部の会合を開き、8月に公表された全国学力テストの結果が、全科目で2年連続して全国平均を下回ったことを

受け、総点検をし、年度内に学力向上に向けた具体策をまとめることを目指すとしています。

また、学力調査とともに実施された学習環境や生活習慣に関するアンケートも踏まえ、家庭での学習や読書と学力との関係も検証するとしています。児童生徒の学力は、家庭での学習環境や生活習慣が大いに影響するものと考えます。全国学力テストとともに実施された学習環境や生活習慣に関するアンケートについて、岩出市の小中学校の児童生徒の学習環境や生活習慣に関するアンケートの分析を教育委員会はされましたか。市内の児童生徒に関して問題点や、今後、問題点の解決に向けて教育委員会はどのように取り組みをされるのか、お聞きします。

また、今回の調査では、平日1日当たりのコンピューターゲーム、携帯やスマホなどのテレビゲーム等の使用時間を尋ねています。全国的に見て、携帯やスマホの使用時間と学力テストの平均正答率を比較し、小中学校全教科で使用時間がふえるほど成績が低下する傾向が見られると指摘しています。

新聞などに掲載されている記事をちょっと紹介させていただきますが、中学3年生の半数近くが、1日1時間以上携帯電話やスマートフォンでメールやネットをし、4時間以上費やす生徒も1割を超え、小学6年生の半数以上が携帯やスマホを使用していることも判明、「スマホを持っていない」と回答したのは小6で46.0%、中3は23.1%だった。

一方、使用する児童生徒のうち、平日に1日1時間以上使う割合は、小6では15.1%だったが、中3では47.6%に達し、4時間以上はそれぞれ2.7%、10.8%に上った。携帯やスマホの使用時間が30分未満の児童生徒と、4時間以上の児童生徒の正答率を比べたところ、全教科平均で約14ポイント、最も大きい中学数学Bでは、18.0%も開いたというふうに報道されています。専門家からは、一定のルールを決めないといけない、待ったなしの状況だと、携帯やスマホの使用に関して警鐘を鳴らしています。

また、携帯やスマホの使用に関しては、さまざまな問題点も指摘されています。青少年の見守り活動をしておりますが、携帯やスマホを歩きながら使用していたり、自転車に乗りながら使用している場面を見かけることは少なくありません。岩出市の子どもたちの携帯・スマホの使用状況は、アンケートからどのような結果が出ていますか。今までも、保護者に向け指導されていると思いますが、使用について家庭での取り決めが大切であり、いま一度、家庭に積極的に呼びかけることや学校教育で啓発すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、認知行動療法についてお聞きします。

認知療法・認知行動療法とは、アメリカの精神科医アーロン・T・ベックにより1970年代に提唱され、欧米を中心に世界的に広く使用されている治療方法です。日本では、平成22年4月から鬱病に有効な認知行動療法に保険適用をされています。

人の行動パターンには、その人固有の思考、行動、感情の3つが密接に影響していて、抗鬱薬では、脳内における気分の調整はできるものの、人の記憶の集積である思考まで修正することはできません。それをカウンセリングにより、患者の自己否定的な思考や解釈、つまり認知のゆがみを気づかせることで思考や行動パターンを変え、改善を図っていくという精神療法です。鬱病などの精神疾患はもちろんのこと、日常生活の中でのストレス解消にも効果的です。

8月4日、和歌山県教育センター学びの丘で小・中・高校及び特別支援学校に勤務する教員を対象に、平成26年度の教育相談研修講座4、認知行動療法の視点を生かした授業づくりが開催されました。講師に、和歌山県立医科大学神経精神医学講座、坂本友香助教で、認知行動療法の理論について学び、保健室や相談室で使う認知行動療法について演習する機会があり、参加をさせていただきました。

ことしから、学びの丘で認知行動療法についての研修講座が開設に至ったのは、公明党和歌山県議の再三の一般質問を通して、認知行動療法の周知と治療法の導入、また、学校現場での活用を訴えてきたことからです。そして、講座を開催に当たり、講座の視察、受講になりました。

学校現場では、不登校、いじめ問題を初め、暴力行為など問題は多岐にわたっています。不登校対策としては、心理的、情緒的背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にある児童生徒の理解を進めることが、何より大事なことであります。また、暴力行為がふえた理由として、感情のコントロールができないことや、コミュニケーション能力不足が挙げられています。これらのことから、児童生徒一人一人の感情をコントロールできる仕組みが喫緊の課題であると考えます。

認知行動療法では、前向きな考えは気持ちに影響し、前向きな考えによって、気持ちによい影響が出ると、それが今度は行動につながると学んでいきます。感情と行動をコントロールできることを学校現場で活用できます。児童生徒に毎日かかわる先生が、1つのスキルとして認知行動療法の訓練を積み、生徒とかかわることができる、子どもたちの弱った心を元気にすることができます。ぜひ、校内研修や市内で研修を開催し、認知行動療法のスキルを学んでいただきたいと思います。

3点目は、土砂災害についてお聞きします。

8月20日、広島市での1時間に120ミリもの猛烈な雨による土砂崩れが複数箇所で発生しました。必死の捜索により行方不明の方も発見され、この災害で74名の方が亡くなりました。亡くなりました方に、ご冥福をお祈り申し上げるとともに、多くの被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

近年、大雨による災害が多発していますが、あれだけの雨が短時間に集中すれば、同様の被害は岩出市でも起こり得ると思います。過去10年間の土砂災害発生事件数は、平均して1年間に1,000件にも上ります。昨年1年間の発生件数は941件で、全ての都道府県で起きています。平成13年に施行された土砂災害防止法は、土砂災害の危険性がある「警戒区域」、住民の生命や建物に著しい危害が生じる恐れのある「特別警戒区域」を指定し、住民への危険周知や避難体制の整備などの防災対策を進めるための法律です。

土砂災害防止法が施行され、和歌山県でも調査を実施していると思いますが、岩出市における土砂災害警戒区に指定されている区域はありますか。また、特別警戒区域についてはどうでしょうか。指定されている区域については、住民への危険周知や避難体制の整備などの防災対策は、どのようになっているのか、お尋ねします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員ご質問の1番目、学力調査についての1点目、学力テスト時の児童生徒へのアンケート調査に見える課題と課題解決についてであります。先ほども井神議員にお答えさせていただいたように、今回の全国学力・学習状況調査において、本市でも大変厳しい結果になったということを経験感を持って受けとめてございます。

全国学力調査と同時に実施された学習状況調査では、全国や県と比較した本市の児童生徒の学習状況や意識などがわかるようになっております。教育委員会では、結果提供を受けて、早速、学力とあわせてその結果等の分析とともに、これまでの教育施策の成果や課題を検証し、現在、具体的な改善策を検討しているところでございます。

また、その学習状況調査の結果であります。本市の児童生徒はともに、自尊感情やいじめに対する認識が高いこと、また、小学6年生は毎日楽しく学校に通う様子とか、中学3年生は進路意識が高いことなど、全国や県に比較してすぐれた点として見てとれます。

しかし、一方で、就寝時刻が一定でないこととか、家庭でのテレビゲームや携帯電話、スマートフォンでの通話及びメール、インターネットをする時間が大変長いこととか、自分で計画を立てて勉強したり、家庭で予習、復習をしたりする時間が短い状況にあることが、大きな課題としてあります。

また、読書に関しても、読書時間が少なく、学校図書館、地域の図書館の利用状況や「読書は好きか」という質問につきましても、本市の児童生徒は、全国及び県の平均を下回っている状況にあります。

教育委員会としては、これらの要因が重なり、今回の学力調査での厳しい結果につながったのではないかと分析しております。

次に、児童生徒のこれらの課題の解決に向けての取り組みであります。学習の基礎・基本を身につけ、学力の向上を図るには、学校の授業を大切にするとともに、予習、復習などを保護者と協力して毎日行う家庭学習の習慣化を図ることが、何よりも大事であります。

家庭学習につきましては、これまでも、市教育委員会が作成した「家庭学習啓発資料いわでのこ」を学級懇談会や個人懇談会等の機会に配布し、保護者に啓発してきましたが、来年度配布予定の改訂版では、今回のアンケート結果等も掲載するなど本市の児童生徒の課題を明示し、さらなる家庭学習の推進を図っていきたいと考えております。

読書につきましては、本年9月から、市内の小中学校に週1回、岩出図書館の司書資格を有する職員の派遣を始めております。今後、学校図書館機能の強化とともに、直接子どもたちへの読み聞かせや読書へのアドバイス、教員との連携を積極的に図ることで、学校図書館の活性化や子どもたちの読書への関心意欲の向上に努めてまいります。

次に、2点目の携帯・スマホの使用についてであります。宮本議員ご指摘のとおり、今回の調査では、テレビゲームや携帯電話、スマートフォンの使用時間と学力とは、明らかに相関関係があり、それらの使用時間の長い子どもの学力は、低い状況にあるということがわかりました。本市においても、それらを1日に4時間以上する小中学生が、全国や県と比較して多く、憂慮すべき状況にあると認識しています。

基本的には、小中学生に携帯電話やスマートフォンを持たせないようにすることが、最も有効な解決策であります。現状、岩出市の所有率は、小学校6年生で57.9%、中学3年生で88.6%を考えますと、保護者が子どものために携帯電話やス

スマートフォンを購入する際に、フィルタリングのサービスを導入するとともに、これらの機器の危険性や情報モラルなどについて、子どもと保護者がしっかり話し合っ
て、使用についてのルールを決めることなどが重要であり、学校の指導だけでなく、ご家庭での教育や指導に負うところが大きいものかと考えます。

これらのことを踏まえて、教育委員会では、今後、学校を通しての指導をこれまで以上に推進するとともに、PTAとも連携しながら、保護者への啓発の強化を図
ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2番目、認知行動療法についてお答えいたします。

認知行動療法は、議員ご指摘にあるように、認知に働きかけて気持ちを楽にする
精神療法の一つで、誤った認識に陥りがちな思考パターンの癖を、客観的でよりよ
い方向へと修正する治療法であります。

近年、学校現場において、認知行動療法を活用し、親や友人との人間関係や勉強、
部活動の悩みなどのストレスに対応できる心を育てる取り組みや、授業づくりの実
践等が報告されております。現在、学校現場で行われているカウンセリングについ
ても、相手の話に傾聴し、共感を持って聞くことや、聞いたことにすぐ評価的な話
を返さないことなど、基本的な手法については認知行動療法と共通し、教員の資質
や能力においても重要であると考えております。

ご質問の教職員のスキルアップにつきましては、去る8月4日に教育センター学
びの丘が主催する教育相談研修の一環として、認知行動療法の視点を生かした授業
づくりの研修が実施され、本市から小学校教員1名、中学校教員1名が受講し、報
告も受けてございます。このような手法は、カウンセリングや授業づくり等、参考
できると思われまますので、今後、各学校に対し紹介するとともに、同様の研修があ
れば、教職員の受講を推奨してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 宮本議員ご質問の3番目、土砂災害についての1点目、市内に土砂
災害警戒区域に指定されているところはあるのか、また、特別警戒区域については
どうかについてお答えいたします。

土砂災害の現象には、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりの区分があります。
岩出市では、区域指定権者の県により、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40
カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所、そのうち、土砂災害特別警戒区
域を含むところが、土石流が30カ所、急傾斜地の崩壊については、全域が指定され
ております。

次に、2点目、住民への危険周知や避難体制の整備などの防災対策はどのように
なっているのかについてお答えいたします。

住民への危険周知については、和歌山県砂防課、那賀振興局建設部、岩出市にお
いて、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域がわかる公示図書の閲覧を行っておりま
す。岩出市ウェブサイトからは、「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲
載しております。また、本年9月5日に和歌山県総合防災課長及び砂防課長の要請
により、土砂災害危険箇所等の緊急周知についてのチラシを、市役所、総合保健福
祉センター、各公民館、総合体育館、岩出図書館、民俗資料館に掲示するとともに、
広報いわで10月号へも掲載し、周知を図ってまいります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員ご質問の3番の2点目、住民への危険周知や避難体制の整
備などの防災対策についてお答えいたします。

市においては、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、土砂災害にお
ける避難勧告等の発令の判断基準、総合的な判断方法、判断に必要な気象情報等の
種別及び活用方法並びに避難勧告等の伝達などについて、それぞれ対応しておりま
す。

具体的に申し上げますと、土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準につ
きましては、重要な情報を発表した気象官署及び砂防関係機関等との間で情報交換を
密にするとともに、降雨の状況や前兆現象は発生しないかなど広域的な状況把握に
努め、市内巡視等により現地の状況確認をその判断基準としております。また、判
断は、日中と夜間を区別し、詳細な基準に基づく避難準備情報、避難勧告、避難指
示を判断いたします。

住民への避難勧告等の伝達方法につきましては、災害の規模や種類などで伝達す
べき地域や時間帯などを考慮し、市内放送等での伝達を初め、メール配信サービス、
防災行政無線、電話応答サービス、市ウェブサイト、地デジデータ放送、広報車で
の広報及び報道機関への放送要請などにより行います。

住民の避難につきましては、土砂災害の場合は、集落単位での避難が想定され、
市職員の避難誘導だけに頼ることなく、常日ごろから土石流やがけ崩れの恐れのない
避難路を各自が把握するとともに、夜間、暴風、冠水などの条件により、状況が
大きく変わることから、その点を総合的に考慮した上で、避難所への避難を行って
いただくこととなります。

なお、土砂災害においては、道路幅の広い道路が必ずしも安全とは限らないこと

から、自主防災組織や自治会、班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認しておくことをお願いしているところでございます。

今後も、予測による避難勧告等発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。宮本要代議員。

○宮本議員 先ほどのご答弁の中で、まず、学力テストについてのところですが、問題解決に向けての取り組みで、図書館、小学校全校への司書派遣をするということをご述べておられましたが、中学校への司書については、どういうふうになっておられますか。まず1点目。

認知行動療法についてですが、特に、お子さんたちが心を寄せるのは、保健室だとか相談室だと思いますので、特に、保健室の先生や相談室の先生に、認知行動療法のスキルを学んでいただけたらと思います。

広島市で被害の大きかった地域では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定されていないところが多かった一因に、広島県が住民への説明を丁重に実施し、反対者が1人でもいれば、指定を留保状態にしていたということが挙げられると報じておりました。

岩出市は、全て調査に基づき区域の指定がされておりますか。また、平成13年に法律が上げられたということで、10年以上が経過していることを踏まえ、指定が現在の実態に即しておられるかどうか。

次に、和歌山県公明党は、この7月12日、13日に、特定非営利活動法人日本防災士機構の防災士の研修を受けて、防災士のテストに合格をしました。田畑議員もそうですが、私も防災士の認定を受けております。研修を受けたことで、防災に対して少しだけですが、意識が高まったように思います。

防災士というのは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識を一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証したという方です。岩出市で、防災に携わる職員の方で、防災士はおられますでしょうか。また、岩出市の防災を担っていただく職員の方で、防災士の資格を取られてはどうでしょうか。

次に、その研修の中で避難所運営についての講義がありまして、東日本大震災の起きたときに、都心の避難所になっている学校に避難してきた方がたくさんおられ、学校職員は、地域の方々との日ごろの話し合いができておらず、問題点がたくさんあったとお話をされておられました。特に、避難所となる学校では、教職員と避難

所運営に当たる方との役割分担など明確にする必要があると思います。日ごろから話し合いをしていく必要がありませんか。

以上、再質問をさせていただきます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問にお答えさせていただきます。

読書推進に関係して、中学校への対応はどうかということですが、中学校への対応につきましては、この9月から始まったばかりの事業でございますので、成果等を検証して、今後検討してまいります。

次に、同じ再質問の中で、子どもが保健室の先生とか相談室の先生にはどうかということですが、子どもの精神面でのケアには、養護教員の果たす役割というのは大変大きいものと考えております。今後、研修会の機会があれば、優先的に推奨してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

和歌山県から岩出市においては、現在公示している箇所をもって、調査及び区域指定は完了したと聞いております。

なお、土砂災害警戒区域等の告示は、平成24年3月27日、同年9月4日及び25年8月2日でございますので、実態に即していると考えております。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災士の資格を持った職員は、また、その受講の取り組みについてでございます。

岩出市職員で防災士の有資格者は、現在25名でございます。本年も7名が研修を現在受講中でございます。今後も引き続き、資格取得に向け取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2点目の避難所の関係ですけれども、学校の教職員と避難所運営に当たる方との役割分担を明確にということ、話し合いが必要ではないのかというご質問でございますけれども、避難所における役割分担につきましては、学校の教職員については、児童生徒の安否確認を行うことが優先されることから、避難所での活動は難しいということ、自主防災組織の方々に対して認識してもらうように取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 以上で宮本要代議員の一般質問を終わります。

続きまして、4番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

○梅田議員 おはようございます。

4番の梅田哲也でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まず最初に、全国学力・学習状況調査についてお尋ねいたします。

先ほども同僚議員からいろいろと質問もあったんですが、4月に実施されました全国学力・学習状況調査が、8月25日に公表され、特に、小中学生の子どもさんをお持ちのご父兄方並びに一般市民の皆様のご関心も、非常に高いものがございます。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

まず、1番目に、和歌山県の平均は、小中学校ともに全国平均を下回る結果であり、順位では、中学校数学Aが37位のほかは全て40位台であり、特に、小学校国語A、これは基礎的、基本的な知識・技能が身についているかを問う出題でございますが、全国最下位となっておりますが、本市の状況はどうか具体的にお尋ねいたします。

続きまして、2番目に、児童生徒に対するアンケート調査も同時に実施されておりますが、本市における家庭学習時間とテレビゲーム、スマホの時間は、全国平均と比較してどうなっておりますか、お尋ねいたします。

3点目に、今後の子どもの学力向上について、どのような目標を設定し、どのような対策を実施されるのか、具体的にお答えください。

以上です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員のご質問の1番目、全国学力・学習状況調査についての1点目、和歌山県の平均は、小中学校ともに全国平均を下回る結果であり、特に、小学校国語Aは全国最下位であったが、本市の状況はどうかについてお答えします。

小学校の成績は、年々県平均との差は縮小し、改善の兆しはみられるものの、教科別に見てみると、依然として全国平均を2ポイントから5ポイント下回っており、中学生は、全国平均を6.5ポイントから10ポイント下回る厳しい結果となっております。小学校6年の国語Aにつきましては、5ポイント下回っているということでもあります。

次に、2点目の児童生徒に対するアンケート調査も実施されているが、学校、家

庭学習時間とテレビゲーム等の時間についてはどうかについてお答えします。

まず、テレビの視聴時間ですが、小学生は全国平均並みですが、中学生は、1日2時間以上テレビを見ている生徒は、全国の56.5%に対して市は70.2%で、4時間以上では、全国の15.7%に対し市は29.3%となっております。

パソコンや携帯電話等を含めたゲームの使用時間につきましても、2時間以上使用している子どもの割合は、小学生で全国の30.3%に対し市は34.4%、中学生は、全国の35.4%に対し市は56.2%となっております。携帯電話やスマートフォンによる通話やメール等では、2時間以上の子どもは、小学生では、全国の8.7%に対し市は11.6%、中学生では、全国の32.7%に対し49.5%となっており、メディアによる娯楽時間が全国平均に比べて多く、特に、中学校では、その傾向が顕著となっております。このような状況であるため、家庭学習の時間は当然短くなっているものと考えております。

次に、3点目の今後の子どもの学力向上に、どのような目標設定をし、どのような対策を実施していくのか、具体的についてお答えします。

目標設定につきましては、かねてから小学校は、全国平均をクリアし、全国平均のクリア、中学校は、県平均のクリアを目指して取り組んできたところでございますが、今後も目標の早期達成を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

対策につきましては、今年度から小学3年生から5年、中学1、2年生を対象として、市の学力調査を実施しております。今後、この調査結果から、それぞれの学校や学年の課題が明らかになっておりますので、学校や児童生徒個人の課題解決に向けて取り組みを進めているところであり、具体的改善策等については、現在検討中であります。

また、読書と学力とも相関関係があり、本市では読書量が少ない傾向にあります。そこで、この9月から岩出図書館の職員を小学校に週1回派遣し、学校図書館の活性化と子どもの読書活動の充実に取り組むことによって、子どもたちの学力向上を側面から支援してまいります。

さらに、先ほどお答えしたとおり、家庭学習の時間が短く、メディア使用の時間が長いことなど、家庭生活の改善も必要であり、「家庭学習啓発資料いわでのこ」の改訂を初めとして、家庭への啓発強化に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今、教育長のほうから答弁ございましたんですが、再質問させていただきます。

1番目に、ご父兄の皆様にも状況をきっちり説明し、家庭学習の時間をしっかり確保する必要があると考えますが、ご父兄方に対する説明会等の実施予定は考えているのかをお尋ねいたします。

2点目に、非常に最近若い先生方がふえてるという状況の中で、教員に対する指導力不足も懸念されておりますが、教育委員会として研修の充実をどのように向上させていくのかお尋ねをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えします。

スマホ等も含めて家庭での指導力、教育力、そういったものがご必要かなというふうなことと受けとめまして、教育委員会では、今後、PTA等の役員会の方々と学力の向上も、それからスマホ等の使用も含めて、家庭学習の状況について懇談会を開催したいと考えております。そして、そのところで出された意見を取りまとめ、保護者向けの啓発のチラシ等を作成して、全ての保護者に呼びかけるとともに、各学校においては、懇談会等の機会に、保護者への啓発を強化してまいりたいと考えてございます。

また、若い先生等がふえて、そういう経験不足から、大丈夫ではないのかというご心配でございますが、教職員は基本的に情報モラル等の研修を受けております。最低限の知識は身につけているものと考えておりますが、今後、子どもや保護者に対して、さらに説得力のある指導ができるようにするため、引き続き、県教育委員会や警察等が実施する研修には積極的に参加させるとともに、校内での研修の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 これで梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 続きまして、子どものスマホの適正な使用についてお尋ねをいたします。

内閣府が4月に公表した消費動向調査で、多機能型携帯電話、いわゆるスマホを保有している世帯は54.7%と、5割を超えていることが判明しております。

さらに、同じく内閣府が昨年11月に実施した青少年のインターネット利用に対する調査でも、スマホの普及は拡大を続けており、小中高生が所有する携帯電話のう

ちスマホが占める割合は、小学生では13.6%、1年前と比べて6ポイントふえております。中学生では47.4%、1年前と比べて22.1ポイント増加しております。ほぼ倍増していることがわかりました。

あわせてインターネットの利用時間も長期化し、平日1日当たりの平均利用時間は約107分となり、1日2時間以上利用している人も約4割に上るなど、子どもの間でスマホの利用が急速に広がっている状況です。先ほどの同僚議員の答弁では、岩出市では中学生で49.5%という話も聞いております。

同時に、スマホの無料通信アプリ、いわゆるラインですけれども、このやりとりをきっかけとしたいじめやトラブル、事件の発生、さらには有害サイト閲覧など、子どもたちのインターネットの利用を巡っては、さまざまな課題がありますが、一方で、保護者や学校側の認識が実態に追いつくことができていないというのが現状ではないでしょうか。

そこで1番目、お尋ねいたします。

現在、全国の県教委レベルでは、小中高生のスマホなどの利用に関する実態調査を実施しているケースもあると認識しておりますが、本市では、児童生徒のスマホなどの利用状況などは把握しておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

続きまして、文科省は、平成21年に各都道府県教委に対し、携帯電話の学校への持ち込み禁止などの通知を出し、各学校においても徹底されていることと存じますが、この通知にもあるように、学校、地域、家庭が連携し、携帯電話の利用に関するルールづくりを行うことや、身近な大人が児童生徒を見守る体制をつくっていることは、非常に重要なことだと思います。

ほかの自治体では、子どもの携帯電話利用のモラルを考えるきっかけとして、標語やポスターの募集などを行っている例や、保護者や教育関係者を対象にしたスマホ安全教室を開催して、正しい使い方やトラブルを未然に防ぐ方法などを教える取り組みを実施している例もあります。

そこで質問させていただきます。

本市においては、保護者や教育関係者を対象に、児童生徒のスマホの安全で適正な利用と危険性など、課題の認識のためのセミナーなどの開催を行ってはいかがでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

また、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングについては、先ほどの内閣調査で、初めて減少に転じ、小学生は62.2%、中学生は61.1%と、前年の調査に比べて落ち込んでおります。一方で、スマホの交流サイトを通じて、性犯罪などの被害

に遭った子どもの約9割が、フィルタリングに未加入だったという警察庁の報告もあるそうです。

そこでお尋ねいたします。

本市の児童生徒の持つスマホなどのフィルタリングの現状と、学校や家庭に対する働きかけの状況についての現況をお聞かせください。

ところで、愛知県刈谷市では、4月から、市内全小中学校で午後9時以降スマホを保護者が預かり、子どもに使わせない取り組みを開始いたしました。これは、昨年度生活指導担当教員や警察などで構成する組織が提案し、PTAの賛同を得て始めたもので、午後9時以降はスマホを親が預かる、必要のない携帯電話を持たせない、フィルタリングサービスを利用するという3点を呼びかけております。

家庭でのルールづくりに学校側が踏み込んだ先駆的な取り組みとして、文部科学省も注目し、全国各地から問い合わせも相次いでいるそうです。加えて、このスマホの夜間の使用制限の試みは、開始後1カ月で勉強時間がふえたとか、トラブルを防げるなどと、保護者や子どもから生活改善などを歓迎する声が上がっていると聞いております。

そこで提案ですが、同様の取り組みが全国で広がりつつある中、本市においても、児童生徒の夜間のスマホの使用制限に向けた取り組みを行ってはいかがでしょうか。その必要性も含め、ご所見をお伺いいたします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員のご質問の2番目、子どものスマホの適正な使用について、一括してお答えさせていただきます。

まず、スマホ等の利用状況につきましては、先ほどお答えしたとおりですが、所有率で見ますと、小学校6年生で57.9%、中学3年生で88.6%となっております。なお、学校では児童生徒に対し、日ごろからスマホ等の学校への持ち込み禁止や情報モラル、便利さの裏に潜む危険性等について指導しており、特に、所有率が高くなる中学生においては、外部から専門家を講師として招き、ご指導いただく機会も設けておりますが、有害サイト接続のフィルタリングをしている家庭は、少ないのが現状でございます。

スマホの適正な利用に関するセミナー等の開催につきましては、警察や通信会社等が適正な使用についてのDVD等を作成しており、これらを保護者会で視聴している学校がありますが、今後も、啓発強化に取り組んでまいりたいと考えております。

す。

夜間のスマホ使用制限につきましては、何よりも家庭の理解、協力が必要になってくることから、PTAを通じて各家庭に呼びかけていること等が重要であり、これらの取り組みにつきましては、今後、さらなる具体策を検討してまいります。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 きっちり対策のほう、よろしく願いしておきます。

再質問させていただくんですけれども、これまで市内の小学生に関するインターネットやスマホに関するトラブルやいじめ、事件の発生などはあるか、または把握しているか、保護者からの相談などの声は上がっているか、お尋ねいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご質問のように、学校、子どもたちの間でメールとかライン等で、例えば、返信がおくるとその仲間から外されるというふうな、そういった類いのことは学校でも教育委員会でも幾件か受けておるところであります。これらにつきましては、本当に非常にゆがんだ友達間であって、それぞれの相手の立場を考え、尊重していく姿勢ということが大事であって、こういったことを、学校では根気強く訴えていくわけでありまして、この件につきましても、同様の姿勢を全ての家庭でも保護者、そういった点訴えていくよう、粘り強くやっていきたいと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 スマホの適正な使用法などをいわゆる記録した、児童生徒あるいは保護者向けのいわゆるガイドブック的なものを作成、配布する提案ですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

児童生徒向けとか保護者向けのスマホ等の適正な使用について、ガイドブックという点につきましては、ガイドブックにつきましては、通信会社等に大変すぐれたものを作成しているものがありますし、それからまた、インターネットにもたくさ

ん載っておりますが、これらの活用を考えていきたいと思っております。

なお、今後は、教育委員会主催で、先ほども言わせていただきましたが、PTAの役員等の方々とスマホ等の使用のあり方等について懇談会をして、その中で出された意見をまとめて、ガイドブックにかわるものとして、保護者向けの啓発のチラシ等を作成して、全ての保護者に呼びかけていくとともに、各学校においては、懇談会等の機会を通して、保護者への啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

○松下議長 これでは梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして3番目の質問を願います。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3点目、土砂災害防止法についてお尋ねをいたします。

先ほど宮本議員からもご質問があったので、同様のことになるかもわからないんですが、先月20日に、広島市北部において局地的な本当に豪雨によってお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々に心からの、まずもってお見舞いを申し上げます。

この災害等により、岩出市民の中でも土砂災害に関する関心も急速に高まっている中、土砂災害防止法について3点質問をいたします。

8月26日に、県のホームページにも公開されておりますが、住民が土砂災害の発生の可能性があるリスクを早く知ることが何より重要というふうに考えます。

それで、第1番目の質問ですが、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域は、市内に何カ所あるのか、お答えください。

それと2番目に、警戒区域及び特別警戒区域の住民への周知方法についてお聞きをいたします。

3点目に、いわゆるハザードマップへの記載時期と警戒避難体制の進捗状況についてお答えください。

4点目に、土砂災害発生時に有効な手段の1つと考えられるいわゆる砂防ダムの設置については、こういった課題があるのかお答えください。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 梅田議員のご質問の3番目、土砂災害防止法についての1点目、土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域は、市内にそれぞれ何カ所あるのかについてお答えいたします。

先ほど宮本議員にお答えしたとおり、土砂災害の現象には、土石流、急傾斜地の崩壊及び地すべりの区分があります。岩出市では、区域指定権者の件により、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所、そのうち、土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域が指定されております。

なお、和歌山県から岩出市においては、現在公示している箇所をもって調査及び区域指定は完了したと聞いております。

次に、2点目、住民への周知方法についてお答えいたします。

住民への危険周知については、和歌山県砂防課、那賀振興局建設部、岩出市において、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域がわかる公示図書の閲覧を行っております。岩出市ウェブサイトからは、「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲載しております。

また、本年9月5日に、和歌山県総合防災課長及び砂防課長の要請により、土砂災害危険箇所の緊急周知についてのチラシを、市役所、総合保健福祉センター、各公民館、総合体育館、岩出図書館、民俗資料館に掲示するとともに、広報いわで10月号へも掲載し、周知を図ってまいります。

次に、4点目、砂防ダムの設置については、こういった課題があるのかについてお答えいたします。

砂防ダムの設置は、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生した場合には有効な手段の1つであると考えられます。岩出市には、根来川、菩提川2カ所、大谷川及び住吉川の上流、計5カ所に砂防ダムが設置されており、現在、行政機関が持っている情報からは、今すぐに対策を講じなければならない箇所はないと思われまます。しかし、予想を上回るような降雨があった場合等を予想し、対策を講じなければならない箇所があるのか、今後、調査してまいります。

なお、砂防ダムの建設に当たっては、まず、砂防法による砂防指定地とすることが大前提であります。砂防指定地となった場合、掘削、樹木の伐採等の行為制限がかかることや、事業用地の取得及び工事用進入路の用地確保、借地等の課題もあると考えられます。事業実施には、地元の方々の理解と協力が不可欠であります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員ご質問の3番目の3点目、ハザードマップへの記載時期と警戒避難体制の進捗についてお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、今年度作成している岩

出市防災マニュアルに掲載し、平成27年3月の市広報紙と同時に全戸配布を行い、住民に対する周知を図ってまいります。

なお、岩出市防災マニュアルに掲載する土砂災害警戒区域と洪水浸水想定区域を、市民がそれぞれわかりやすいように工夫すべく、地図作成を行っております。

次に、警戒避難体制の進捗状況につきましては、先ほどの宮本議員への答弁と重なる部分がございますが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき対応してまいります。

土砂災害における避難勧告等の発令の判断基準につきましては、気象及び砂防関係機関等との間で情報交換を密にし、降雨状況、前兆現象の発生など広域的な状況の把握と市内巡視等を行い、現地確認より判断基準としてまいります。判断に際しては、日中、夜間を区別し、基準に基づき避難準備情報、避難勧告、避難指示を判断いたします。

住民の避難につきましては、土砂災害の場合は、集団単位での避難が想定され、市職員の避難誘導だけに頼ることなく、常日ごろから土石流やがけ崩れの恐れのない避難路を各自が把握するとともに、夜間、暴風、冠水などの条件により状況が大きく変わることから、その点を総合的に考慮した上で、避難所への避難を行っていただくこととなりますが、自主防災組織や自治会、班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認しておくことをお願いしているところでございます。今後も、予測による避難勧告等発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点質問させていただきます。

先ほど、岩出市では、土砂災害危険箇所の調査、区域指定は完了したと答弁いただきましたが、和歌山県全体の調査はどうなっているのか、お答えください。

2点目に、市内において土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域内に避難箇所はないのか。広島市の場合は、指定箇所があったと聞いておりますが、以上2点についてお尋ねをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 梅田議員の再質問、岩出市は、土砂災害危険箇所の調査区域指定は完了したということから、県全体の調査はどうなっているのかについてお答えいた

します。

和歌山県における土砂災害危険箇所は1万8,487カ所であり、平成26年8月末時点で、6,363カ所の調査が完了し、このうち土砂災害警戒区域として5,636カ所が指定されており、全体の約30.5%となっています。また、特別警戒区域は3,054カ所指定されています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域内に市の避難所はないのかというご質問でございます。警戒区域及び特別警戒区域内における避難所はございません。

○松下議長 これで梅田哲也議員の3番目の質問を終わります。

以上で梅田哲也議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時10分から再開いたします。

休憩 (10時55分)

再開 (11時10分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、山本重信議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

山本重信議員。

○山本議員 7番、山本重信です。議長の許可を得ましたので、3点について質問をいたします。

まず、1点目、高齢者福祉について質問をします。

高齢者の福祉施策として、各市町村それぞれ独自の施策を講じられています。また、高齢者の方たち自身でも独自の努力をされています。市では、お年寄りが元気で長生きできる施策が強く求められています。他の市町村の対策としてユニークな方法を紹介します。

まず、家の中に閉じこもり運動機能が低下し、介護の世話になっていると思われる施策として、お年寄りが興味を持ち、みずから自分の意志で出かけたと思える施策を講じられている方法として、1つには、カジノや麻雀教室、喫茶サロン等の運営をして、高齢者自身がみずから行きたい、また、お友達に会いたい等の理由により、閉じこもりを防止し、高齢者の方たちに外出する機会をつくり成功している

事例等があります。

ある市では、これらの積極的施策により、平成23年度実績で介護保険利用者が全国平均で17.45%とのところ、10.2%の実績を上げられ、実に7%以上向上の実績を上げられています。最近では、閉じこもり防止策として、多くの市町村で高齢者の方たちの要望の多いパークゴルフ場を整備し、お年寄りがみずから行きたいと思える環境を整備し、対策を講じられ成功した事例も報告されております。

次に、県でも健康推進室制度を取り入れるそうです。岩出市でも考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そこで質問です。

1点目、高齢者の方たちの元気で長生きできる施策として、屋外を利用する方法や施策として、パークゴルフ場の新設や他の施策をお考えなのか、お聞きをします。

2点目、県では、長野県で実施し、成果を上げられている健康推進員制度を取り入れるそうですが、岩出市の取り組みはあるのか、お聞きします。

以上、2点です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 山本議員の一般質問1番目の高齢者福祉についてお答えします。

1点目の高齢者の元気で長生きのための屋外を利用する施策として、パークゴルフ場の新設や他の施策をお考えなのかについてでございますが、元気で長生きするためには、適度な運動や栄養バランスがとれた食習慣、規則正しい生活習慣を身につけることが大切であります。市では、住みなれた地域でいつまでも生き生きと過ごせるよう、各種検診や健康講座等さまざまな保健事業を初め、介護保険事業においては、運動機能の向上を図るシニアエクササイズ等、各種介護予防教室を実施しているところであります。

また、仲間づくりや生きがいくりの取り組みとしましては、ふれあい学級や各種文化教室を開催するなど生涯学習の推進に努めているところであり、それ以外には、高齢者の働く場や社会参加を促進するため、社会福祉協議会や老人クラブ、シルバー人材センター等に助成するなど地域社会の活性化に向けた支援を行っております。

議員ご提言のパークゴルフ場の新設についてであります。パークゴルフは最近人気のスポーツであり、競技人口も増加していることは認識しております。パークゴルフ場を新設する場合は、18ホールとして1万2,000平米以上の面積が望ましい

とされており、駐車場などの周辺整備を含めれば約2万平米以上の広大な敷地が必要なことから厳しいものがあります。

他の施策につきましては、自分の健康は自分で守る観点から、まず、手軽にできるウォーキングやジョギングを日常生活に取り入れていただくだけでも、十分生活習慣病の予防にもなり、スポーツを行う場合の基礎体力づくりにもつながると思います。

また、現在、体育協会には既設の施設を利用し、屋外で活動するペタンクやグラウンドゴルフ、ゲートボール、テニスなどの競技団体があり、高齢者の方にも参加いただいております。

市といたしましては、現在、介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定しているところであり、当該計画作成委員等の意見を伺うなど、高齢者が住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続き、社会参加を促進する施策や生きがい、健康の維持増進につながる事業など高齢者施策の推進に努めてまいります。

続いて、2点目、県では、健康推進員制度を取り入れるそうだが、岩出市での取り組みの考えは、についてお答えします。

健康推進員は、県民の健康向上を図り、健康長寿日本一和歌山の実現に向け、市町村が実施する各種検診や健康教室等保健事業を支援する役割を担うもので、健康づくり事業の推進役として平成26年6月に創設されたものであります。本市では、現在、母子保健推進員や食生活改善推進員のご協力をいただき、子育て支援や食生活改善推進活動を初め、健康推進員の主な活動の対象となる各種検診や健康教室等市民の健康づくりや保健事業を推進しているところであります。

また、今年度県が行う健康推進員養成講習会に両推進委員会から20名の推進員が受講を予定しており、次年度以降も計画的に講習を受けていただくなど、今回、県において創設された健康推進員としても活動していただける推進員の充実に努めるとともに、市民の健康意識の向上と自主的な健康づくり活動につなげられるよう、各推進員の資質の向上と活動強化を図ってまいりたいと考えております。

○松下議長　これで山本重信議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

山本重信議員。

○山本議員　2点目の質問をいたしますが、先ほどから学力の調査の話がたくさん出てますので、重複する部分はもう答弁結構ですので、2点目、子どもたちの教育と

安全対策について質問をします。

長崎県佐世保市で高校1年生による痛ましい事件が発生しました。新聞報道によりますと最愛のお母さんの死亡や、お父さんの再婚等々で、この女子児童、日ごろから問題が多く発生していたようです。小学校時代にクラスメイトの給食にベンジンや漂白剤を計4回も混入させています。被害に遭った生徒は体調を壊し、病院で手当を受けたと報告もされております。

また、市の幹部は、この混入事件を市の教育委員会や市議会に報告しなかったと明らかにしております。その理由として、担当者レベルで対応できると判断したと説明しています。

また、精神科医の診断ですと、この生徒、小学生時代に薬物混入事件を起こし不登校となり、中学生時代には父親を野球のバットで殴打し、実母まで殺害しかけたと話しているそうです。また、猫の解剖をしたりし、精神科医は、このままいけば人を殺しかねないと、匿名で県福祉保健部に通報しておりました。担当者によると、匿名のため特定できず放置したとされております。

この生徒、人を殺し、解剖してみたかったと話しているそうです。私が思いますのに、子どもは明らかに病気です。問題が発生し始めた小学生時代に入院等で適切に対応されていれば、今回の事件は未然に防止できたような気がします。子どもの将来にも明るさが見えたのではないのでしょうか。親御さんによると、病気のため病院に入院させたかったが、入院を断られたということです。岩出市では、このような事例の対応策は考えられているのでしょうか。

次に、朝日新聞に居所のつかめない子どもが、全国で1,588人いると報道されています。私の知り合いの子ども家があるのに最近姿を見かけません。気になっております。岩出市では居所の不明な子どもがいるのかどうか、お聞きをいたします。

続きまして、8月25日の新聞で全国学力調査結果が発表されました。和歌山県下の子どもたちの成績を見て、県教育委員会は危機的状況と新聞報道されていますが、私は、順位はともかくとして、点数の底上げができて、逆によく頑張ってるなど理解をしております。全国での総合順位は下がっていますが、全国平均点からいずれも科目も2から3ポイント低い点数で推移しており、少し頑張れば手の届く範囲だと考えます。

今まで成績を公表しなかった理由として、成績を公表すると学校を序列化される危険があるからだと言われますが、でも、よく考えてみてください。世の中に出ると全て生き残りをかけた競争社会です。これらに対応できない子どもたちが不登校

となり、大人になってもひきこもり生活をしているのではないのでしょうか。現在の競争社会に対応できる子どもの教育には、学力公表が必要だと考えます。岩出市の学校別の学力公表をするべきだと考えますので、お考えを聞かせてください。

そこで質問です。

1点目、長崎の女子生徒の問題に対して、教育長はどのような見解をお持ちなのか。

2点目、今回の事件、岩出市としてどのような具体的な対策をお持ちなのか。また、再発防止策を聞かせてください。

3点目、所在不明の子どもが全国で1,588人います。和歌山県下では2名ですが、岩出市に該当する子どもはいるのか、聞かせてください。

4点目、子どもたちが現在の競争社会に対応できるようにする教育には、学力公表をするべきだと考えます。公表内容を詳しく、公表に至った経過・公表する狙い等々を聞かせてください。

以上です。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 山本議員ご質問の2番目、子どもたちの教育と安全対策についてのまず、1点目、教育長の見解と2点目の具体的な施策、再発防止策について、一括してお答えさせていただきます。

ことしの7月14日に長崎県佐世保市で公立高校に通う女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという事件が発生いたしましたことは、本当にまことに痛ましく、大変胸の痛む思いをいたしております。長崎県の佐世保市においては、10年前にも小学6年生の女子児童が、同級生に殺害されるという痛ましい事件が発生しており、長崎県では、この事件の反省のもとに、命を大切にすることを育む教育に熱心かつ先進的に取り組まれてきた経過がありますが、今回同様の事件が発生したことに、全国の教育関係者はもとより社会全体が大きな衝撃を受けているものとして、重たく受けとめてございます。

私といたしましても、今回の事件を決して対岸の火事とすることなく、本市でも発生するかもしれないという危機感を持って、今後、特に児童生徒の心の問題など、本市教育の生徒指導のあり方について考えてまいりたいと考えております。

次に、施策についてであります。本市でもこの事件を受けるまでもなく、命を大切にすることを育む教育、心を育む教育は、学校教育活動の根幹にあるものとして、各教科

の授業や道徳はもとより学級活動、児童会、生徒会活動、学校行事等の特別活動などあらゆる教育活動を通じて、ふだんから取り組んでいるところです。

さらに、心の問題などの課題を抱える児童生徒への対応については、全ての教員がカウンセリングマインドを持ち、アンテナを高くして、個々の児童生徒の状況を把握するとともに、日ごろから保護者との連絡を密にするよう努めております。

また、個別の対応が必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、市教育委員会、学校と医療機関を含む関係機関が積極的に連携してケース会議を行うなどしているため、深刻な事態につきましては、積極的に医療機関等につないでまいります。

しかし、これらの連携等の取り組みだけでは、子どもの心の奥の問題や家庭の状況がつかみきれない場合もあることから、今後、さらなる関係機関との連携強化に努めてまいります。気になる子どもの状況がありましたら、ご連絡いただくなど地域の皆様への協力も呼びかけてまいりたいと思います。

次に、3点目の所在不明児童につきましては、現在、本市では、議員ご指摘のような所在不明の児童生徒はおりません。

次に、4点目の学力テストの公表についてお答えさせていただきます。

先ほどからありますので、省ける部分は省いてということではありますが、全国学力・学習状況の結果の公表につきましては、先ほどからお答えしておりますように、市全体の学力の状況や生活の状況について、全国平均と比べた特徴的な概要や今後の対策をあわせて公表することにしております。

また、学校名を明らかにした各学校の個別の状況については、公表しないということにしております。また、各学校の状況につきましては、それぞれの学校において市と同様の内容で公表することにしております。

今回、市として初めて公表に至った経過やねらいについてでございますが、今回、実施要領が変更になったのを機に、市や学校のこれまでの取り組みや成果及び課題等を保護者や市民の皆様にお知らせするとともに、改善に向けて家庭や地域の皆様の理解や協力をお願いすることを狙いとしてございます。

○松下議長　これで山本重信議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

山本重信議員。

○山本議員　3点目、橋の安全対策についてお聞きします。

広島市の土石流の災害で多くの人命が失われ、また、家屋の損傷も甚大となって

います。ここに砂防ダムがあれば、また、早目の避難指示があれば等々考えます。被災された方々にはお悔やみを申し上げます。以前、質問しました他府県との災害協定を早く結び、有事の際にはともに助け合うべきだと申し上げてきましたが、今回の災害よい機会ですので、助け合いながら協定を結ばれるべきだと思っております。

話を本題に戻します。

この写真を見てください。総合体育館前の川に誰がつくられたのかわかりませんが、場所的には中迫近郊の農家の方がつくられたかと思いますが、古い老朽化した幅1メートルにも満たない細い橋がかかっています。昔、農作業時に通行した橋だと思いますが、この橋渡ってみますと、中央付近で大きく上下にバウンドして揺れて、今にも落下しそうです。橋の両側には赤い「そうへいちゃん」が川の両側に頑張っておりますが、危険表示しておりますが、下部の鉄板も腐食していると考えられます。早急な撤去も含めた対策が必要だと考えます。答弁をよろしく願いいたします。

○松下議長 答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 山本議員ご質問の3番目、橋の安全対策についてお答えいたします。

議員ご指摘の橋は、山田川にかかる落合橋で、山田川の河川改修時に木橋から現在の橋にかけかえられたもので、中迫地区から荊本地区への必要な道路であるとともに、農作業用にも利用されています。落合橋については、老朽化が進んでいたことから、昨年、河川管理者である県に対して、補強工事の要望を行っていました。加えて、今年度、中迫区から出された市政懇談会での意見を受け、再度、県に要望したところ、補強については現地調査の上、対策を検討していくとの回答をいただいております。対策後は、岩出市で管理してまいります。

また、このようかけかえられた橋はほかにもありますが、どの橋も現在のところ危険な状態ではないと伺っています。

なお、市管理橋については、幹線及び橋長15メートル以上の耐震化、長寿命化の点検業務を既に行ったところではありますが、そのほかの橋梁につきましても、近接目視による点検を行ってまいります。

○松下議長 これで山本重信議員の3番目の質問を終わります。

以上で山本重信議員の一般質問を終わります。

通告5番目、8番、三栖慎太郎議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 8番、郁青青クラブ、三栖慎太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1点目は、根来小学校新運動場トイレの水洗・洋式化についてです。自身、この問題を取り上げるのは2度目ですが、根来小学校の子どもたちや保護者の方々から、常日ごろより強い要望を頂戴していますので、繰り返し質問をいたします。

以下、9つのポイントに絞って確認していきますので、市民の皆様にもわかりやすい明瞭な答弁をお願いいたします。

1、根来小学校新運動場トイレの施工年は。

2、施工時、水洗・洋式化しなかった理由は。

3、現在、その理由（問題）は解消されているのか。

4、下水道直結以前の水洗・洋式化は技術的に可能か。

5、可能な場合、どういった方法があるのか。

6、その方法で施工する場合の概算費用は。5番で複数種の回答があった場合はそれぞれお願いします。

7、順調に認可が進んだ場合、当該地区の下水道接続の時期、改めて伺います。

8、前回、緊急性、必要性が低いと答弁されていましたが、では、それらが緊急性、必要性が高い優先案件とは。これについては、少なくとも5案件程度以上の具体的な回答を求めます。

9、和式、くみ取り式トイレが余り近づきたくない場所となっているため、排せつを無理に我慢したり、からかわれたりするのが嫌でトイレに行けなくなるなど、子どもの健康面や精神面に問題が出ているとの理由から、文科省は、子どもの学習、生活環境の改善という視点に立ち、学校トイレの見直しを進めていますが、子どもたちの健康面や精神面の問題は、岩出市教育委員会にとって緊急性、必要性が低い問題なのか。

以上9つの点についての質問をお願いいたします。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 三栖議員のご質問の1番目、根来小学校新運動場トイレの水洗・洋式化を直ちにについてお答えします。

まず、1点目の小学校新運動場トイレの施工年は、昭和55年9月です。

次に、2点目の施工時、水洗・洋式化しなかった理由はと、3点目の現在その理

由、問題は解消されているのかについてですが、水洗化しなかった理由は、当時、浄化槽からの水の放流に下流の同意が得られなかったためで、洋式化しなかった理由は、当時は和式が主流であったためです。現在、水の放流については、問題は解消してございます。

4点目の下水道直結以前の水洗・洋式化は技術的に可能かと、5点目の可能な場合、どういった方法があるのかと、6点目のその方法で施工する場合の概算費用はについてですが、合併浄化槽による水洗化・洋式化は技術的には可能で、費用は概算で約2,300万円と見込んでおります。

7点目の順調に認可が進んだ場合、当該地区の下水道接続の時期はにつきましては、平成31年度以降となる見込みでございます。

8点目の前回、緊急性、必要性が低いと答弁されていたが、では、それらが高い優先案件とはについて、施設や消防の定期点検で指摘されたふぐあいの改善や老朽化した床の張りかえ、校舎の雨漏り等、学校の改修工事につきましては、予算を考慮しながらも安全面を最優先し、市内8校全体を見渡して進めております。

9点目の子どもたちの健康面や精神面の問題は、市教育委員会にとって緊急性、必要性が低いのかについてですが、教育委員会として、子どもたちの健康面や精神面の問題は何より重要な問題であり、日々、健康面や精神面には万全を期すよう努めているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 8番の緊急性、必要性が高い優先案件であるご説明をいただきましたが、もう少し、市民の方が具体的にイメージできるように具体的にお願いをいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部次長。

○秦野教育部次長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

優先度の高い工事の具体例ということでございますが、先ほど教育部長が申し上げた以外に、例えば、毎日使います子どもの手洗い場の改修であったり、あるいは、もう長い間特別教室で使っていたエアコンが古くなって取りかえたり、そういったことがございます。

○松下議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員

○三栖議員 今回の一般質問で確認した9つの問題というのは、一般質問に取り上げ

るまでもなく、個別に確認すればすぐわかるようなことだったんですが、あえて一般質問で取り上げさせていただきました。それはどうしてかと申しますと、下水道直結まで、要は水洗・洋式化しないんだという共通認識が、市役所職員の皆様、学校関係者の皆様の意識の中に固着してしまうことを憂慮しておりますので、私が、大変憂慮しておりますので、その点を思い出していただこう、それまでも、国、県等からの補助金があれば、浮いたお金があるときには、ぜひともやっていただきたいという思いを持って、質問をさせていただきます。

ですので、関係者の皆様には、何とぞ共通認識を固着させないで、技術情報を最新に保ち、トイレの技術情報ですね、を最新に保ち、国県等の補助金にも常に注意を払っていただき、先入観を排除して、虚心坦懐にこの問題を常に心の中に置いていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

この件に関しましては、いつも生活福祉部長におつき合いをいただいております中学生の入院助成と同じように、皆様に思い出していただく意味も込めまして、都度都度、質問をさせていただきますので、ぜひとも情報収集を怠りなく、日々の業務に取り組んでいただきたいなというふうに考えております

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部次長。

○秦野教育部次長 三栖議員の再々質問にお答えいたします。

以前にもお答えさせていただいたと思いますが、新運動場のトイレにつきまして、あくまでも緊急用のトイレとして位置づけてございます。先日も子どもたちの使用状況を確認してまいりましたが、今運動会の練習で大勢の子どもたちが一度に運動場に出て利用しておりますが、その中でも使用状況は非常に少ない状況です。そういったことから、教育委員会としましては、現在のところ、優先順位は低いものと考えてございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○松下議長 これで三栖慎太郎議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして2番目の質問を願います。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 2点目は、原材料支給について伺います。

こちらは、市民の方々から要望を頂戴しているのはもちろんですが、先般、実際にこの制度を利用し、側溝のコンクリートぶた交換をボランティア数名で行った上で、切実に感じた問題点を質問にしています。

以下、5つのポイントに絞って確認していきますので、市民の皆様にもわかりや

すい、明瞭な答弁をこちらもお願いいたします。

1、直近3年間の利用実績は。できれば件数、金額、主な用途別にお願いいたします。

2、数百世帯が対象の区と数十世帯の自治会では、管理する認定外道路等の規模も相当違うため、支給限度額に管理範囲に応じた差をつける必要があるのではないかと。

3、さらに団体の計画に合わせて、複数年分の一括補助の仕組みも有効ではないかと。

4、年1回10万円で購入できる原材料は非常に限られているが、市としては、こういった地域住民による協働活動工事を想定しているのか。

5、例えば、コンクリートで固着された重量100キロを超えるコンクリートぶたは、市で貸し出してくれる側溝コンクリートぶた脱着機と素人5人では、交換作業ができませんでした。市がよく言うように、さらなる地域住民による協働を求めるのなら、支給対象を重機の借上料、消耗品、これは機械損料とか燃料費等ですね。あと、人件費等まで拡大する必要があると考えるが、どうでしょうか。

以上です。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 三栖議員ご質問の2番目、原材料支給に関して年1回、10万円の原材料のみで支給、どのような道普請等ができるのか。

1点目、直近3年間の利用実績は。件数、金額、主な用途についてお答えいたします。

平成23年度、道路は14件、金額は91万4,922円、水路は2件、金額は6万8,885円、農道は3件、金額は22万6,231円、農業用水路は3件、金額は19万9,027円、計22件、金額は140万9,065円。

平成24年度、道路は10件、金額は76万60円、水路は5件、金額は33万5,731円、農道は5件、金額は29万9,392円、ため池は1件、金額は4万5,675円、農業用水路は3件、金額は19万9,699円、計24件、金額は164万557円です。

平成25年度、道路は10件、金額は94万5,747円、水路は4件、金額は23万5,325円、農道は3件、金額は29万2,882円、ため池は1件、金額は4万7,250円、農業用水路は2件、金額は16万3,905円、計20件、金額は168万5,109円です。

主な用途は、道路では、生コンクリート、アスファルトコンクリート、グレーチ

ング、ネットフェンスです。水路では、生コンクリート、コンクリートブロックです。農道では、生コンクリートです。ため池では、真砂土です。農業用水路では、生コンクリート、コンクリートブロック、U型鉄筋コンクリートです。

次に、2点目、支給限度額に管理範囲に応じた差をつける必要があるのかについてお答えいたします。

原材料支給制度は、市道以外の道路及び水路施設を受益者において施工する場合の小規模な工事に要する原材料を支給するものです。岩出市では、大規模な改修工事等につきましては、幅員や水路敷幅、また、地元分担金の条件はありますが、市が事業主体となって実施しております。原材料費は、区自治会等において、小規模な工事に対して地元区の費用で整備していただく手助けとして、10万円以内で支援するものであります。したがって、区自治会等の規模や区域面積に応じた差は設けておりません。

また、規模が大きい区自治会につきましては、区費が相応となっていると考えられますので、差をつける必要がないと考えております。

次に、3点目、さらに団体の計画に合わせて、複数年分の一括補助の仕組みも有効ではないかについてお答えいたします。

予算の範囲の中で、原材料支給を多くの区自治会等にできる限り分配できるように考えているため、複数年度にわたる箇所を一括補助する考えはございません。

次に、4点目、こういった地域住民による協働活動工事を想定しているのかについてお答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたが、大規模な事業は市で実施しておりますが、小規模な工事に対して、地元区の費用で整備していただく手助けとして、10万円以内で支援するものであります。

地域住民による協働活動工事の現状は、道路、里道の舗装工事、水路修繕工事、コンクリートぶたの取りかえ工事、ネットフェンス設置等、さまざまありますが、工事の是非は問いません。

次に5点目、支給対象を人件費等まで拡大する必要があるかどうかについてお答えいたします。

人件費等については、該当するものではありません。

○松下議長 再質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 まず、1点、その年によって若干利用金額の総額に違いがありますが、

予算に対する利用率は、この3年間大体どのくらいになっているのかを教えてください。

それと、小規模な改修を対象にしているというふうにおっしゃっていただきました。5番目で質問をしております、まさに小規模、側溝コンクリートぶたを5枚かえるという作業を先日したわけなんです、これは予算の関係で10枚程度がたがきしているふたを、10万円で購入できる範囲内に絞るために、半分の5枚交換して、半分のがたつきを抑えたという形になっております。

この際に、コンクリートは発注ができましたので、コンクリート会社さんが持ってきてくれたんですが、もともとついていた古いコンクリートぶたを、やっぱりモルタルでぴったり固着されていたりします。そういうときに、例えば、電動のドリルがあつたりしたら、すごく作業がはかどるだろうと、素人の感じでも思いました。

あと、そのときは偶然、京奈和で工事をされている建設会社さんの方がお手伝いをしてくださって、事なきを得たんですが、新品だと120キロぐらいあるコンクリートぶただったんです。これをユニックなしに運ぶ、細い道の奥のほうにあるコンクリートぶたでしたので、人力で運ぶコンクリートぶた取り外し機で、2人で抱えて運ぶというのは、強烈に大変でした。というかできませんでした。このときにもしユニックが借りれば、操作員と一緒に借りれば、すごく助かったのになという思いを実感として持ったので、質問をしています。

ぜひとも、一度、作業している状況を見に来ていただいて、何が足りないのか、何があれば便利なのかというようなところを、部長にわざわざお越しいただく必要はないですけれども、現場に出てらっしゃる方々に、実際見ていただければなというふうに感じておりますが、いかがでございましょうか。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 三栖議員の再質問にお答えいたします。

まず、原材料の支給、予算に対する支給率といったところですが、まず、平成23年度、23年度におきましては、予算、総額で248万8,000円となっているところ、140万9,065円の実績でございまして、平成24年度、218万8,000円の予算に対しまして164万557円、25年度、218万8,000円に対しまして168万5,109円となっております。

それから、原材料の支給ということにつきましては、先ほどもお答えさせていた

できましたように、小規模な工事に対応していただいているということで、現在の方法、やり方ということで、今後も踏襲していく予定でございます。

それから、最後に、現地に一度見に来てという話なんですけれども、現地で常々、土木課を含め職員いろいろなところで現場材料、また見せてもらったり、要望あるところにつきましては、まず、こういった原材料の対象なのかどうかというところも含めまして、現地へも出向かせていただいております。今後も、そういう、さらにそれで、地元で作業をやって、こういう状態なんだというところがございましたら、基本は今の原材料の考え方でいかせていただきますけれども、現場はこういう状況なんだということに関しましては、現場を見せていただくことはやぶさかではございません。

以上でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 部長のほうから、小規模な改修をとということだったんですが、コンクリートぶたをかえるって物すごく小規模ですね。里道、認定化道路って割と古いところが多いので、コンクリートぶた等も昔のものはやっぱり頑丈につくっているの、物すごく重いんですよ。ですから、やる気はあります。人力でも何でもやる気はあるんですが、やる気に少しお手伝いをしていただければ、より協働が進むだろうということを思っていますので、ぜひとも、その辺はお含みおきをいただきたいと思えます。

後日、土木課のほうに行って「コンクリートぶた120キロもあって、重たかったんよ」というお話をしたりしたら、コンクリートぶたの真ん中の部分だけを空洞にして、鉄製のグレーチング軽いのを入れるとかっていう、おもしろい方法を教えてくれたりしたんですね。ですから、こういう市民がボランティアで協力して、協働で頑張りますよというときには、土木の方々の、そういう新しいアイデアみたいなものも積極的に教えていただいて、なるべく原材料支給の範囲で、楽に安全に作業ができるように、もっともっと市民の中に入ってきていただいて、ご指導いただければと思いますので、その点をよろしくお願いします。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 三栖議員の再々質問にお答えいたします。

先日も土木課のほうに来ていただいて、いろいろと土木課の職員と、土木課の職

員からも提案をさせていただいたと、今後もそういったいいアイデアとか、それから協働方法を何かということで、ご提案ということについてお答えいたします。

もちろん土木課職員、これまでもそうなんですけれども、よりよい方法、市民の方とどういった形で取り組んでいけばいいのかということについては、既にもう実行もさせていただいてるところです。今後も、さらにそういう話し合いの場、機会を持って、よりよい方法で市民の皆様がいい状況になるように努めていきたいと考えております。

○松下議長 これでは三栖慎太郎議員の2番目の質問を終わります。

以上で三栖慎太郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、9番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問を願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員 9番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして2点質問をいたします。

まず、1点目につきまして、子ども医療費の件についてであります。

子どもの医療費を全部または一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上が図られる目的として、子ども医療費助成制度を単独で実施している自治体はかなり多くなってきております。我が岩出市におきましては、現在、未就学児の入院、通院、小学生の入院は、自己負担分については、全額助成されております。小学生の通院、中学生の入院、通院は、3割の自己負担となっております。

和歌山県内の市町村におきましても、かなりの自治体で、乳幼児等医療費助成制度が拡充されてきております。当市は若い世帯が多く、子ども・子育て支援の最も必要な重要施策の観点から、今までに私がかねてより要望してまいりましたファミリーサポートセンターの設置や病後児保育の設置、通学路の総点検による安全性の確保等さまざまな分野で対応してきていただいております。これらの件につきまして、多くの保護者の方から喜ばれております。

このたびの子ども医療費助成につきましては、多くの保護者の方からの要望も多く、他施策とのバランスも必要ではあるとは思いますが、周辺自治体との均衡面から、ぜひとも小学生の通院、中学生の入院、通院の自己負担分3割分からの軽減による助成措置がとれないか、切に要望をいたします。

2点目は、地域包括ケアシステムについてであります。

戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳以上になる2025年には、全世帯に占める高齢者のみの単身及び夫婦の世帯割合は、2010年の20%から約26%になると予想されております。また、日常的に介護が必要な認知症高齢者も280万人から470万人に達すると見られております。

また、2012年には、2.4人で1人の高齢者を支えていた時代が、2050年には、ほぼ1人に1人の高齢者を支える肩車型の超高齢社会へ移行すると予想される一方で、厚生労働省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が、74%に達しております。増加する一方の社会保障費、不足する介護の担い手という超高齢社会にあって、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築が必要となってまいります。

こういった背景から、地域包括ケアシステム、すなわち高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が送れるよう、一体的に医療や介護などの支援サービスを受けられるシステムを整備していくことでもあります。そのためには、「住まい」「介護」「介護予防」「生活支援」「医療」の5つの要素が一体的に提供される必要があります。

そこで、各自治体の特色に応じて対応しなければならず、当市におきまして、今後2025年をめどに整備されていくものと思われませんが、どのような方向性で具体的に実施、推進されようとしているか、お答え願います。

以上2点よろしく申し上げます。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問の子ども医療費の自己負担分の軽減措置についてお答えします。

子ども医療費助成制度は、それぞれの自治体の判断で実施される地方単独事業であり、本市では、子育て支援施策の1つとして、医療機関への受診機会が多い低年齢児にかかる医療費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に実施してまいりました。

しかしながら、住んでいる地域によっては、同じ医療サービスを受けても制度内容が異なるため、子育て世代間で不公平感を生じさせる結果につながっていることは事実でございます。本来、こうした制度は、国の責任において、全国的に統一された制度の中で、全ての子ども・子育て家庭に平等に提供されるべきものであり、毎年、県、近畿、全国の各市長会において、子ども医療費無料化制度の創設を国に働きかけていることは、過去の一般質問においてお答えしてきたとおりであります。

また、市議会におかれましては、平成25年12月17日付で、市議会議長名による国において、子ども医療費助成制度の創設を求める意見書が提出されておりますが、国においては、現在のところ、その道筋は示されていないのが実情でございます。

議員ご質問の自己負担分の軽減措置についてであります。市としての基本的な考え方につきましては、これまでご答弁申し上げてまいりましたとおりであり、引き続き、国に対して制度の創設等要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、2番目の地域包括ケアシステムについてお答えします。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住みなれた地域で暮らしていく上で、何らかの支援が必要な状態であっても生活が続けられるよう、必要なサービスや支援が受けられる仕組みであります。

ご質問の今後の方向性についてであります。地域支援事業においては、介護保険制度改正により、これまでの通所介護や訪問介護について市町村が中心となり、地域の実情に応じて多様なサービスを充実させるもので、介護予防、日常生活支援総合事業として実施することとなります。

市では、こうした体制づくり等を把握するため、サービス利用者や担当ケアマネジャーに実態調査を実施したところであり、引き続き、サービス事業者についても意向調査を実施していく予定としております。

次に、認知症高齢者等への適切な支援につなげられるよう、医療や介護、民生委員等、多職種の方々の参加により、地域ケア会議を定期的を開催しているところがあります。

また、医療と介護の連携については、那賀圏域医療と介護の連携推進協議会において、問題意識と情報を共有し、ネットワーク構築に向け、さまざまな協議が進められております。

市といたしましては、今後、ますます高齢化が進行し、高齢者の単身世帯や夫婦世帯が増加していく傾向にある中、こうした仕組みづくりには、公的な制度による

ものだけではなく、お互いに支え合う地域づくりに向けた体制整備についても、現在進めている介護保険事業計画等策定委員と幅広く意見を伺いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の子ども医療費の軽減措置についてであります。先ほども私、申し上げましたとおり、当市におきましては、子育て支援の重要度は非常に大きいものがあります。また、消費税アップに伴う家庭経費の圧迫や実質賃金の低下等、子育てをされている環境は非常に厳しくなっております。今こそ、周辺自治体との均衡も勘案しなければなりません。

ちなみに、周辺和歌山県内の周辺市の状況を申し上げますと、実はきょう、新聞朝刊に発表されておりました和歌山市、現在、入院、通院、小学校の入院が無料です。きょう新聞に載っておりましたのは、中学校の入院が来年の4月から無料化実施ということで、きょうは新聞紙上に発表されておりました。

海南市につきましては、就学前の入院、通院と小学校の入院、そして中学校の入院が無料化されております。

紀の川市におきましても、就学前が入院、通院、小学校の入院、通院、そして来年からは、中学校の入院も無料化が予定されております。

橋本市におきましては、就学前が入院、通院及び小学校の入院、通院が無料化されております。

有田市は、就学前の入院、通院と小学校の入院が無料化されています。

御坊市は、未就学の入院、通院と小学校の入院、通院が無料化されております。

田辺市におきましては、就学前が入院、通院及び小学校が入院のみ無料化なされております。

新宮市におきましては、就学前入院、通院と小学校の入院と中学校の入院が無料化なされております。

このように、周辺自治体との均衡も勘案された上で、当市につきましても、子ども医療費の自己負担分の軽減措置を、ぜひとも明年より実施していただきたいと切に願うものでありますが、再度、お答え願いたいと思います。

それと、2点目、地域包括ケアシステムにつきまして、今後10年間かけて整備がなされていくということで、国のほうからも発表がございました。当市においても、今答弁ありましたように、いろいろ調整等これから意見等を聞きながら、当市にふ

さわしいシステムが構築されていくということですが、もう少し具体的に、何点か再質問をさせていただきます。

現状及び今後につきまして、まず1点目、2025年までに、岩出市にとって75歳以上の人口はどのように推移していくか、お答え願いたい。

2点目は、高齢世帯、独身世帯の推移がどのように推移されていくか、お答え願いたい。

3点目、市としての介護サービスの充実がさらに必要となってくるわけですが、ケアマネジャーの質の向上が非常に大事になってきますが、その対応をどのように考えられておるか。

4点目、特養の待機者の実数は把握されているか。

5点目、今後、ますますふえる認知予防対策は、どのように取り組まれようとしているのか、また、強化されようとしているか。

6点目、老人ホームへの住みかえによる空き家対策も今後考えていかなければならないと思われませんが、今臨時国会で、空き家対策特別措置法が提出されようとしております。今後、国の動向等を見ながらとはなるとは思いますが、今後、市としての考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

以上、再質問よろしくお願ひします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問1点目でございます。子どもの医療費に関してでございます。

重ねてお答えしますが、各自治体の判断により実施される制度では、子育て世帯にとりましては、不公平感が増す状況を生じさせていることから、国への要望は引き続き継続していくとともに、国の動向、社会経済情勢を踏まえた中で、今後、市の考え方を整理していきたいと考えてございます。

それから、2番目の包括支援センターに関する再質問にお答えいたします。

まず、1点目、平成37年までに75歳以上の人口の推移ということでございます。

これにつきましては、現在、介護保険の第6期の事業計画を作成作業を進めているところでございまして、その中で、この75歳以上の人口についても、推計値を求められるということでございますので、今後、その数値を確定させていくという作業になるわけでございますが、現時点において、数字的なものは持ってございません。参考までに、平成26年8月末現在の数字を申し上げます。4,064人ということ

になってございます。議員が言われたように、団塊の世代の方が75歳に到達いたしますので、かなりの人数がこの上に上乘せされた形でいくのかなというふうに考えてございます。

それから、2点目の高齢者世帯ですか、独居と高齢者のみの世帯数ということでございますが、これにつきましては、ちょっと予測はなかなか難しいかなというふうに考えてございます。と申しますのも、この中には、高齢者の施設に入所されるような方も当然出てくるかと思いますので、これにつきましても、直近のわかる範囲の人数を申し上げますと、独居、1人で暮らしてられるお年寄りの方、平成26年4月現在でございますが、1,179人ということでございます。

それから、お年寄りだけの世帯ということで申し上げますと、1,424世帯ということになってございます。

それから、ケアマネジャーの質の向上対策というところでございます。

ケアマネジャーの質の向上につきましては、高齢者個人に対する適切な支援につなげるということが重要でありますので、そのためには、ケアマネジャーの質の向上というのは欠かせないものであるというふうに考えてございます。その質の向上を図るためにということで、必要な知識、さまざまなケースに応じた対応力を身につけるための研修等により、研さんを重ねる機会を確保していきたいと、このように考えてございます。

それから、4点目の特養の待機者数ということでございます。

平成26年5月末現在の対象者の人数ということで申し上げますと、岩出市内にお住まいの方では、43人ということになってございます。

それから、認知症対策、それから強化というご質問でございますけれども、まず、やはり認知症に関しては、自分自身で日ごろから認知症にならないとされる活動、そういったことが実践されていくことが大切かなというふうに思っております。

その予防ということで申し上げますと、食生活や運動等、生活習慣の見直し、それから社会参加、家に閉じこもることなく、できるだけ社会に出て活動を行う社会参加、それから知的活動、生産活動などに参加することが重要であるということで、そのためのやはり普及啓発、これは当然やっていく必要があるのかなと、このように思っております。

現在、市のほうで取り組んでいるその施策ということで申し上げますと、認知症の予防教室、これ年1回開催してございます。この教室では、正しく認知症を知る機会として、日常生活の中に認知症予防を意識した取り組みが習慣づけられるよう

なプログラムで実施しているところでございます。これ以外にも、認知症予防のための講演会なども随時開催していると、こういう状況でございます。

それから最後、空き家対策ということでございます。

お年寄りの方が自分が暮らしてきた地域で、これからも継続して生活していきたいということについては、先ほども75%でしたかね、お年寄りの方が希望されているというようなお話もございました。具体的に、市として空き家について介護保険制度の中で、どういう活用をしていくかということについては、まだ、特に、検討には入っていないという状況でございます。確かに、今後、高齢化がどんどん進んでいくという状況でございます。

したがって、空き家もふえてくるという状況も考えられるという状況の中で、やはり住みなれた地域でお年寄りの方がずっと暮らしていく上においては、先ほども、今回の質問に上げられておられます地域包括ケアシステムですか、これとあわせて、やはり地域の皆様方お一人お一人の協働によるまちづくりなんかも必要になってくると、こういうふうに考えてございますので、その中で、そういういわゆる地域にある社会資源を活用していく取り組みという部分では、その資源の中には入ってくるのかなというふうに思っておりますが、現時点では、特に、具体的な考えは持っておりませんので、ひとつご理解のほどお願いします。

○松下議長 以上で田畑昭二議員の一般質問を終わります。

皆さんにお知らせします。

説明員の入室のため、その場で休憩いたします。約1分間お願いいたします。

休憩 (13時35分)

再開 (13時36分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、これから8点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、地籍の問題についてであります。

2点目は、公共施設について。

3点目は、ふるさと納税について。

4点目は、上下水道に関して。

5点目は、市税・国保税に関して。

6点目は、各種選挙に関して。

7点目は、防災・減災について。

最後に、大門池裁判について。

以上、8点について質問をさせていただきますので、市長を初め市民にわかりやすく説明をいただきたいと思っております。

それでは、まず第1点の地籍に関して質問をさせていただきます。

さきの本会議において質疑をした件と関連があるんですが、地籍調査に関して再度質問させていただきます。

既に岩出市においては、99.8%、国交省のホームページを閲覧しますと、完了したということであります。その結果、その成果物に対してデータの有料化をすることを明らかにされておりますが、そこで、まず第1点は、具体的に有料化に関してどのようにされるのか、また、実施時期はいつからなのか、さらに、その料金は幾らと考えているのか。

それから、2番目に、未定境界、筆界未定についてであります。これについては何件あるのかについてであります。

さらに、その筆界未定に関して更正し、地籍をただした事案について、これもあわせてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、窓口ではお話ししたんですが、地籍調査が完了した後、どこの担当課がこの地籍に関して担当するのか、26年末には完了ということですから、そのままの状態ではどこになるのかということをお聞きをしたいと思えます。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員のご質問の1番目、地籍についての1点目、地籍データの有料化についてお答えいたします。

平成26年度中で岩出市全域の地籍調査が完了予定であり、これを契機に、平成27年4月1日より実施いたしたく、事務を進めているところであります。料金につきましては、近隣市町村の料金を参考に現在検討中でございます。

次に、尾和議員のご質問の2点目、未定境界事案は何件あるのか及び問題点の解消はどうかについてお答えいたします。

筆界未定件数は、平成26年9月1日現在で104件であります。

また、問題点の解消はどうかについてであります。地籍調査終了後は、土地所

有者間で筆界を明らかにすることになっていきますので、地籍調査課としては、実態を把握していません。

なお、地積更正、誤り等訂正申し出があった件数ですけれども、現在まで74件であります。

それから、対応課ということなんですけれども、対応課については来年の組織等、私というか、いまだ決定には至っていませんので、課というのはコメント控えさせていただきます。

ただ、トラブル等、問い合わせの対応につきましては、今もそうなんですけれども、調査時の資料等を確認して対応しているとおり、今後もこれまでと同様に対応させていただくということです。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。地籍に関して来年の4月1日から行うと、料金に関して他の市町村のということなんです、用紙を含めて、プリントアウトする用紙の大きさ、これについてはどうなるのか。

それから、閲覧については、料金が要るのかどうかということなんです、もちろんその不動産登記法の第14条の地図については、これは大阪市なんです、これは無料で、ホームページを開きますと閲覧が出ておりますので、それについては当然有料化にはならないと思うんですが、私が調べました市原市の点を参考にしますと、手間のかかる費用についてということで、A3判の大きさを300円を想定しているということがあるんですけれども、それぐらいの金額になるのか。

それから、手続上の問題で誰でも手続ができるのかという点と、代理人による手続、これについてはどうか。

それから、必要書類ですね。これを交付していただくための必要書類についてはどうなのかという点について、お聞きをしたいなと。

それから、地図の交付とあわせて地籍の証明する場合に、さらに他の市では、その300円にプラスして、300円を加算をして交付しているという実例があるんですが、法務局に行けば600円で交付していただけるので、それにあわせてるのかなという気もあるんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、今、未筆界指定で境界未定のところについては、各所有者間のことということであります。この件について、市内の中島地区において現在境界未定の件

が出ております。これは資料いただいたんですが、平成22年に課長名で当事者に回答されて、更正を早急にやるということの公式文書とあわせておわびとあわせて交付されてるんですけども、その件については、いまだに解決をしていないと、この理由についてどうなっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、地籍のデータ有料化という件で、手数料なんですけれども、まず、サイズについてということで、A4判、それから、A3判といったところで考えております。

それから、閲覧についてでございますけれども、無料でございます。

それから、手続等につきまして、申請は本人とさせていただいて、代理人の申請も可とさせていただく予定です。詳細等々につきましては、まだまだ検討する部分でございます。検討いたします。

それから、14条地図については、法務局での対応ということで考えております。

次に、中島の件につきましてはどういうところでございますけれども、中島の件につきましては、地権者と再度話し合いにより解決に向け進めてまいりたいと考えています。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。地籍が完了すると、地籍の面積に応じて固定資産税が付加されるということになると思うんですが、これについて見積もりがあれば、市税として固定資産税の市税の増加、もしくはマイナスの見積もりは出しているのか、担当が出しているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、中島地区の問題についてですが、これ今、部長のほうから答弁をいただきましたが、平成22年8月4日に地籍課長のほうから、地籍調査課の費用と責任において、正しく地積更正及び地図訂正作業を速やかに行うことを約束しますということを書き、公文書で出されてるんですよね。

しかし、ことしになって26年ですから、4年間そのままになっている、これは明らかに市の行政の怠慢ではないかというように感じてるんですけども、これに対して今、部長が答弁して早急にということですが、いつぐらいをめどに、早く更正をしていただきたいというように思ってるんですけども、それについて再度お聞きをし

ておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

地籍調査後の税収の見積もりは試算しているかについてでございます。現在のところ、関係書類等がまだ届いておりませんので、試算は現在のところできておりません。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今後も話し合いでということ、いつごろかということなんですけれども、これにつきましては、合意に至らなければならない点がございます。そういった点含めまして、解決すれば、事務は進めていきたいというふうに常々考えているところであり、速やかに早く対応してまいります。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、公共施設の関連した問題であります。

公共施設の管理と撤去について、総務省が初めて今年度から老朽化した施設の解体する費用を地方債で賄うことを認めるようになりました。地方自治体施設の点検や補修に手が回らない市町村が少なくないため、極めて異例の措置であると考えております。

地方債は、公共事業の財源として発行するのが一般的でしたが、公共施設やインフラは長い時間にわたり使うので、将来の世代にも負担が一部適当であるということでありました。施設団の解体も公共事業であります。それに地方債を使うことは、資産が減るのに借金がふえることとなる地方債に対する従来の考え方を大転換するものであります。

総務省の調査結果によると、全国から上がってきた施設は1万2,551件で、当市においても解体すべき施設があると考えますが、総務省に上げた回答並びに実態について、答弁をいただきたいと思います。

次に、公共施設で考えるべき点は2点あります。

まず、第1点は、老朽化と人口の減少であります。

この減少は現実味を帯びてきております。施設の利用率と税収から見て、公共施

設のマネジメントとして新規投資抑制の原則、数値目標、それから事前協議制で全庁で確立して公共施設の整備と再編計画の作成も必要になってまいります。過去から、私は資産管理の面から白書を作成して検討すべきであると、この本会議場でも市側に求めてきておりますが、どこまで進んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、総合管理計画を早期に作成して行うべきであると考えておりますが、市長の考えをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番、公共施設についてお答えいたします。

まず、1点目の老朽施設の管理と撤去についてでございます。

総務省が、平成25年度に全国の全ての公共施設または公用施設等に関し、公共施設等の解体・撤去費用に関する調査を、平成25年9月1日現在で保有する公共施設等のうち、解体・撤去の意向のあるものの調査が行われ、本市においては、ここ近年の間に撤去する公共施設等がない旨の回答を行っております。

それから、2点目の公共施設整備・再編計画の作成についてでございます。

全庁的な取り組みの構築、情報の管理・共有が必要なことから、庁内各課との協力体制を築くとともに、情報収集に努めているところでございます。

以上でございます。

3点目は市長から答弁させていただきます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えいたします。

3点目の総合管理計画について、本市における公共施設等総合管理計画の策定については、平成27年度中の策定に向け、現在、国、県などの動向についての情報収集及び計画内容の調査、研究に取り組むとともに、庁内各部署へ計画策定に向けての準備、周知を行っており、進捗状況は順調であります。

今後、計画の策定に伴い、公共施設の維持補修や総合的な管理方法等の基本方針が示せることにより、各施設を所掌する各所管課の管理運営方針の指針となるものと考えております。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 資産管理の白書についての答弁がないんですが、総合管理計画を作成していくということではありますが、公共施設の公共施設等総合管理計画、これについては、国のほうから指針なり方針が出ておりますので、それに従って岩出市でも行われるということではありますが、将来的には、一元化を見据えた固定資産台帳というものも考えていくことが大切だと、私は考えております。これについて、固定資産台帳の中における具体的に資産単価ごとに、勘定科目、件名、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価格、数量等の整備を整えていくということになるのか、そこら辺について再度お聞きをしておきたいと思えます。

それと、27年度末ということではありますが、27年度、来年の3月31日までには仕上げていくというように理解していいのか、この点について質問をいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点目の総合管理計画の中で、一元的なものとするということの中で、固定資産台帳の件でございますけれども、具体的な内容はという件でございます。

固定資産台帳につきましては、地方公会計整備の関係もございますので、その関係を県等から通知が参りますので、それを踏まえた形で検討してまいりたいと、このように考えています。

それから、策定が27年度末かということでございますけれども、27年度末をめどに作成に向けて取り組んでまいるということでもあります。

それから、ちょっと追記ですけれども、この公共施設等総合管理計画につきましては、26年、本年度に通知出されておまして、26、27、28年、この3年間の間につくるようにという要請が参っているというところでもあります。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要請はあるけれども、岩出市では27年度3月31日までにつくるという理解でよろしいですか。

その点だけちょっと確認させてください。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 失礼いたしました。

27年度でございますので、28年3月の末ということでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 3番目にふるさと納税の関係であります。近年、ふるさと納税については、認知度も非常に広がっておりまして、岩出市においては、どういう実績になっているのかということをお聞きしたいんですが、ちなみに、今、ふるさと納税で和歌山県下で見ますと、新宮、かつらぎ、橋本、田辺、海南市でふるさと納税しますと、お土産品というんですか、特産品が送られてくるという制度があります。

中でも串本については、ここ統計を見ますと、26年度はもう既に600万円、8月31日付ですね。それから25年度が1,700万円、それから24年度は360万円、23年度は250万円、22年度は1,100万円というような形で、全体で3億5,000万円ぐらいですね。ふるさと納税という形で串本町のほうに寄附をされているという方がおられます。

それに見倣えとは言いませんが、今のふるさと納税の岩出市の仕組みからいいますと、ホームページを見ても非常に使い勝手が悪いと、さらに認知度を広げて行って、岩出市から他府県に住んでおられる方が、岩出市のほうにふるさと納税をしてやろうという方にとっては、使い勝手が非常に悪いということをお聞きをしております。これに対する対策なり方針というものについて、お聞きをしておきたいと思っております。

- 松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

- 佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、ふるさと納税についてということで、2点目の今後の対策、方針はどうかについてでございますけれども、寄附の方法につきましては、納付書払い、それから口座振替、現金書留が利用できますので、今のところ改善は考えておりません。

また、啓発についても市ウェブサイトにてPRを行っております。

- 松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 ふるさと納税に関しては、現行のままということなんですが、より多くその税収を上げていくと、市の財政を豊かにするというのであれば、来年度からは、この上限を2倍に引き上げるというようなことも、今検討がされてきております。我々としては、この実態を正しく把握をして、広く全国の皆様に、岩出市のほうにこの納税を利用して寄附をしていただくと、使い勝手のいい納税であります

から、これについては、特に、もっと工夫が必要ではないかというように思っております。

岩出市においてふるさと納税をすれば、それに対してその特産品を送りつけると、提供するということがひとつやれば、農産物の農業者の活性化にもなりますし、ある意味では有効な地方の財源になると思うんですが、一方、岩出市から他府県、他の地方自治体にふるさと納税で寄附をされているという方については、言うならば岩出市の財政、住民税の控除が減りますから、税収がマイナスになるんですね、ある意味ではですね。

それと引きかえではありませんが、当然、岩出市のふるさと納税についても、そういう意味では、大切なこの財源として捉えるべきではないかというふうに思っておりますが、再度、現在のふるさと納税の寄附の仕方について改善する意志があるのかないのか、それについてお聞きしておきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、幾つか質問あったんですけども、国は金額を倍にすると言ってるが、もっと啓発すべきではないかというようなことについてですけども、ふるさと納税に関する制度改正については、市ウェブサイトなどでPRしていきたいと、このように考えています。

それから、農産物等を送らないのかの件についてですけども、ふるさと納税というのは、寄附を受けて農産物等の特産品を送っている自治体もあるわけですけども、特産品目当てで少額を多数の自治体に寄附する例も見られております。総務省からも特産品の送付については、適切に良識を持って対応することと通知が出ておりまして、岩出市への寄附は、本当に岩出を応援したいとの自発的な思いによるものと考えておりますので、農産物等を送る考えはございません。

したがいまして、改善等については、従来どおりということでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 答弁が漏れてるんですけども、岩出市に住んでおられて、ほかの地方自治体にふるさと納税として寄附をされているというのを把握をされているのか、それについては、何件ぐらいあるのかですね。把握をされているのであればご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

他の自治体への寄附の関係でございます。平成25年度で24名でございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目に上下水道に関して質問をさせていただきます。

上下水道の接続についてであります。以前もこの場所で質問したと思うんですが、現在の公共施設接続について実績ですね、それから未接続件数、それからその対する計画、これについて、まず、お聞きをしておきたいと思います。

2番目に、加入分担金と水道料金の問題であります。前にも質問したときに、加入分担金については、岩出市は高額であるということを知っている、認識をしているということでありました。これについて検討、その後、検討されたのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

次に、水道料金であります。水道料金に関しては、さきの議会においても私は一般質問したんですが、現行の水道料金については、20立米で全てを切り上げて、20立米以下の人に対しては、均一に料金が徴収されるということの実態にあります。これについては、私が今、和歌山地方裁判所のほうに提訴をして、裁判をしているところでありますが、この料金体制そのものについて、再度、変更するご意思があるのかどうか。

さきの議会においては、一番これがベストであるということをおっしゃっていただきました。基本水量の設定はおおむね適正であるということで、局長のほうで答弁されましたが、その後、段階的に5、10、15立米、3段階ぐらいにわけて、市民の負担を軽減する、そういうお考えがあるのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、下水道の布設工事であります。

これについても、さきの本会議で質疑をしましたが、再度、下水道布設工事の基準及び改善点ですね、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員4番目の上下水道についての1点目、公共施設の接続についての現状実績等のご質問にお答えいたします。

公共施設の接続実績につきましては、現在、那賀振興局、岩出警察署、サンホール、さぎのせ公園、紀泉台地区公民館、上岩出児童館、市民総合体育館、岩出中学校が接続しております。

また、未接続の件数でございますけれども、今現在、把握はしてございません。

また、27年度で市役所、市民体育館、中央公民館、山崎小学校、山崎保育所、山崎北保育園、相谷駐在所、法務局、平成28年度では山崎地区公民館、中黒駐在所が接続する予定でございます。

続きまして、2点目の加入分担金、水道料金の諸課題についてのご質問にお答えいたします。

加入分担金につきましては、新旧利用者間の負担の公平性を確保するとともに、水道施設の拡充整備を要する費用の一部を負担していただくことを目的として設けた制度でございます。今後、必要となる施設整備や老朽管路の更新事業に多大な費用を要することから、これらの財源の一部として加入分担金を充当する必要がございます。

また、水道料金につきましては、2カ月当たり20立方メートルまでを基本使用水量として一律に料金設定をしておりますので、現行制度に問題がないため、これを維持してまいりたいと考えてございます。

先ほどの、ちょっと訂正させていただきます。未接続を把握していないということでございますけれども、供用開始区域内におきましては、27、28年で整備する予定でございます。

3点目の下水道布設工事の基準及び改善点についてのご質問にお答えいたします。

下水道の整備方法は、汚水発生源を極力自然流下で排除できるように効率的に考え、公道、すなわち、国道、県道、市道などの公道を主として整備ルートを考え、公共汚水ますを道路境界から1.5メートル以内の私有地に設置いたしてございます。

また、法定外公共物については、一般道路に準じる扱いとしており、法定外公共物にしか接続していない家屋等については、そこに管を布設し、汚水を排除するように整備を行ってございます。

なお、一定のルールに基づき行っておりますので、改善点についてはございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 公共施設の接続の件であります。そうしますと、供用開始のところに

については、区域については、28年度中に全て完了しますと、そして、それ以外のところについては、供用開始ができた段階で、早期に接続するという考えを持っておられるということであろうと思うんですが、そこで、公共施設の接続について、今ご答弁がありました。全体として終了・完了、全体の終了・完了については、いつを目途にさえているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、加入分担金についての件であります。前回の答弁では、高いと認識しているということを言われました。これについては、水道ビジョンというものがつくるといことなんですか、その中で検討をしていく課題だと私は思っておりますが、その中の検討課題に入るのかどうか、さらに、その中に水道料金の現在の料金体系についても、再度、見直しをかけていくという考えがあるのかどうか、私は見直しをすべきだということに思っています。

先日、ある人から電話がありまして、私は、夫婦2人で2カ月で約8立米余りしか使っていないんだということを言われました。ぜひ、そういうお年寄りに対して現状を把握をして、市のほうも、前回の答弁では、約2割の方が、21.55%の方が20立米未満という実態を踏まえるなら、この人たちに対して、水道料金が不当な料金になっているというように理解をします。この点について再検討をされるのかどうか、お聞きを再度しておきたいと思います。

それから、下水道の布設工事であります。今、局長が私有地の1.5メートルと言われましたね。1.5メートルより長い場合、逆に、長い場合はそれはつけないということでしょうか。

それともう一点は、布設工事をして、2つの会所まさんがないところについては、それはしないんだということを、ある人からお聞きをしました。こういうことは、全体として問題があると思うんですが、下水道の区域になりますと、合併浄化槽の補助金が使えないということになります。そういう人たちに対して、市がそういうような基準を設けているのであれば、私は、市民サービスの面からいって問題があるというふうに思っておりますので、その点について再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 まず、1点目の供用開始最終年はいつかという再質問にお答えいたします。

現在では42年度を最終と決めてございます。

それと、加入分担金、水道料金あわせて水道ビジョンの策定業務の中に考えてはどうかということでございますけれども、この策定業務では、将来的に必要な改築更新費用などを算出し、中長期的な事業計画の策定を目的にしておりますので、加入分担金、水道料金の具体的な検討を行う予定はございません。

3点目の私有地の件でございますけれども、私道につきましては、市道への公共下水道設置要綱に基づき、土地権利者の同意をとって整備を行っております。設置基準につきましては、先ほども申し上げましたとおり、1.5メートル以内の私有地側ということになってございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

○尾和議員 議長ね、接続するとき、供用ますが2つないとそこまでいかないよということについて、答弁ないんです。1カ所であっても、それが可能だということなのかどうか、それを、まず、答弁してください。

○松下議長 答弁できます。

○中井上下水道局長 私道への公共下水道設置要綱の第3条の2におきまして、「当該私道に布設する供用下水道の利用者が2戸以上である。」ことにより、1戸の場合は布設できません。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の答弁なんですけど、それは、明らかに下水道の布設工事の法的に違法じゃないかという見解があるんですけども、いわゆる2戸以上、埋設して2戸以上ないと、そこについては、1戸の場合はそこまで行きませんよという考え方について、基準要綱、岩出市だけでそれを考えてるんであれば、私は問題だなと思うんですけど、いわゆる2戸、例えばですね、市道があって、その先1軒しかないよということになりますと、その人はどうなるんでしょうか。下水道つなぎたくてもつなげないわけでしょう。個人でそこから下水管を埋設せなあかんということになるでしょう。

だから、2戸ないとそこまで工事をしないということは、私は、明らかにこれは法的に抵触するという見解を持つてるんですけど、再度、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

違法ではないかというご意見でございますけれども、建築許可に基づく接道に埋設すること、下水道管につきましては、接道に埋設することといたしてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問に移ります。

市税あるいは国保税並びにほかの税金に関して、還付加算金という制度がありまして、これについての各市町村、自治体で解釈の相違があると、地方自治法の第17条4の第1項、第1号の納付または納入のあった日の翌日を適用するよう再度通知がされて、再計算があって、橋本市においては、先日新聞でも報道されましたが、553件未払いがあって、229万円という金額が報道されておりました。岩出市において、この還付加算金に対する取り扱い実態について、過去5年間についてご答弁をいただきたいと思っております。

それに基づいて、未払い分が現実あったのかどうか、これを再確認をしたいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの質問に対し、答弁願います。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の5番目の市税、国保税についてお答えいたします。

まず、1点目の還付加算金について過去5年間の実績についてでございます。

平成21年度で40件、42万円、平成22年度で27件、49万8,900円、平成23年度で22件、30万5,200円、平成24年度、39件、75万2,000円、平成25年度、33件、20万400円でございます。

未払い分についてでございますけれども、さきの本会議の質疑の場でもお答えしたとおり、現在調査中でございます。支払うべき事例については、早急に対応いたしたく考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 同じくご質問の5番目、国保税についての1点目、還付加算金の過去5年間の実績と、2点目の未払い分はどうかについてお答えいたします。

国民健康保険税における過去5年間の還付加算金についてでございますが、平成25年度は13件で、2万5,400円となります。

なお、平成21年度から平成24年度につきましては、還付加算金の支払い実績はございません。過去5年間の未払いについてですが、現在調査中でございますので、返

還すべき事例につきましては、対象となる方に速やかに還付してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁をいただきましたが、還付加算金について過去5年間についての調査中であるということではありますが、この結論というのはいつ出てきますか。早急にこの金額、もし、こういう未払いがあるのであれば、返還をすべきだというふうに考えておりますが、いつをめどに再調査をされるのか、お聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の金額の関係でございますけれども、この詳細な金額についてなんですけれども、先ほど尾和議員もご質問あったように、地方税法等の解釈が非常に難しく、解釈の難しい面がございますので、現在、県からの通知もどんどん質疑があり、来ているところでございます。だから、個々の事案ごとに判断をするケースがあり、非常に時間がかかっているという現状であります。

したがって、正確な金額については、現在先ほど答弁させていただいたとおり、調査中でございます。それから、金額の確定がされれば、速やかに対象者に対して還付通知の送付を考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

国保税につきましても、先ほど総務部長が税のところで申し上げたとおりの内容に沿って、国保税についても準備を進めるということでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、現時点では、還付加算金の未払いがあるかどうかわからないと、調査をしないとわからないという答弁でしょうか。それとも、還付加算金の未払いが具体的につかんでないので、具体的につかんだ段階で明らかにするという理解でよろしいのか。そのどちら側なのか、今の答弁ではよくわからないんですが、再度答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今回の事案については、所得税の確定申告に起因する市・県民税の過誤納金にかかる還付加算金、この計算についてなんですけれども、その計算期間の始期、いわゆる初めのスタート時期なんですけれども、徴収金の納付又は納入のあった日の翌日又は所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日と、こういう事由により区分されておりますけれども、この解釈を誤って還付することになった要因ごとに適用条例を判断すべきところ、全ての還付金事案について、所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日を計算期間の始期として計算していたため、還付加算金の額が本来より少なくなったものであります。

この地方税法等の解釈については、先ほども答弁させていただいたように、解釈の詳細な部分について、現在、県からもその通達が送られている状況でありますので、正確な金額については、現在調査中ということでございまして、額が固まり次第、通知をさせていただくということであります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

国保税の対応といたしましても、先ほど総務部長が答弁してきたとおりでございます。歩調を合わせて進めていくということで、ご理解いただきたいと思っております。

○尾和議員 めどを聞いとるんやけど、めどを答えてくれんのやけど、そんなん1年先か2年先かの話違うやろ。だから、最前何日ぐらいを時間いただきたいということ言うてほしいんや。それに答えてくれてない。

だから、1カ月やったら、1カ月以内にやりますよということであれば、それでいいし、2カ月待つてほしいんやったら2カ月待つてほしいと。

○松下議長 それはわからないということやろ。県のことで。

○尾和議員 県関係ない。

○松下議長 県関係ないけど、そういう。

○尾和議員 計算の仕方だけなんや。

○佐伯総務部長 いつごろかということなんですけれども、先ほども答弁させていただいてるように、この解釈については、いろいろ質疑、各市町村から届いております。これは県の市町村課に対してなんですけれども、その解釈について、県からこういうふうに事務手続をしなさいという通知が、まだいまだに届いてるということ

です。そうすると、今、仮に計算したとしても、また次の質疑でこういうふうにしなさいという通知が来れば、もう一度計算し直さなければならないと、こういう状況になります。

したがいまして、その時期というのを、今、質疑が届いている現状でありますので、1月、2月というのは申し上げられないということであり、正確な金額がわかった時点で、ご通知を差し上げるということでご理解いただきたいと存じます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開いたします。

休憩 (14時40分)

再開 (14時55分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各種選挙に関して質問をしたいと思います。

今回、選挙に関して先般、監査請求を行ってきました。監査請求した理由については、投票管理者への賃金の報酬の件であります。この賃金報酬が、岩出市の条例では1万2,700円と決めておきながら、市長決裁で1時間2,200円、午後10時以降は2,400円の時給を支給してたと。したがいまして、投票管理者については、14時間で計算しますと、3万800円を払ってたということになっておりました。本来なら、条例に基づいていくなら1万2,700円であります。3万800円を支給したと。これは明らかに違反であります。

そこで、今回、投票管理者への賃金報酬1時間2,200円及び2,400円と時給を決めておるこの根拠について、どのような理由でこれを決めたのかというのが1点目。

それから2点目は、現行の諸問題として、投票を終わった後ですね、投票箱を市立体育館のほうに、開票場のほうに配送する、その人に対して手当を支給していたということがありました。これについて、これが事実なのか、その金額は幾らなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、投票立会人の昼飯の支給なんです。昼食の支給なんです。これはどういう理由で支給をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、休憩時間の問題であります。投票時間は、朝の7時から夕方8時で

すから、少なくとも投票事務に携わっている人に対しては、休憩時間を与えなければならないと、労働基準法違反をしてるのではないかというように思っておりますので、休憩時間はどのように設定をされていたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の投票管理者への報酬については、給与条例主義に明らかに違反をしているということでもありますので、この給与条例主義に違反しているという認識を市長はお持ちなのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 私から尾和議員に各種の選挙についてということで、現行の諸問題についてのご質問に一括してお答えしたいと思います。

まず、1つ目の開票所への配送者及び手当支給についてであります。これは、公職選挙法の規定では、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票箱を開票管理者に送致しなければならないとされています。このことから、現状では、各投票所に選任している2人の投票立会人のうち1人と、それから投票管理者とともに投票箱を開票所に送致しているのであります。

この方たちは、投票所を8時に閉鎖した後、投票箱及び投票録などの関係書類です。ね、関係書類を開票管理者に事故なく、また、確実に送致することの重大な任務を受けております。もし、その間、交通事故とか、票が漏れたとか、事故が発生したとかということから、重大な任務を受けております。この送致に当たっていただく投票管理者に対して、謝礼として自家用車を使用される場合などの費用弁償として含め1,000円の商品券を支給しております。

次に、2つ目の投票立会人の給食についてですけれども、昼食についてですけれども、投票立会人の方は、原則として執務時間、朝7時から夜8時まで13時間、その間、投票所を離れるわけにはいきません。朝7時に執務開始では、通勤時間も考慮すると必然的に昼食の確保も難しい。

また、期日前投票立会人は別として、先ほど話しましたように、8時から閉鎖後、関係書類等作成して、投票箱とともに開票所に送致しなければならない投票立会人もおり、それらのことを考慮して、昼と夜の2回お弁当を支給しております。

これらのことを鑑みて、謝礼やお弁当を支給することについては、投票立会人の報酬に含まれるという考え方もありますが、明確な規定はなく、その趣旨から見て、社会通念上の費用範囲を逸脱するものではないと考えております。

なお、この支給の方法や金額については、いろいろ考え方が分かれておりますので、実施している市町村もばらばらでありますけれども、当岩出市では社会通念上の費用の範囲を逸脱していないので、支払っております。

次に、3つ目の休憩時間の取得実態についてであります。投票立会人につきましては、各投票所に2人選任しておりますので、交替により食事の休憩をとっていただいております。

また、投票事務従事者につきましては、限られた人員で投票所の混雑状態、一時に選挙人が来たときに、食事してたら投票所に迷惑をかける場合もございますので、考慮しながら休憩をとるよう、きっちり時間を決められて、1時間きっちりとれよというようなことは非常に難しいので、できるだけ柔軟に取得できるよう、投票管理者にお願いしております。

続いて、投票立会人は、立ち会う時間が長く、午前と午後で交代してはどうかということですが、実際のところ規制もなく、調べてみますと、午前と午後と分かれた市町村も大きな市町村ではあります。けれども、交代制をとっている市町村、和歌山県ではございません。当市では、選挙は民主主義の根幹でありますので、各地域の自治会長さん、あるいは明るい選挙推進協議会の皆様、また民生委員の方々にご協力や推薦をお願いして、また二十歳代、若い者の投票に対する意識を持ってもらうため、機会あるごとに投票立会人の募集を行って選任をしています。

ところが、ほとんどの選挙が休日の日曜日に行われます。お願いしてもなかなか予定がある方が多く、また、立会人の執務時間が13時間ということで長いです。そして、もう一つは、投票事務の公平性を見届けるために、役割も何かプレッシャーがかかっているようでございます。そういうことで、どうしても敬遠されがちで選任に苦慮している状況でもあります。

お話のとおり、午前と午後の交代制を実施となると、今以上に投票立会人の人数をふやさなければならない。19投票所があるわけです。それを倍にしますと38人になります。

それから、もしこれを実施すると、私たちまだ未経験でございますので、現在の体制から変更しなければならないというようなことのリスク、ミスが起こったら困りますので、そこらをまだ検証する時間帯もございませんし、まだ和歌山県では、そういうことは実施されておらないというのを聞いておりますし、どちらが投票立会人の人数が確保しやすいかということで、検討する時間もいただきたいし、現時点では、今のまま踏襲するものの、将来的には考えざるを得ないのかもしれないかもしれません。

そういうことで報告させていただきます。

以上であります。

○松下議長 選挙管理委員会書記長。

○木村選挙管理委員会書記長 尾和議員のご質問ですけれども、1点、先ほど選挙管理委員会の委員長が答弁させていただいた中で、投票箱を開票所に送致するものについて、「投票管理者」に対して謝礼として1,000円分ということで申し上げたんですけれども、「投票立会人」と訂正させていただきます。

そうしましたら、各種選挙についての1点目、投票管理者の賃金報酬と3点目の給与条例主義に違反しているが、どうかのご質問に一括してお答えいたします。

まず、選挙事務に従事した場合の超過勤務手当等につきましては、岩出市職員の選挙事務従事にかかる超過勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則において定めております。

当該規則では、選挙事務が通常の業務とは異なる特殊な業務であることを考慮して、職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、1時間当たりの額を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する基準額の算出基礎とする超過勤務手当の1時間当たりの単価を超えない範囲で市長が定める額としており、選挙の都度決定しております。

法律において定められている基準額の範囲内であることから、不当なものではないと考えますが、この点に関しましては、住民監査請求における監査結果において、違法性がうかがえるとの意見も出されておりますので、検討の必要性は認識しているところであります。

次に、岩出市では、適正な選挙の執行と経費削減の観点から、投票管理者を投票事務に従事する市職員の中から選任し、投票事務従事者と投票管理者を兼務することとして、投票管理者としての職務を行うほか、投票事務に従事する他の職員への事前説明や投票所の設営にかかる指揮監督、投票当日における投票所の施錠管理、投票事務に従事する職員への指導を行うとともに、自身も投票事務に従事しております。

このことから、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく投票管理者に対する報酬としてではなく、職員の給与に関する条例に基づく投票事務に従事する職員に対する超過勤務手当等として支給しているものであります。

なお、管理職手当の支給を受ける職員にあっても、職員の給与に関する条例及び

規則において、公職選挙法に基づく選挙に関する事務に従事した場合は、超過勤務手当等の支給を受けることができると規定されておりますので、条例主義に何ら違反するものではないと考えます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えいたします。

選挙は、何よりもまず、適正に管理執行されるということが重要であります。本市では、投票事務従事者と投票管理者を兼務することにより、執行経費の削減がなされており、参議院選挙などの経費については、国から全額交付を受けており、市に損害を与えたものではありません。なお、和泉市においても同様の事例があり、他市の状況も勘案しながら、真に見直すべきものは見直しをせよという指示を出してございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、選挙管理委員長のほうからご答弁をいただきましたが、私が質問してないところまで答弁していただいてあれなんです、私は二交代でせいというような質問は最初の段階でしてないんです。してないにもかかわらず、委員長は答弁されるんで困るんですけども、今回の投票従事に当たる投票管理者への報酬については、条例で1万2,700円と決めておるわけです。にもかかわらず、市長決裁で時間給2,200円を支給するのは、これは給与条例主義に違反していると、明確に違反していると、監査請求したら、監査委員は違法性がうかがえると、グレーな回答しかしてこないんでありますが、これについては、今月中に和歌山地方裁判所に提訴をしていきますので、その場所でも明確にしていきたいなというふうに思っております。

そこで、投票管理者のその2,200円、100歩譲ってですよ、時間外手当として支給するのであれば、その一人一人の時間外手当、休日ですから135%を掛けて支給するのであれば、まあこれも問題ですけども、一面理屈にあうかなと。

しかし、1時間を2,200円と算出しているところに問題がある。私は、投票管理者だから3万800円を払うたらあかんとは言ってないんです。当然、休日労働するから、休日労働なんで、賃金報酬は賃金をはらわなければならない。これは、当然やと思います。

しかし、市職員の給与というのは条例にうたわれたものによって支給をなさないと、これは法律で決まってるわけ。決まっているものを規則というアウトサイダー

のほうから市長決裁で支給するのは、これは違法であるということを申し上げておるのであります。

選挙管理委員長に私が言いたいのは、この開票所への配送ですね、これについては2名ですから、1人1,000円で2,000円ということになるんでしょうか。1人500円やから2名やから1,000円という計算を、私は500円ずつ渡してるんだと、ガソリン代に見合うものという形で出されておるんですけども、これもどこにも条例にうたわれてないんですよ。それは、出したらだめですよということなんですよ。

市の財政のところから、条例にうたわれてないことを勝手に支給するのはだめですと、これはもう最高裁判所でも決定をされてるわけですから、それなら開票所まで払う人については、1人500円支給しますという条例をつくれればいいんです。つぐれば、誰からも、私からも監査請求する必要性もないし、それは文句言う筋合いのことではないわけですから、その点については、誤解のないようにしていただきたい。

それから、昼食と弁当2回出してる。私は1回だけかなと思ったら2回も出してる。この弁当も本来なら出したらだめなんですよ。どこも条例にうたわれてないわけですから、選挙のときについては、選挙立会人については、例えば、500円相当の弁当を支給しますというのであれば、「はい、わかりました」となるんですけども、その弁当を出す、市職員は弁当を食べてないということなんで、それはまあいいとして、そういうものもあります。

それから、3番目ですね、休憩時間の問題ですね。これ選挙管理委員長ね、1時間きちっととらしてますか。とってないでしょう。1時間、8時間以上労働する場合は、休憩時間を与えなければならないと。1時間与えなければならないとなっているわけです。だから、それについては、その時間は執務から外れるという制度を、きちっと選挙管理委員会の中で構築していただきたいという趣旨で、私は言うてるのであります。

市長は、今答弁されましたが、いずれにしても、国政から金を、国のほうから金をもろとるから、岩出市の持ち出しがないから、損害を与えてないから当然だという主張をされるんですけども、国の税金は、一般国民、市民の税金が国に行って、国から交付されているわけですから、私たちの税金であるわけです。市民の税金を使っているわけでありまして。もちろん、岩出市の財政的な支出はないにしても、これは税金ですから、税金の支出が不当性があれば、それをただしていくというのが当然であります。再度、ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 改めましてお答えいたします。

今、尾和議員から質問ありましたが、投票管理者、投票所の管理者については、食事及び1,000円の商品券を渡しておりません。だから、投票立会人のみです。その1,000円の商品券につきましては、だから、投票立会人は2人おりますね。そのうちの1人は、これはもう帰っていただく場合もあるし、その人についてと、それから投票管理者、この2人で運んでもらうんだけど、費用の結局謝礼というものについては、投票立会人1名、それから昼食、弁当の件でございますけれども、確かに規定はございません。けれども、支給している選挙の管理委員会もあります。

だから、私はその問題を聞いたときに、本当に投票箱の1票の重さというのは、事故が発生した場合に、それだけ祈ってるんです。タクシーで集約している選挙の市町村もあります。それだけ寄せてきたらええわというもんでもない。だから、そこらあたりを配慮して、投票管理者にそこらを因果含めて、事故のないようにひとつご配慮くださいという気持ちで、これも社会通念上の支給の範囲は決して逸脱してはならないものに考えます。

以上でございます。

○尾和議員 法律に違反したらあかんやないか。

○上西選挙管理委員長 法律には書いてはございません。その費用、結局、さっきも申し上げましたように、その謝金だとか、昼を出したり、あるいは出さなくてもいいんだとか、そういうものは明記されてございません。国政の費用の最高の費用の最高限度は定められておりますけれども、その費用の中には、いろいろな費用が出てきております。けれども、その中に昼食の件だとか、謝金出したらいかんだとか、そういうものは明記されてございません。私の調べた範囲、もし、調べてあるというんだったら、また、訂正はさせていただきますけれども、そういうことでお答えさせていただきます。

以上です。

○松下議長 選挙管理委員会書記長。

○木村選挙管理委員会書記長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

投票管理者への報酬につきまして、条例では投票管理者1万2,700円と、議員のおっしゃるとおり1万2,700円と定めておりますが、それを超過勤務手当で支払っ

ているのはおかしい。また、実質的な、するんならまだしもということですがけれども、選挙事務につきましては、通常の業務とは異なる特殊な業務であるということをお察ししまして、岩出市におきましては2,200円、深夜につきましては2,400円という額で決定しているところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、住民監査請求の監査結果において、違法性がうかがえるとの意見が出されておりますので、検討の必要性は認識してございます。

また、国からの岩出市の持ち出し、これは市民の税金に当たるということですがけれども、それはおっしゃるとおりでございますけれども、こちらのほう全ての経費につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これに基づいた範囲内での支払いとなつてございますので、特に、岩出市が多く持ち出しているというものではございません。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 選挙管理委員長ね、あなたね、ちょっとへ理屈が過ぎるんですよ。社会通念上こんなもん許されると言うならばですよ、言うならば、条例にないことをどんどんやってもいいんかということですよ。

だから、給与条例というのは、これは法律において給与条例主義というのは、これに基づかないものは、市の市から出る税金の使途に使ったらだめですよということを明確に、最高裁の裁判所で判例が出てくるんですよ。

判例が出てくるやつについて、いわゆる、選挙が厳格だからというのは、そら当然間違いがあったら困ります、選挙というのは。だからといって、社会通念上許されるから、例えば、開票時までの手当、お礼としてガソリン代という形でしょうか、1,000円を払ってるんだと言ったり、弁当代出したり、弁当も出していいんだというならば、どんどんどんどん枠がふえてくるじゃないですか。

私は、ある市町村に聞きましたら、投票管理者ね、市の職員でやる必要性、私是一向にないと思うんです。なぜ、聞きますと、いわゆる、市職員のOBをそこに充てたら十分対応できるんだと、それで国の基準では1万2,600円なんです。これは1選挙について1万2,600円、しかし、岩出市の条例は1万2,700円ですから、1万2,700円出しなさいと言ってるだけなんです。

わかってます、委員長。そして、弁当は出していいかということになると、これは弁当出していいとはどこにも書いてない。出していいんであればいいんですよ。手当も出していいんであればいい。条例に選挙のときについては、投票立会人につ

いては、昼食と晩食2食を、例えば、800円相当のものを支給しますというように条例でうたっておけば、私は何も文句言いません。それがないにもかかわらず、こういう金の出し方というのは、いわゆる間違いですよと言ってるんです。わかりますか、委員長。

これは、法定の場で決着をつけたいと思いますが、いずれにしても、選挙管理委員会の委員長として、選挙は公平で中立で厳正なものであるわけですから、それに対する費用というのは当然発生してきます。現行でも、災害等については、それは別でいいですよとなってるわけです。しかし、選挙投票事務については、一言も触れてないんですよ、法律の中に。

だから、選挙は特殊なものだからということになれば、例えば、ほかのことも特殊なものだからということになったら、次から次へ枠がふえてくるじゃないですか。こんな支給の仕方はだめだと言ってるんです。もう一度答弁してください。

○松下議長 選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 お答えさせていただきます。

その社会通念上の儀礼の範囲で支給しているということで、いろいろこのご意見につきまして、選挙というのは先ほども申し上げましたように、国政選挙の総額的な、国会議員でこれぐらいの費用の範囲内でおさめようという法律がありますね。いろんな経費の中で。だから、これもあれもとだんだん費用が膨らんでいくんやと今ご意見がありましたけれども、それは決してないと思うんですね。

だから、私の文書の適用の仕方が間違ってるんかわかりませんが、社会通念上の儀礼の範囲としたのであって、言わんとするのは、これにかこつけて選挙についてはだんだんと拡大解釈していくという考え方は、決して持っておりません。あくまでも、最少の費用で最大の選挙の効果というんですか、運営というんですか、そういうものを求めるのが私たちの選挙管理委員会の責務だと考えております。

それから、投票管理者について、当初は職員だと、あるいは、ほかの市町村では全員一般人だという考え方ですけども、この方法、職員でやってる、私も聞いた範囲では、もう5年、10年前から、ちょっと間違えたか定かでないんですけども、以前からやってる。それをただしますと、以前から言うてるんですが、ミスが発生した場合、投票管理人で考えてみますと、相当重い職務、職責を持ったものだろうと考えています。

中身については、鍵の当番から投票用紙の点検だとか、選挙名簿の点検だとか、すぐそこらの一般の人が管理者になって、すぐできることではないと思うんです。

もし、これは一般人でというのは、考え方の基礎となるのは、選挙は公のものである。だから、地域の皆様に管理者となってやってください、こういうことの趣旨だろうと思うんです。

けれども、ミスが発生した場合、もうお隣の市町村ではミスが発生してますね。そら向こうも職員であったのか、民間の一般人の方がやってるんか、私はわかりませんが、あれだけの事務所作についてミスが発生しないという保障はどこもない。祈っております。ミスがないように祈ってます。

そういうところで、投票管理者もほかの市町村はございますので、何も検討することに、先ほど市長がありましたように、ただすべきものはただす、いろいろよそのやり方も勉強して、一番いいなというようなものを実行していくと、その姿勢には変わりはない。それは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松下議長　これで尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　7番目、防災・減災について質問をさせていただきます。

今回の質問は、さきの広島のとどろき土砂災害におけるとうとい命が、70余名の方の命が奪われたということで、人災ではないかと言われている面もあります。そこで、岩出市における災害をいかにして減らしていくのかという主眼に置いて、8項目について質問をしますので、ご答弁をいただきたいと思います。

まず、第1点は、土砂災害についてのハザードマップの作成、区域の指定、現状と啓発の問題ですが、朝から各議員が指摘をしておりますので、今後について、ハザードマップの作成が、具体的に出た段階で区域の指定が出てくると思っております。

県の砂防課のホームページを見ますと、岩出市においては、土砂災害、急斜面における災害のホームページがありますので、そこの中で指定をされておりますが、いかにして、これを一般市民の方が理解しているかといいますと、私は、まだまだではないだろうか。市の役割としては、一日も早く危険性のある地区の皆様には説明をしていただいて、こういうところにはこういう危険性がありますよと、そして、いざというときには、そこからいち早く避難をする、そういう動機づけをぜひやっていただきたいために、この問題を取り上げております。答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に避難するための情報伝達の問題ではありますが、先般、船戸地区で準備避難というものが出されました。先ほど、午前中からの答弁でも、空振りを恐れず早目早目にこれは出すべきであろうと、私もそのように感じております。空振りであってよかったと、空振りだから、あんな情報を出してというようにならないようにしていくためにも、私は準備、避難の段階から早期に手を打つ、そして、とうとい人命を災害から守るという意味では大切なことでもありますので、準備、勧告、指示、避難場所の問題でもあります。

避難場所の表示の問題ですが、今年度の予算で750万円余りを予算化をされておりました、これについては、いつぐらいにできるものなのか、それから避難場所の表示については、どのようなスタイルになるのか、形態になるのか、それとあわせて、現行ある避難の表示ありますね。これがほとんど消えかかっている、見えないところが非常に多くあります。これについては撤去をするのか、さらにあれを活用して、利用して、避難場所の表示を再度していくのか、そこら辺の答弁をいただきたいと思います。

それから、避難行動要支援名簿への問題ではありますが、岩出市では、既に集約はされつつあると思うんですが、現在、その対象者の範囲とその人数については、どれぐらい集約されているのか。

それから、4番目に、名簿登録制度の不同意者に対する取り扱い、同意者数とあわせてどれぐらいおられるのか、現状をどのように把握されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、備蓄倉庫の現状についてではありますが、防災計画のマップを見ますと、出ている資料によりますと、この資料では現行と変わっているのかどうか、そのままの状態なのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、防災行政無線の放送ですね。これは無線とあわせてマイク放送もされるんですが、豪雨になりますと、現行ではもうほとんど聞き取れない。スピーカーの下ぐらいの人しか聞き取れないのが実態ではないかなと思うんですね。窓を閉めますし、その上に雨風になりますと、今の放送体制でいいのかということもありますので、ぜひここら辺の改善をすべきではないかなと思っておりますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

また、広島 of 災害で、教訓として真夜中での警戒対策、警戒避難情報ですね。これについては非常に悩ましいものがあるんですけども、避難する際に、専門家は水平避難とか、垂直避難とかということを使われておりますが、それに関連して真

夜中での避難体制、これについてどのような計画、立案をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、9月の初めに避難訓練がありました。これに対して総括されているのか。その中で反省点をどのように把握をして、今後どのように改善をしていこうとされているのか。

以上、8点にわたって質問をさせていただきます。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の7番の1点目、土砂災害についてハザードマップの作成と、それから2点目の避難のための情報伝達について、準備、勧告、指示、避難場所の表示及び5点目、備品倉庫の現状はどうか、あと6点、7点、8点目までの避難訓練の総括と反省、改善事項はどうかについてお答えいたします。

まず、1点目のハザードマップの作成につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、今年度作成中の岩出市防災マニュアルに掲載し、作成後は、全戸配布を行い、住民に対する周知を図ってまいります。

次に、2点目の避難のための情報伝達につきましては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づく避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断を日中と夜間に区別し定めており、それに基づき伝達を行います。

なお、住民への伝達方法につきましては、災害の規模や種類などで伝達すべき地域や時間帯等を考慮し、市内放送等での伝達を初め、メール配信サービス、防災行政無線電話応答サービス、市ウェブサイト、地デジデータ放送、広報車での広報及び報道機関への放送要請などにより行ってまいります。

また、避難場所の表示につきましては、今年度、避難施設等サイン設置事業を実施しており、内容は避難所46カ所の入り口付近に、それぞれ1枚を設置、総合保健福祉センターについては2枚ですけれども、するものであります。

看板のサイズといたしましては、横900ミリ、縦600ミリのアルミ板を使用し、高輝度蓄光式看板としていることで、夜間でもわかりやすいものとしており、設置は11月28日までに完了いたします。

なお、議員ご質問の民間業者が設置した市内各所にある避難場所の案内ポールかと存じますが、この看板については市が設置したものではありませんので、撤去等はいりません。

次に、5点目の備品倉庫の現状につきましては、食糧等の備蓄物資は、各地区公

民館や総合保健福祉センターなど12カ所に分散して備蓄しており、アルファ米及び乾パンを各8,000個、クラッカーとスティックパン、保存用備蓄パンを7,000個、保存水500ミリリットル入りのペットボトルですが、1,000本など保管してございます。

なお、飲料水につきましては、エンジン式の浄水器を使用することも可能であります。浄水器は、総合保健福祉センターに1台と総合体育館に2台の合計3台を所有しております。

また、毛布やおむつ、女性用品等につきましても、各地区公民館や総合保健福祉センターなど22カ所に分散して備蓄してございます。物資の運送につきましては、地域防災計画に基づき事業部の物資班が担当してまいります。

次に、6点目の防災行政無線による放送において、雨風が激しいときに聞き取りにくい場合の対応についてですが、先ほどの情報伝達の部分でもご答弁させていただきましたが、メール配信サービスを初めとした方法で、住民の方々にお伝えをしてまいりたいと思います。

次に、7点目の真夜中での警戒体制についてでございますが、危険の高まりが夜間になりそうな場合や、避難が夜間になりそうな場合には、予測ベースで明るいうちに避難準備情報等の発令を実施することとしており、予測による発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいります。

次に、8点目の避難訓練の総括と反省、改善事項についてでございますが、訓練日当日の参加者は1,567名でございます。各小中学校の避難訓練は、現在も順次行われておりまして、根来小学校の11月12日が最終となり、これをもって平成26年度の岩出市地域防災訓練は完了いたしますが、総括と反省、改善点につきましては、全ての訓練完了後に地域防災訓練の実行委員会を開催いたしまして、各委員からのご意見をいただくこととしてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員ご質問の7番目、防災・減災についての1点目、土砂災害についてお答えいたします。

岩出市には、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所指定されております。そのうち、土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域となっております。住民への危険周知につきましては、現在、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、閲覧に来られましたら職員が説明を行っているところです。

また、岩出市ウェブサイトからは、わかやま土砂災害マップにリンクを張り、掲

載しており、広報10月号にも掲載し、さらなる周知を図ってまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続き、尾和議員の7番目のご質問にお答えいたします。

3点目の避難行動要支援者名簿への対象者への範囲、その人数についてであります。対象者の範囲は、在宅で生活を営む者で、要介護認定3から要介護認定5の認定者、身体障害者手帳1、2級の所持者で、日常的に援護が必要な者、療育手帳Aを所持する者で、日常的に援護が必要な者、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者で、単身世帯の者、難病指定特定疾患等の疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な者及びその他自力で避難することが困難である、または、何らかの支援が必要とみずから申し出た者等としており、人数は、本年の9月17日現在でございますが、1,644名となっております。

次に、4点目、名簿登録制度不同意者への取り扱い、同意者数の現状についてお答えします。

当該名簿は、災害対策基本法により、災害発生時等に避難行動要支援者を保護するために必要がある場合、本人の同意なしに、関係者に対し情報提供できるものとされており、非常時には、必要があれば不同意者についても情報提供することとなります。ただし、平時から関係者に名簿を配布しておくためには、本人の同意が必要となります。

名簿は、市の保有する個人情報を利用するものであることから、災害対策基本法の施行日である平成26年4月1日以降に作成を開始することとされているため、今年度に入ってから作業を進めているところであり、現在名簿の作成を完了したところでございます。今後、名簿登録者に対し、平時からの情報提供について同意を求めていくこととしてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 避難場所の表示の件なんです。この私がいただいた防災計画の中で、先ほど午前中に、「避難場所で土砂災害危険箇所はありません。」と総務部長が言われたんですが、この計画書の中には、押川集会所、境谷集会所、それから岩出民俗資料館、それから、おのみなと紀泉台幼稚園ですか、これが土砂災害等急傾斜地ですね。土砂災害の危険箇所になってるんですよね。午前中言われた答弁と違うなと思いつつ聞いていったんですが、47カ所のうち、そういうところは指定していないということで理解していいのか、これはどっちが正しいのか。これが正しいのか、

午前中言われたのが正しいのか、部長が言われたのが正しいのか、それを確認しておきたいと思います。

それから、避難場所の表示の件ですが、46カ所つけるということで、夜間でも見られるようにしますよということ、これはありがたいことだと思うんですが、現在ある、市が設置をしない避難のポールありますよね。あれは、そうすると道路敷に設置をしているわけですから、道路管理者として許可をしたものかどうか。そういう経過を受けて、市が許可を出さずに業者が勝手につけたとすれば、これは違法物件ですから、その業者に撤収をしてもらわなあかんということになると思うんですが、この見解についてお聞きをしておきたいと思います。

私としては、避難場所、現在ある掲示板が消えて、ほとんど消えてますけれども、そこに、さらにあれを利用して、もう一度あそこへつけたらいいんじゃないかなと思うんですよね。アルミのパネルでも取りつければ、さらに46カ所以外にもそれで確認できるわけですから、総務部長は、市の設置したものでないの私知りませんというようなこと言わんと、そこら辺の経過をちょっと確認をさせてください。

それから、避難訓練の総括と反省の中で2点ですね、指摘をしておきたいんですが、私は根来小学校へ行きました。行きましたけれども、正門と北門、北門も2カ所あるんですけれども、正門と北門の1カ所は、もう施錠がされてて入ってこれないんです。こんな訓練で私はないと思うんですね。非常事態ですから、正門も北門も全てあけて、どこからでも入れるような訓練をしないと、私はだめだなとつくづく思っておりました。

根来保育園のところだけしか入るところがないという、こういう体制でいいのかなと思っておきまして、ほかの訓練のところは行ってませんのでわかりませんが、根来小学校だけ見た場合、そういうことがありましたので、これは、そういうことのないように、全て門をあけてどこからでも入れるような体制を訓練の中でもやっていただきたい。

それから、もう一点気になったのは、自衛隊が来てたんですが、装甲車が来てたんですね。災害のときに鉄砲を撃つ装甲車、これは誰が呼んだんかなと、市が呼んだんであれば、私は必要ないにもかかわらず、装甲車をグラウンドに置くというこの行為については、場違いだなんて思っておるんですが、これは市が呼んだのかどうか、向こうが乗りつけてきたのか。

それと、次回からは、装甲車なんて必要ないわけですから、こういうものは訓練には乗ってこないように、くれぐれも市のほうから指摘をしていただきたいという

ように思っております。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の避難所の件でございます。

押川、境谷が危険区域に入っているのではないか、これはマップに載っているということでありました。尾和議員ご持参のマップについては、平成23年に作成したマップかと存じます。避難所の見直しについては、昨年、25年度に市内の47カ所の公共施設の見直しを行いました。その避難所全てについて災害の種類とか規模、そういうふうなものを加味して、危険箇所と思われるところは全て除いておりますので、押川、境谷等の地区については、避難所の指定をしてございません。

次に、2点目ですけれども、民間業者が立てたポールの件でございますけれども、管理者は市で許可したのではないかと、この件についてなんですけれども、当時いつごろ立てたかというのは承知してないところでございますので、現在のところ、その辺のところは不明であります。

それから、そのポールに対して、今回の避難所も同時に仮設、一緒につけたらどうかというご提案かと思っておりますけれども、その件については、既存のポール等については既に老朽化も激しいので、危険性等も勘案すれば、現在、私どもの考えている避難所のサイン事業が適切であると、このように考えます。

それから、避難訓練での根来小学校の北門、正門が開かれてなかったということでもあります。この件につきましては、反省会等で検討、協議をさせていただきたく思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、根来小学校に自衛隊の装甲車が搬入されてたという件でございますけれども、この件については、根来小学校の訓練会場に自衛隊の車両を搬入したわけですけれども、これは隊員によるロープ結索訓練を行っていたものであり、移動手段としての車両をグラウンドに展示したものでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ちょっと部長と意見があわんのやけれども、僕は防災計画の中のコピーしてきてこれ見とるんで、岩出民俗資料館は⑨と書いてるんですね。おのみなとは土砂災害⑨と書いてある、指定してある。これは、この資料が間違ってるんか、部

長の言われるのが正しいのか、そこの整合性がようわからん。

もう一点、現在あるポールをね、撤去するんかどうかと聞いとるんやけれども、老朽化しとるから、そしたら撤去したらええやないかと思うんやけれども、現行のまま使うんか使わんのかということを知いとるんですね。誰が許可したのかということについては答弁ないんで、答弁してもらいたい。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 防災計画に掲載されておる避難所でございますね。防災計画については26年2月、本年の2月に見直しをされております。尾和議員持っておられる避難所については、その作成時点では避難を指定しておったんですけれども、先ほど申し上げたように、危険な箇所については、当時は指定しておりました。26年2月に見直しをさせていただいて、危険箇所に隣接する避難所を解除したということで、現在は指定をされておりません。

○尾和議員 何カ所になるの、避難箇所。

○佐伯総務部長 47カ所でございます。

○尾和議員 そこから削除したら4つ減らさなあかん。

○佐伯総務部長 ポールについては、先ほども申し上げましたように民間事業者が設置したものでありまして、当時の状況がわかっておりませんということで、ご理解いただきたいと思っております。

○松下議長 よろしいですか。

○尾和議員 いや、どうするんよ、後の処置がわからん。民間がつけたから、老朽化してるから、そしたら撤去するんか、そのまま置いておくんかと聞いとるんやけれども、答弁ないんです。民間がつけてるからそのまま置いておくんか、不法建造物やから撤去するんかと聞いとるんやけれども、答弁ないんで。

○松下議長 よろしい、答弁できる。

総務部長。

○佐伯総務部長 当時、民間が設置したものと思われまますので、市のほうといたしましては、民間が設置したものについて、市で強制的に撤去できないものと、こういう認識をしてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1点だけ言いますけれども、総務部長ね、これ民間がつけたから、道路管理者である岩出市が知らんと、そんなもん、民間つけたから岩出市は知りません

では、ポールが倒れて人に当たってあれしたらどうすんですか。そんなわけにはいかんでしょう。撤去するんやったら撤去する、老朽化しとるものについては。それは明確にさせていただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

老朽化して危ないとか、そういったものにつきましては、道路管理者として、その今言われてる限定のものではなくても、道路管理者として、危険と感じるものについては撤去命令、それ以外には、こちらがどうしても、まず、緊急性があるものについては撤去しなければならないと、一般的な考え方になりますけれども、同じような考え方だと思います。

○松下議長 これで尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あと6分30秒しかありませんので、最後になりますが、おつき合いを願いたいと思います。

最後の質問は、大門池裁判についてであります。

まず、第1点は、最高裁への上告受理申し立てのその後の経過についてどうなったかお聞きをしたいと思います。

それから、2番目は、水利組合の地役入会権について岩出市の考え方についてお聞きをしたい。

それから、3番目は、新池の駐車場の賃貸料の返還請求については、どうされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員のご質問の8番、大門池裁判についての1点目、最高裁への上告受理申し立ての経過はどうかについてお答えします。

平成26年9月2日、最高裁判所で不受理が決定されました。市の主張が認められず残念であります。今回の決定は、今まで岩出市がとってきた方針に直接影響を与えるものではないと考えております。

次に、2点目、水利組合の地役入会権はどうかについてお答えします。

今回の決定は、岩出市に何かせよと命じているものではないと考えております。

次に、3点目の駐車場の賃貸料の返還請求は、どうされるのかについてお答えします。

駐車場の賃貸料の返還請求については、現時点では請求することは適切でないと考えております。

以上です。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員のご質問の8番、大門池裁判についての3点目、駐車場の賃借料の返還請求についてでございます。

現時点で、市は、十分検討した上で、賃借料返還請求することは、適切でないと判断しているということからして、監査委員として、特に意見等はございません。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まずですね、このいわゆる岩出市の上告受理申し立てが、最高裁で受理されなんだということについて、これは、市長初め今まで10年近くの間、裁判をしてきて、議会もそうなんです、それに同意したという件ですから、議会と市と、市長として、これは重大な責任があると思うんですね。ここに至って、いわゆる、岩出市は、水利組合が有している地役入会権を最高裁が認めたということなんです。

それで、今教育部長が答弁しましたが「上告受理申し立てについては、受け入れられなかったけれども、今までと何ら変わりません。」と、こんなでたらめな答弁が許されるんか。今までは、市の所有権であり市民の財産だから、これは岩出市のもんだと主張してきたわけでしょう。

それにもかかわらず、今回、最高裁が受理をしないということは、水利組合の権利を認めたんですよ。言うならば、岩出市は、ひらてに言えばこの裁判で明らかに負けたんですよ。この恥をどうするんかということなんです。天下が、この地役入会権ということを認めた。これに対して、いまだに岩出市は反省の意思がない。そのことを私は今回強く申し上げておきたいと思います。

そこで、教育長、教育長は、歴代の教育長が今までとってきたことが誤りであったわけですから、この場所で受理されなんだことに対する所感を述べていただきたい。市長もあわせて所感を答弁をいただきたいと思います。

それから、代表監査委員にお聞きしますが、私がこの賃貸料の返還請求をすべきだ、すべきだと、時効中断をせいということをお願いしてきました。しかし、代表

監査委員は「裁判係争中であるので、答弁は差し控えます。」と言ってきたわけです。今の答弁は何ですか。余りにも市とべったりの監査委員じゃないですか。監査委員の資格ないですよ、明らかに。

私は、この前も言いましたが、こういう監査委員であれば、もう即刻やめてください。監査委員としての私見としてね、明確に市に言うべきことは言うべきです。そう思いませんか。答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

所見を述べよということではありますが、今回の決定により、今まで岩出市がとってきた方針に直接影響を与えるものではなく、市に何か命じよという点もないということ考えております。

また、責任についても、とるべき内容のものでないと考えてございます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えします。

これは議員もご存じのとおり、かつて、市は、何度も誠意を持って当時の水利組合と交渉してきました。極めて一部の所有権の主張により、解決の道を閉ざされて今日まできております。水利組合の地役入会権はどうか、恥を知れということです。これはあんたも議会、その当時の当事者であります。十分内容は知ってるはずですよ。今回の決定は、岩出市に何かせよと命じているものではないと考えてございます。

以上です。

あと、お答えするつもりは、さらさらない。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答え申し上げます。

監査委員としては、先ほど申し上げたとおり、市において十分検討された上での判断、このように考えておりますし、これは市と、おっしゃるようにべったりじゃなしに、監査委員としての意見としても、そのように判断されたことが今の段階では妥当じゃないかと判断しておる、こういうことでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育部長ね、あなたね、この賃貸料の請求権については「請求しない」と言われたんですね。しない、今までと、今までの答弁と違うんですけども、そ

れはどういうような経過でそういう答弁をされるんか。今までは、賃貸料については「返還を弁護士と相談して、今検討中です。」と、その前の副市長は、川口さんですけれども「賃貸料については、返還を求める。」と言ってこられたんです。

今ここで、いわゆる賃貸料の請求については、もう放棄をしたという理解でよろしいですか。求めないということで、そういう理解でよろしいんですね。それを答弁してください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員の再々質問の返還しない理由についてお答えします。

顧問弁護士と協議した結果、現時点では、返還請求することは適切でないと考えております。

○松下議長 これで尾和弘一議員の8番目の質問を終わります。

以上で尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告8番目、3番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い環境整備について3点、情報発信について2点質問をいたします。

まず、情報発信について2点質問をいたします。

まず、1番目の環境整備についてですが、日本全国において18歳以上で34万3,000人、18歳未満が1万5,800人の国民が聴覚障がい者であると、厚生労働省の調査で示されておりますが、およそ1,000人に3人が聴覚障がい者であるそうであります。

また、難聴者におかれましては、日本で1,400人、世界においては5億人いるそうです。聴覚障がいの原因は、先天性と後天性があり、病気や薬の副作用、また精神性ストレスによる突発性難聴や加齢などさまざまな原因があります。聴覚障がいは、外見上わかりにくい障がいで、障がい者が抱えている困難も周りの人からは、気づかれにくい側面があります。

聴覚障がい者のコミュニケーション方法は、障がいの種類や程度など、さまざまな状況で一人一人が異なりますが、聴覚障がい者とのコミュニケーションはとても大切であります。現在は、補聴器を初め、磁気ループシステムやスピーカーシステム「コミュニン」などのさまざまな器具が開発され、聴覚障がい者とのバリアフリー化を目指しております。

スピーカーシステム「コミューン」は、小型マイクと小型スピーカーでマイクを通じ、スピーカーから音声が発せられますが、このとき難聴者にとって最も聞き取りづらい高音域や周囲の雑音が抑えられるため、より明瞭度が高い音で聞き取れるシステムだそうで、初めて孫の声が聞こえたと、大変利用者から喜ばれているようです。市民の暮らしを守り、見守る市役所において、市民とのコミュニケーションは非常に大切であります。

そこで、お聞きいたします。

1 点目、岩出市における難聴者の現状と課題について。

2 点目、各課窓口での難聴者に対する対応の現状について。

3 点目、難聴者用スピーカーシステム「コミューン」などの器具の環境整備の考えはについてお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員ご質問の1番目、環境整備についてお答えいたします。

1 点目の岩出市における難聴者の現状と課題、それから、2 点目の各課窓口での難聴者に対する対応状況について一括してお答えします。

平成26年9月18日現在、岩出市における聴覚障がいによる身体障害者手帳取得者は2級が42名、3級が22名、4級が16名、5級はございません。6級が55名のあわせて135名となっております。

難聴者が来庁された場合、手話によるコミュニケーションが可能な方につきましては、いずれの窓口であっても、福祉課の手話通訳のできる職員が対応し、手話によるコミュニケーションができない方については、筆談により対応してございます。これまで、対応に関してトラブルになったことはなく、特に大きな課題はないものと考えております。

次に、3 点目、難聴者用スピーカーシステム「コミューン」等の環境整備の考えは、についてでございますが、平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行されることとなっている障害者差別解消法において、行政機関は、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うことが義務づけられました。

市としましては、今後、合理的配慮としてどのような環境整備を行うべきかについて、調査、研究を行い、必要な措置を検討していきたいと考えており、議員ご提言のような機器を含め、難聴者への環境整備についても調査してまいりたいと考え

てございます。

以上です。

○松下議長 これでは玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、2番目の質問ですが、情報発信について2点お聞きいたします。

インターネット通信網を活用し、さまざまなコミュニケーション方法が開発されました。さまざまな情報が手軽にいつでもどこでも手に入り、さらに世界中に情報を発信する現状でございます。

先日、ゆるキャラグランプリにエントリーをしている岩出市イメージキャラクターの「そうへいちゃん」に、スマートフォンから清き1票を投じることができましたが、岩出市公式フェイスブックを開設し、「そうへいちゃん」の情報を発信すれば、さらに多くの人に認知され、また岩出市のいろいろな情報を掲載することで、多くの人々が手軽に情報を共有でき、岩出市が身近に感じることができることから、2点お聞きいたします。

1点目に、インターネット通信網を活用しての情報発信の現状と課題について。

2点目は、フェイスブックを活用しての情報発信の考えはについて、お聞きいたします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 玉田議員の情報発信についてのご質問にお答えいたします。

1点目の情報発信の状況と課題についてですが、インターネット通信網を活用した情報発信手段としましては、ウェブサイトとメール配信サービスを行ってございます。ウェブサイトには、年間約25万件のアクセスがございまして、メール配信サービスへの登録者数につきましては、本年8月末現在で5,707件となっております。

インターネット通信網を利用したソーシャルメディアの進化や普及の進展に伴い、広報や情報発信には欠かせない手段となっており、個人のインターネット利用が、今後ますます増加すると予測される中で、その必要性はさらに増していくものと考えておりますが、情報手段にはそれぞれメリット、デメリットがございます。

ソーシャルメディア系のサービスは、発信する情報量に制限がない場合がほとんどで、情報発信の効果は高いと考えられますが、インターネット環境の整っていない

い方には伝わらないという問題があります。

一方、広報紙やラジオ等の広報ツールは、情報量や時間、地域等の制限が多いことがデメリットとして挙げられますが、あらゆる方に発信できることでメリットがあると考えております。

いずれにしても、市としましては、市民それぞれの環境によって偏りが生じないように、時代にあった情報手段の効果的な連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のフェイスブックの活用についてですが、ソーシャルネットワークサービスについては、情報の発信側と受信側の双方向性の活用により、住民意見の収集、特にこれまで難しかったと考えております若い世代の意見収集や情報の拡散にも高い効果が見込まれ、また、災害時における情報発信手段としても効果があると考えられることから、先ほどお話ありましたが、「そうへいちゃん」ブログ、これ平成24年に議員から提案あったものですが、平成25年4月に開設をさせていただきます。この「そうへいちゃん」ブログやウェブサイト情報の一部、これをソーシャルネットワークサービスへの移行ということで検討してまいりたいと考えております。

○松下議長 これでは玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会とし、次の会議を9月26日金曜日、午前9時30分から開催することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を9月26日金曜日、午前9時30分から開催することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

延会

(16時25分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 2 6 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第5号）

平成26年9月26日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

9月25日の会議に引き続き、一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

通告9番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の質問については、核廃絶宣言自治体について、災害対策について、上岩出保育所周辺の道路整備についての3点について質問を行います。いずれも住民が安心して暮らし、生活し、希望の持てる市政づくりを進めさせるための質問です。市当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、核廃絶宣言の自治体について質問をします。

今、日本の政治において、平和という面で、地方自治体としても懸念される、こういう事態が起きていると言わざるを得ません。3月議会でも平和行政を取り上げましたが、改めて9月議会でも質問したいと思っています。

日本は、第二次大戦において、広島、長崎に核兵器が落とされるという、人道的にも許されない悲惨な経験を経ています。戦争を終わらせるためには必要だったと、原爆投下の理由に挙げていますが、戦後69年たった今も被爆者の家族を含め、多くの方の苦しみが続いてきています。核兵器廃絶宣言自治体としての取り組み、この強化がまさに求められています。

この点から、1点目として、岩出市では、平成元年12月、岩出町の時代に核兵器廃絶の宣言を行ってきています。岩出市として、これまでの取り組みをどう評価や認識、これをしているのかお聞きします。

また、今後、どのように自治体宣言を生かそうとしているのか、この点をまずお聞きします。

2点目として、この宣言されたこの岩出市の宣言をどう捉えているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

核兵器廃絶の宣言には、こう書かれています。世界の恒久平和は、人類共通の願

いであります。しかしながら、核軍備拡大は激化の一途をたどり、新たな核戦争の危機をはらんでいます。私たちは、戦争による世界最初の被爆国民として、平和憲法の精神にのっとり、核兵器の廃絶と世界の軍備縮小に向け、積極的な役割を果たさなければなりません。

我が岩出町も、世界の平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、町民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の全ての核廃絶を求めることを宣言しますとうたわれています。

今、平和憲法の精神を踏みにじり、岩出市での宣言を実施していくことを阻害する動きが生まれてきています。世界の平和に進むのではなく、他国の政府が引き起こした戦争に、日本が加担し、協力していくことが進められようとしているのです。日本とはかかわりのない戦争にまで、日本国民、岩出市民を駆り立てる海外派兵に道を開く閣議決定が行われてきています。

市長として、この閣議決定、岩出市民にどのような影響を与えると捉えているのか、この点をお聞きします。

3点目として、自治体宣言の認識について聞きたいと思うんです。

安倍政権が行ってきた閣議決定は、核廃絶の宣言とは相入れないものと考えますが、市長として、核廃絶宣言の取り組みを進める上で、閣議決定は相入れないものとして捉えているのか、いないのか。市長の見解をお聞きしたいと思います。

4点目として、核軍縮に向けて、広島、長崎のアピール署名が全国で取り組まれています。時代とともに署名の名前も変わってきていますが、今、取り組まれているのが、核兵器全面禁止のアピール署名というものです。核廃絶へ向け、大きな力となるものです。

こうした署名運動に、市長みずから先頭に立って行動したり、世界平和の構築のため、積極的に平和行政に取り組んでいる自治体も生まれているわけですが、見習ってはどうかでしょうか。

また、平和市長会に加盟していますが、平和市長会の会議などにも積極的に参加されてはどうか、この点をお聞きしたいと思います。

5点目として、中芝市長として平和問題にどう取り組もうと考えているのかを質問したいと思うんです。

ことしも核廃絶へ向け、世界の人たちが集い、原水爆禁止世界大会が開かれて核廃絶へ誓いを新たにしています。岩出市でも平和行進が行われましたが、中芝市長のメッセージも読まれました。市長の平和行政への取り組みの考え、これを最

後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

増田議員の、核廃絶宣言自治体についての一般質問に一括してお答えをいたします。

1点目につきましては、平和への願いは、国民誰もが望んでいる共通の思いであります。岩出市においては、「核兵器廃絶のまち」宣言の看板設置、平和市長会議への参加、原爆パネル展の実施、平和行進への激励のメッセージなどの取り組みを行っておりますが、これらの取り組みは、市民の皆さん方の核兵器廃絶への意識高揚を目的としたものであり、今後も引き続き取り組んでまいります。

2点目及び3点目については、国政に関する個人的な見解を問うものでありますので、この場で答弁する考えはありません。別の機会にお聞きいただきたいと思います。

なお、こうした事案は、市長としての発言とするなら、市民全てを代表しての意見であるのか、あるいは市民との合意がなされた上での発言であると思います。議会という場で、個人としての見解を、市長の立場で申し上げるべきではないと思います。

4点目につきましては、他の自治体の動向を踏まえ、留意してまいります。

5点目については、「核兵器廃絶のまち」を宣言しておりますので、これまでどおり市民の皆様方の平和意識の高揚に努めてまいります。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の私の質問に対して、岩出市としての取り組みという点については、個々いろいろおっしゃられました。

そして、2点目、3点目という点、これについては、市長は、国の問題だからと、意見は差し控えたいと、また、市民との合意がなければ、言えないんだということをおっしゃられています。これは、決してそういうことではないんですね。私は、国の問題に対して、これ、聞いているんじゃないんです。国が行おうとしていることに対して、岩出市自体がどのような影響を与えることになるのかと、また、その

点について、市長はどう捉えているのかということを知りたいです。

実際、今回、聞いているという点においては、実際、安倍政権は、憲法9条の精神を踏みにじて、集団的自衛権を行使できる体制、閣議決定を進めているわけなんです。まさに日本が戦争に参加する仕組み、こういう、まさにこういう国づくりを進めているんです。自衛隊、これを戦争に駆り出して、命の危険、これを生み出して、平和を脅かそうとしています。岩出市の自治体宣言とは、相入れないのではないのでしょうか。

山形市の市長さんは、集団的自衛権の容認は、平和都市宣言に逆行するものだと、これ、はっきり述べられているんですね。だから、市民との合意がなければ言えないということはないんですよ。市長としての思い、これがはっきりと自治体宣言、こういうものに対してどうなのかと、相入れるものなのか、相入れないものなのか、こういう視点からはっきりと明言を、これ、されてきているんですね。だから、市長が、国の問題、これについては言えないということは、決してありません。改めて、この岩出市としての自治体宣言、この宣言から見てどうなのか、この点を改めて見解をお聞きしたいと思います。

それと、平和行政、決算委員会はこれからなんですが、来年度の予算、これは、これから順次、市としても計画されていく、そういうことになるかと思いますが、この平和行政面、この点では、来年度、市として、どのような事業や検討、こういう部分なんかをお考えなんですか。

また、平和市長会という部分なんかも加盟もされてきて、実際にはその平和市長会への会議というものなんかも、市長自身、参加される、そういうお考え、そういうことなんかも含めて、平和行政への取り組み、来年度、どういうふうにされていくのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、国と地方の役割分担ということでお話ししたいと思いますけれども、地方自治法第1条の2に規定されておまして、国が担うべき事務というのは、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動または地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的規模、視点で行わなければならない施策及び事業、こういうことで、地方公共団体というのは、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うということ、位置づけら

れてございます。

先ほど、松阪市の山中市長さんのことだと思いますけれども、先ほど、市長が答弁しましたように、市長として発言するということであれば、市民全てを代表しての意見であるのか、あるいは市民との合意がなされた上での発言かということだと思っております。そういうことから、山中市長さんの言葉というのは、これは市長としてということではなく、個人としての発言だということだと思います。そういうことから、議会という場で、個人の見解を、市長の立場で述べるというのはどうかということだと思います。

それから、平和行政の取り組みでございますけれども、本年3月議会でもお答えしましたが、非核三原則という国是があるという前提におきまして、特別な施策を講じる必要性は考えておりません。粛々と平和意識の高揚に努めてまいります。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 市長の先ほどの山形の場合なんかは、個人の意見として述べられたのではないかと、それに対しては適切ではないという、そういうことですね。じゃ、山形の市長さんを初めとして、全国の多くの自治体の首長さん、こういう、今回の集団的自衛権の行使、これは問題だと、こういうことなんかは、議会で堂々と述べられてきているんですよ。だから、そういう点でいうと、まさに、そういう全国の方は不適切な、そういう発言をしていると、そういうことになってしまいますわね。市長さん自身は、そういう個人の見解というのを述べられない理由というのは、私は理解できないんです。しかも、市民との合意がなければできないんだということでは決してありませんのでね。

そういう点でいうと、改めて市長としての見解、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、今、平和市長会議ということも、市長、おっしゃられました。今、この平和市長会議、核兵器廃絶に向けた国際世論の喚起とか、各国政府、こういうところへの要請行動を進めるんだと、平和市長会議として進めるんだということで、2020年までの核兵器廃絶を目指す具体的な行動指針、2020ビジョンと核兵器廃絶のための緊急行動というものも策定されてきています。

このビジョンについて、岩出市自身、平和市長会に参加されているわけですから、当然、こういった内容の文書なんかも送られてきていると思いますが、この2020ビ

ジョン、これ、岩出市として、知っているのか、このこと自身、知っているのかどうかという点、これをお聞きしたいと思います。

そして、最後に、平和という部分を構築していく、こういう上において、中芝市長の平和という部分についての思い、これを最後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 増田議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この「核兵器廃絶のまち」という、この岩出町の時代に宣言をしたというところに、1つは大きな意義があるというふうに思います。恐らく、県下でも早い時期に宣言をしたものだろうというふうに私は思います。

その宣言をして、後、先ほど市長が答弁しましたように、岩出市として、やるべき取り組み、平和市長会議への参加であったり、毎年、原爆パネル展の実施もやっております。それから、平和行進への激励メッセージ、こういったことを初め、いわゆる平和への願いという思いで、人権の問題であったり、あるいは男女共同参画社会への取り組みであったり、教育部門、それから行政における人権を中心とした部門で、いろんな取り組みをやっておりますし、これからも、そういった取り組みは非常に大事なことでありますから、さらにそういうことで、平和への願いを伝えていく、この教育、人権問題を含めて、推進していかなければならないというふうに思っております。

そういったことで、ひとつ今回のこの、片や国での問題ということでもありますから、それは、その辺では、市長が答弁した内容というのは、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。平和に向けた取り組みは、市行政の中で、十分取り組んでまいりたいというふうに思います。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再々質問、2020ビジョンのことですけれども、核兵器廃絶のための緊急行動ということで、今後、目標も掲げられておりますので、必要な部分については取り組みを進めてまいります。

以上です。

○松下議長 これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、災害対策について質問したいと思います。

この間、広島市や北海道などを初めとして、1時間に100ミリを越す大雨が降り、土石流などによる甚大な被害、これが生じてきています。ご冥福をお祈りすると同時に、一刻も早く、もとの生活に戻れることを願うものであります。

この災害問題については、昨日の中でも、数名の方からも、この問題については取り上げてきています。私なりの観点からお伺いをしたいと思うんですが、今、日本以外にも、ここ最近、地球温暖化とも関連して、台風の異常発生、竜巻を初めとして想定外の雨量を伴う、こういう気候の変化が生じてきています。岩出市においても自治体としての備えや対策が必要と考えますが、岩出市での災害対策において、この間の状況を見据えた上で、想定外の雨量を想定した災害対策という面での見直しが求められてきているのではないのでしょうか。他の自治体で起きたような、想定外の雨量について、どう捉えているのか。また、今後の災害への対応面についてお聞きをしたいと思います。

2点目として、現在、全市、これを見渡した排水計画の検討業務、また、国営総合農地防災事業などが進められてきているわけなんですけど、この事業についての進捗状況、この点をお聞きしたいと思います。

3点目として、他の同僚議員からも同様の質問もされているわけなんですけど、岩出市においては、土砂災害警戒区域の指定状況、これについては、平成23年度、急傾斜地崩壊で33カ所、土石流警戒区域で15カ所となっていました。ことし9月の時点では、急傾斜地崩壊区域は44カ所、土石流警戒区域は40カ所のうち、特別警戒区域は30カ所となってきました。まさに、年々ふえてきています。

このような点では、岩出市として、今後、どのような防災対策を講じようとしているのか。

また、同時に、県に対して、改善対策においては、どのような働きかけを行っているのかをお聞きしたいと思います。

4点目として、慢性的な排水対策の改善、これのために、今年度に新たにポンプ車を購入してきています。このこと自体は、災害を防止していく上で改善が図られたと、こう私も感じています。しかし、春日川下流地域、古戸川沿い、浄水場周辺の地域は、もともと湿地帯であって、これまでも浸水被害が生じて、今も台風時などは、まさに不安の日々、これを送られている方も数多くおられます。

この状況を改善させるために、こうしたポンプ車の購入を初めとした対応だけではなしに、市当局自身も努力をされてこられて、国との交渉の中で、紀の川への新

たな排水路事業、これが計画されることになっています。しかしながら、排水路事業の完成までには、まだまだ相当の期間を要するのではないのでしょうか。他の地域の排水対策、こういうようなことなんかもかんがみれば、災害対応に万全、これを来す上では、今回のこのポンプ車だけではなしに、さらに、こうしたポンプ車の購入、そういう必要性も求められている、そういう状況ではないのかなと感じるところもあります。

この点では、新たに、そうしたポンプ車の購入ということなんかも考えておられるのかという点と、紀の川市、特に、災害が、危険が高いと言われている紀の川への直接排水の樋門、この完成までの対応、これについては、めどなんかも含めて、今後の計画、これがどうなっているのかを質問したいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員ご質問の2番、災害対策についての1点目、災害対策の見直しの考えはないのか。及び3点目のどのような防災対策を講じようとしているのか、についてお答えいたします。

まず、1点目の災害対策の見直しについてでございますが、地域防災計画の策定、運営に当たっては、国の防災基本計画に基づいて実施しております。

それから、災害対策は、県との有機的、一体的なつながりが不可欠であることから、計画の作成、修正については、和歌山県地域防災計画を参考として行うこととなります。

岩出市の地域防災計画についてですが、1時間に100ミリを越すような大雨が降るおそれがあれば、特別警報の発表も想定されますので、その場合の対応については、現計画に盛り込まれてございます。

それから、先ほど申し上げた地域防災計画の見直しを行う場合についてなんですが、国の防災基本計画や和歌山県の地域防災計画の見直しと連動して行うということになります。

次に、3点目ですけれども、今後、どのような防災対策を講じようとしているのかについてでございますけれども、ハザードマップでの周知について考えており、ハザードマップの作成につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、今年度、策定をしております岩出市防災マニュアルに掲載し、作成後は全戸配付を行い、住民に対する周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 増田議員、ご質問の2番目、災害対策についての2点目、現在、市域を見渡した排水計画検討業務、国営総合農地防災事業などが進められているが、進捗状況はについてお答えいたします。

平成20年5月25日に発生した、床上、床下の浸水被害箇所について、平成21年度事業で、特に被害の大きかった吉田、西野、中迫、高瀬、岡田地区における浸水対策検討業務を実施しました。

その対策として、中迫地区は、平成22年度に藤崎井用水路のかさ上げ工事、23年度に藤崎井山田川放流ゲートの増設工事を行い、吉田地区は、平成25年度に六箇井鴨沼川放流ゲート増設工事を完了いたしました。

また、西野、中迫、高瀬地区の対策として、本年度、大町排水路バイパス詳細設計業務を実施しております。

岡田地区につきましては、平成24年度に、岡田上野分水ゲートの設置工事を行い、そのほかの対策は、国営総合農地防災事業で実施していただく計画です。

次に、国営総合農地防災事業の現在の進捗状況についてであります。平成26年8月1日より和歌山平野農地防災事業所が開所し、実質的な業務が開始されております。

現在、岩出市におきましては、岡田地区の対策としまして、紀の川市旧打田町から岩出市岡田地区に流れ込む藤崎井支線水路の対策の検討を行う、和歌山平野農地防災事業1期、藤崎井支線水路調査測量設計業務を、平成26年9月8日に入札に向けた公告を開始したと聞いております。

今後も、農林水産省、近畿農政局和歌山平野農地防災事業所が事業主体であり、国営総合農地防災事業と調整を行い、事業を進めてまいります。

次に、3点目、急傾斜地の崩壊、土石流区域で、岩出市として、今後、どのような防災対策を講じようとしているのかについてお答えいたします。

土砂災害警戒区域等において、土砂災害が発生した場合、砂防ダムの設置は有効な手段の1つであると考えられますが、砂防ダム工事業の事業主体は県であります。

また、県に対して、どのように働きかけていくのかということにつきましては、こういった土砂災害については、何よりも状況把握が重要であると考えております。状況の把握について、県と連絡情報交換、連絡を密にとり進めていきたいと考えております。

次に、4点目、他の地域事業もかんがみ、さらにポンプ車の購入の必要性も求められているのではないのかについてお答えいたします。

昨年の浸水被害の教訓から、本年度、古戸川の浸水対策として、現在、設置しているパイ500、2台と、パイ200、1台のほか、新たに仮設の排水ポンプ、パイ200、5台を、山崎地区に現在設置してるパイ200、3台のほか、同じく排水ポンプ、パイ250、3台を設置し、対応いたしました。

さらに、国土交通省並びに和歌山県所有の排水ポンプ車の出動要請を行い対応していただいたところ、浸水の被害には至りませんでした。

さきに議決をいただきました排水ポンプ車の購入により、浸水被害は軽減されま

す。

なお、不測の事態が起こったときには、国、県に対し、借用できるよう調整を図っておりますので、さらなる排水ポンプ車の購入は考えておりません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の広島で起きたあの災害ですね、この災害については、今、市当局自身がおっしゃられたマニュアルというのですか、そのこと自身、これ見直していく必要がある、広島市がしっかりとした計画をしてきたんだけれども、そのマニュアルという、その部分の中で、見直していく必要がある、これが最大の教訓だと言われています。

避難に対しての指揮命令、危険情報の連絡面、こういう点で、市当局や消防団などの方も、上からの指示のあり方、また、避難対応での戸惑い、マニュアルはあったんだけれども、そういう意思統一というのですか、それができなかった。これがあの広島で起きた事故の最大の教訓なんですよ。

岩出市において、住民避難、こういう点では、今の岩出市、先ほど100ミリを超えるような部分についての対応もしているんだということをおっしゃられたけれども、岩出市において住民避難という点では、どのような場合に避難をするのか、また、避難をする場合は、誰が連絡をとるのか、協力面として消防団の方なんかは、どのような指揮命令、また、役割、マニュアルの中で確認されてきているのでしょうか。この点をお聞きをしたいと思います。

それと、23年からことしに向けて、危険地域という数がふえてきているわけなんです、これは単純に開発が進んだために、こういうような危険地域がふえているのか、そのふえた理由というのは、なぜふえたのかという点、これを再度お聞きをしたいと思いますし、3点目として、指定された警戒区域、こういう部分については、きのうの時点なんかでも、ホームページで周知するとかというようなことを盛

んに言われているんですが、肝心なことは、本当に自分たちの住んでいる地域が危険なところなのか、そういう問題がある地域なのかということを知ること自身が大切だし、今、岩出の場合、特有としてあるのが、自治体組織というのが、なかなか地域が一体となって入っているという、そういう状況がない中で、危険地域というところに住まわれておられる方が、自治会を通じても知らないというようなことがある中で、それを知っていただくということ自身のことなんかを、市として、どうされていくのかという、この点、3点、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

広島で起きたような100ミリ以上の大雨になった場合の防災計画の見直しについてということであります。

これにつきましては、先ほど申し上げたように、100ミリを越す大雨が降るおそれがあるということであれば、特別警報が発表されるということが想定されますので、現計画においても盛り込まれております。

さらに、今後のということになりますと、先ほど申し上げたように、これは国の防災基本計画、それから、和歌山県の地域防災計画、この見直しとの関連がございますので、連動して見直しを、今後、する必要があるのかなど、このように考えます。

そして、2点目です。大雨が降った場合の避難のための情報伝達についての件です。

これも昨日の議会の一般質問の中でもご説明申し上げたんですけれども、市では、避難勧告等の判断伝達マニュアルというのをつくってございまして、避難準備情報、それから、避難勧告、避難指示の判断を、日中であるとか夜間とかに区別して定めております。それに基づいて伝達することとなっております。

伝達の方法については、災害の規模とか種類などで異なってきますけど、また、時間によっても異なりますけれど、市内放送であるとか、メール配信サービス、防災行政無線の電話応答サービスとか、市ウェブサイト、地デジデータ放送など、広報車を含めて要請すると、このようになります。

それから、3点目の、消防団の関係の指揮命令についてです。消防団における指揮命令系統については、消防団長の指揮のもと、副団長、分団長、副分団長、部長、

班長、団員へと命令を発せられるということになります。それで、行政から消防団への指揮については、消防団長に対して、住民に避難を呼びかけることを伝えて、消防団長の命令によって、団員は、それぞれ配備活動につくということになります。

それから、4点目ですけれども、避難所の関係ですけれども、避難所については、昨年、25年度に見直しを行いました。その見直しは、現在ある避難所を災害の規模や種類などに分けて分類しました。土砂災害の危険区域に、エリアに入っている避難所、それから、浸水が想定される区域についての避難所については、今回、見直しを行い、指定から外させていただいたと、このようになってございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

警戒区域、なぜふえてきたのかという点についてお答えいたします。

まず、区域につきましては、危険箇所、土砂災害の危険箇所から、まず基礎調査を行い、それによって、調査するのは和歌山県なんですけれども、県において調査していただいたもの、それについて告示をしていくと。調査を数ある中でやっていく中で、その後、告示をするという作業がありまして、その中で、順次、告示をしていって、ふえてきたものでございまして、先ほどおっしゃられた開発ということには関係はございません。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 開発が進んだためには、ふえていないということだと思っんですね。要するに、今、県がそういう調査をしていくということであれば、岩出市内の中で、さらに、こういう危険地域というのですか、警戒区域、こういうのが将来的にはまだまだふえていくということになると思っんです。今の時点で、警戒区域というのですか、これが今、26年度の時点で、岩出市全体の中で、どれぐらいの地域が県として調査されたような状況なのかという点、これをお聞きしたいと思っんです。

それと、ただ、県が調査して行って、地域が、こんな危ない地域がありますよというのが、こっだけふえましたよというだけでは、本当に調べていくうちには必要だし、あれなんやけれども、ただ、今度はその対応、今後の対応として、県として、岩出市自体の中で、県として実施していただけるというような、今の時点で、そういう計画そのもの自身はあるのか、ないのか。もしあるとしたら、どれぐらいあるのかという点、お聞きをしたいと思っんです。

それと、1点目に聞いたマニュアルというのですか、そういう点、一番最初に私

言ったんですが、広島市での対応で、マニュアルというものの、そのもの自身が、取り組んでいたんだけど、実際にはなかなかそういう状況にならなかったがゆえに、ああいう被害という、心残りという状況も生まれたんですという、ここが、さっきも言うたんだけど、最大の教訓だと。そういう点で、改めて岩出市としても、今、マニュアルというものはあるんだけど、改めてそういう部分の徹底、指導のあり方とか、指揮系統のあり方とかというのを、改めて確認していく、こういうことも私は大事なんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では、市として、そういう部分における検討とか、再検討とかというようなことはされないのでしょうか。その点、お聞きをしたいと思います。

それと、紀の川の樋門の件なんですが、国営総合農地防災事業、これが入札をかけられたということなんで、実際には、もう事業自身が進んでいくと思うんですが、場所的に、その樋門というのはどの辺にできるのか。その水路というのですか、紀の川市は古戸川が流れているところから斜めに計画をされるのか、真っすぐ南と言っていいんですか、そういうふうになるのかという、樋門の位置も含めて、どのような計画内容になっているのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

今後、警戒区域はふえるのかという点につきましては、現在のところ、ふえないとは言い切れないんですけれども、この警戒区域、土砂災害防止法の中には、地すべりといった項目もございます。例えば、将来、もう目で見てというか、目で見なくても地すべりが起こっているといったような事象があれば、そういった箇所は危険箇所に含まれているということで、ふえる可能性はあるということをお伝えいたします。

それから、調査はどれだけやったのかということにつきましては、そもそも、岩出市内、危険箇所、93カ所ございまして、93カ所全てにおいて、まず机上をもって、それから、その後、現地へ入って、現在の84カ所という調査が終わっているという状況でございます。

それから、今後の対応につきましては、今後の対応については、特に、ハード整備といったところでの対策というのではないというふうに聞いているんですけれども、そもそも、この土砂法ができたいきさつからいきますと、ハード対策だけでは追い

つかない部分があるといったところで、住民の皆さんに行政としては知らせる努力と、それから、住民の方には知る努力をしていただこうといったところで進められてございます。特に、ハード整備等の整備対応するということはないというふうには聞いております。

それから、マニュアルの見直し等につきましては、現在、岩出市で警戒区域について、もう全て調査も終わっているということで、岩出市については、何も今のマニュアルに問題はなかったと、今は問題はないというふうに考えていますので、特に、見直し等は考えておりません。

次に、古戸川の件、国営の件なんですけれども、まず、古戸川の今言っている、進められているところ、先ほど、入札が終わっているということでしたけれども、現在、公告中ということで、入札にはまだ至っていないということでございます。それで、場所につきましては、古戸川からまだ紀の川市、ゴルフの打ちっ放しのあるところ、そこから、ちょうど紀の川と古戸川の間を通ってくるというようなルートで、岡田樋門のところに水を抜くといった計画となっております。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

増田議員、マニュアルということでございますけれども、まず、地域防災計画についての見直しですけれども、これは1時間に100ミリ以上を越す大雨が降るケースが発生した場合の見直しということですが、国とか県との見直し、いわゆる県計画、国の計画の見直しの整合性もありますので、現在のところ、見直しの考えはございません。

それから、2点目の、マニュアル、議員のおっしゃるマニュアルは、どのようなマニュアルか、ちょっとあれなんですけれども、私どもの避難勧告判断伝達マニュアルについて申し上げますと、これについては、ことしの2月に作成したところなんですけれども、これは県から基準的な避難判断マニュアルというのが示され、これを岩出市版に修正を加え、作成したものであります。

おっしゃるようなケース、想定外のケースも、今後はどんなケースがあるかというの、想定外のケースも恐らく発生するものと考えますので、やはりマニュアルは、必要に応じて検討を加えていかなければならないと。これも国とか県とかの指示を得ながら、見直すということになると考えられます。

○松下議長 これで増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目として、上岩出保育所周辺の道路整備などについてお聞きをしたいと思うんです。

現在、上岩出保育所周辺の道路整備、これが進められてきているわけなんですが、保育所入り口付近は歩道ありません。小田井用水路北側で急激に狭くなっているという状況です。これまでも保育士さんにおいては、保育所に通う児童、また、保護者の安全確保という点で、まさに朝の早くから門の前に立って見守ってきているという状況だと思うんですね。

以前のような道路が狭ければ狭いという点で危険ですし、今回のように、また、拡幅されればされたで、歩道がないという状況のもとで、危険な状況となってきていると思います。

今、以前と比べても、道路の拡幅自体は進んだんだけど、やっぱり安全対策、これが重要だと思います。この道路自身は、県道ですから、安全対策については県、これが責任を持っています。この点では、和歌山県自体が、この上岩出保育所前というのですか、この辺、周辺的安全対策という部分では、どのような対応を考えているんでしょうか。

2点目として、岩出市として、県に対して、岩出市の視点として、どのように県に対して対応を求めているのか、この点もお聞きをしたいと思うんです。

私は、あの保育所入り口付近、これについては、少なくとも安全ポールというのですか、川尻なんかでも、今度新しく橋がかけられたけれども、ああいうところなんかにも安全ポールという部分なんかも立てられているんですが、ああいったものとか、少なくとも、歩道の整備という部分も含めて、安全性の向上の対策、これがもう本当に早急な対応が必要ではないかと思っています。

この点で、岩出市として、上岩出保育所周辺、この辺については、市として、どのような要望、これを出されてきているのか。そしてまた、今後、改善の見通しというのはどうなのかと、どうなっているのかという点をお聞きしたいと思うんです。

3点目として、県道新田広芝岩出停車場線、全線ですね。この面については、岩出駅から国道までと、国道から農免道路、この部分の点においては、もう整備はほぼ進められてきたというふうに思うんです。道路整備として、近隣住民、また、保育所、上岩出小学校へ通う、そういう保護者の皆さんにしてみれば、その農免道路から上岩出保育所の北側ぐらいですね、その辺ぐらいまでは、本当に早く整備してほしいというふうに願っています。

県の整備計画、これが実際に現時点では、どのような計画となっているのでしょうか。あわせて、今後、どのように進めようとしているのか、この点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員ご質問の3番目、上岩出保育所周辺の道路整備について、一括してお答えいたします。

岩出市では、県道新田広芝岩出停車場線の安全確保による道路改良の整備を、道路管理者である和歌山県に対して、以前から強く要望しております。平成23年度から上岩出保育所や上岩出小学校周辺の、特に、狭隘な約300メートルの区間について、道路拡幅及び歩道整備の事業を進めていただいております。

今年度は、用地協力の得られた上岩出保育所付近、約80メートル区間の道路拡幅等の工事に着手していただき、整備内容につきましては、車道幅員5メートル、東側保育所側に歩車道境界ブロックを設け2.5メートルの歩道を設置します。さらに、保育所入り口付近には、拡幅区間も設けますので、安全性の向上が見込まれます。

今後は、残る用地取得に努め、協力が得られた箇所から順次、工事を進めていくと聞いております。

岩出市としましても、事業の早期完成に向けて、地元調整や用地取得等、県と連携を図ってまいります。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 年次計画というのですか、そういうのはちょっとおっしゃらなかったんですが、市として、県に早くやってほしいという要望を出していただいているのは、本当にありがたいんですが、年次計画として、県として、具体的に何年度ではこういうところまでやるよという、そういうような計画というのは、実際には、まだないのか、現実には予算化というめどなんかも立ってきているのか、この点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

年次計画ということでお答えさせていただきます。

現在、お聞きしているのは、先ほども説明させていただきましたが、上岩出保育

所や上岩出小学校付近、特に、狭隘な約300メートルの区間、この部分について計画を進めてくれているというふうにお聞きしております。

今後の計画につきましては、この事業、拡幅等になりますと、用地の協力というのがまず第一に必要なようになってこようかと思えます。現在のところ、お聞きしているところでは、平成26年度、27年度で、県道までの区間、まずもって舗装をしていただいて、路面の整備をしていただけるというふうにお聞きしているところです。

○松下議長 これ増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告10番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、子ども・子育て支援新制度について質問をいたします。

国は、子ども・子育て支援新制度を、2015年4月からの実施へ向け、具体的な仕組みづくりに取り組んできました。国の子ども・子育て会議では、さまざまな意見が出て、保育関係者や自治体担当者から準備の時間が余りにも少なく、新たな事務作業量が大変多いことから、新制度への迅速な実施の中止を求める声も広がりました。

新制度で国は、市町村が入所から保育の実施までも責任を持ち、国と自治体の責任で、保育条件の確保、費用負担を行ってきた公的保育制度を根本から変えようとなりました。介護保険や障害者自立支援法と同じように、利用者と事業者の直接契約、補助金を利用者への直接補助に変え、企業参入を促進させて、自治体の保育実施義務をなくして、公的責任を縮小するという狙いがありました。

しかし、多くの保護者や、また保育関係者の声と運動で、児童福祉法第24条1項に、市町村は、保育所において保育しなければならないという文言はなくすことができませんでした。

現行制度では、市町村は、保育に欠ける子どもに対して保育所に入所させ、保育を行う義務があり、その義務は子どもの保育を受ける権利保障を意味します。保護者は、保育所を選択し、保育を保障されます。保育は、全国一律の保育所の設備、運営の最低基準以上の条件を整備し、保育所運営費は公費負担を原則として、最低基準は維持されることとなります。保育料は、市町村が定め、徴収し、滞納した場合でも子どもの保育は継続します。これらが公的保育制度と言われます。また、市町村が私立保育所に委託すると、委託費として運営費が交付され、保育の公共性、安定性、継続性を確保し、子どもの保育を受ける権利を保障します。

新制度になろうと、市町村の保育実施義務は、現制度の公的保育制度として変わらないものだと思います。新制度は、これまでの保育所、幼稚園の制度を革変する改革です。しかし、この改革は、多くの問題を抱えています。新制度は、保育の市場化を目指した保育所制度改革をベースにしたもので、これに幼稚園との一体化、さらに、教育制度の改革などの政治的な思惑も絡み合い、認定こども園の制度、新たに小規模保育事業等が加わり、制度そのものが複雑となっています。そこになくそうとしていた児童福祉法24条第1項の市町村の保育実施責任が復活したことで、複雑な仕組みが、さらに複雑化して、制度の全体像が見えづらいものとなっています。

この制度の運用に当たっては、やはり全ての子どもの権利と豊かな成長、発達を保障するためには、国と自治体の明確な公的責任のもとで、保育や子育て支援が確保される仕組みが必要だと考えます。これを踏まえた上で、質問を行ってまいります。

まず、新制度移行に先立ち実施したニーズ調査の結果から読み取れた、岩出市の傾向をどのように捉えたのか。過去の調査と比較して、どのような結果があらわれて出てきているのか。具体的に答弁を求めたいと思います。

次に、市民への説明においては、個別対応で行おうとしているが、事業所等への説明などはどのように行っていくのかをお聞きいたします。

3つ目は、新制度は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業で構成されています。子ども・子育て支援給付は、保育所、幼稚園、認定こども園を通じた給付、小規模保育等地域型保育事業、児童手当の3つです。改正児童福祉法第24条第1項では、市町村は、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと、これまでの市町村の実施責

任を規定していますが、これは現行の保育所のみです。ところが、同条第2項では、市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園または家庭的保育事業等により、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとなっており、保育しなければならないとなっておらず、市は直接的な責任を負わなくなると受け取れます。この第2項に当たる事業が、小規模保育事業や地域型保育事業となります。

そこで、地域型保育事業の認可基準について伺います。

新制度では、地域型保育事業として、6名から19名の保育をする小規模保育事業、5名以下の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を地域に開放した場合の4類型が設けられました。いずれも3歳未満児を対象としていますが、この認可基準を市町村は条例で定めることとなっています。国の認可基準では、職員と定数が従うべき基準ですが、ほかは参照すべき基準となっています。

次でこの間、明らかになってきたのは、居宅訪問型保育者については、保育士、看護師等の資格者が研修を受け、修了者が保育ができるということですが、家庭的保育、小規模保育のC型については、研修修了者となっており、明確にどういった方が研修を受けられるのかがはっきりしていません。しかし、乳幼児期の子どもの成長発達、事故などが起こりやすいこの時期、保育中の重大事故は、圧倒的に2歳児以下で起きていることを考えれば、子どもの命を守る上で、質の確保が必須となる中で、保育士以外を保育者として配置するべきではないと考えます。施設の定員数が多かろうが少なかろうが、保育に当たる側には、国家資格である保育士を配置すべきであり、子どもの数が少なければ、資格がなくてよい、あるいは半数でよいと考えるのは間違いです。

公立保育所での保育者の条件等を見れば、ゼロ歳児から2歳児においては、当然、保育士が保育者として行っており、国が示している設備、運営基準をそのまま従えば、明らかに保育の水準が低下することとなります。保育所を利用する子どもも、それ以外の施設を利用する子どもも、同じように保育を受ける権利が保障され、安心安全な環境で過ごすことができる基準が求められます。家庭的保育、小規模保育C型の保育者について、研修修了者は、保育士の資格を持つ者と明確にすべきですが、いかがでしょうか。

給食については、全てにおいて、外部搬入可となっております。しかし、子どものアレルギー問題やアトピーの子どもがふえている中で、アナフィラキシー症候群など重大事故も社会問題となっているため、自園調理が一番望ましいと考えます。原則、自園調理を原則に、調理員の配置を求めるが、どうでしょうか。

保育室のスペースについてです。小規模保育などは、ゼロ歳児から2歳までの年齢の異なる子どもを保育するため、1人当たりの面積基準に加えて、食事や遊びのスペースと睡眠のスペースが確保できる基準が必要だと考えます。国の示している面積基準で十分だと考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目の1点目、新制度移行に先立ち実施したニーズ調査の結果から読み取れた岩出市の傾向はどのように捉えているのか、についてでございますが、今回の調査は、保育等の事業量を推計する目的で、国から示された調査票に基づいて行っているため、過去の調査との比較はできませんが、岩出市では、他市と比較して、パート労働者の割合が高く、フルタイムへの転換は余り希望していないという傾向や、日ごろ、子どもを見てもらえる親族や知人がいない保護者は、比較的少ないという傾向が見られました。

次に、ご質問の1番目の2点目、市民への説明においては、個別対応等で行うとしているが、事業者への説明はどのように行うのか、についてお答えいたします。

岩出市内の認可保育所8カ所、これは公立が4保育所、私立が4保育園でございます。及び岩出市地域子育て支援センターを対象に、岩出市役所において、9月16日に事業者向け説明会を行っております。岩出市内の私立幼稚園につきましては、順次、個別に説明をしているところでございます。

次に、3点目、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、全ての事業で保育者は保育士資格とする考えはということで、給食は自園調理を原則に、調理員の配置を求めるがどうか。小規模保育などの環境について、1人当たりの面積基準と生活スペースの確保についてお答えいたします。

保育者については、国の基準どおりとすることとしておりますので、事業により保健師や看護師も保育者となることが可能であり、全ての事業において、保育者を保育士のみ限定する考えはございません。

給食につきましては、自園調理を原則としており、調理員を配置することとなります。

1人当たりの面積基準につきましては、保育所と同等か、それ以上の基準となっており、生活スペースは確保されているものと考えます。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　まず、ニーズ調査についてのことからいきたいと思います。

まず、この調査についての結果の公表というのは、どのように市は考えているのか、今後、行っていくのであれば、いつぐらいから行っていくのかということも含めてですが、やるのか、やらないのかも含めて、お答えいただきたいと思います。

2つ目は、この制度に向けまして、子ども・子育て会議というのが岩出市でも設置が設けられておりますが、この会議自身は、市民からの傍聴等々もあわせて、そういった形でやりたいという申し出があった場合は、どのようになっているのか。聞くところによると、傍聴は認めてないというふうに言われています。しかし、市民にかかわる大事な議論の場が、なぜ傍聴を認めていないかというところでは、大変疑問に感じております。

岩出市は、全体的に秘密的な会議、傍聴を認めない会議が多いんですが、やはり今の時代、時代と逆行しているように感じます。やはり公正に開かれた場での議論する場を設けていく、今後の考えですね。子ども・子育てに関しては、この会議が今後、そうした開かれた場での議論を進めていく、そうした考えについて、お聞きをしたいと思います。

3点目は、国が示したとおりの条例の改正でいきますということを言われておりました。先進自治体などでは、国基準より運営基準を強化しているところも多数あります。保育所研究所調べで、国基準より上乘せされている条例の内容は、家庭的保育事業等の設備、運営基準では、札幌市では、B型保育士を国2分の1以上のところを、3分の2以上としていたり、家庭的保育者は研修修了の保育士、小規模の給食は栄養士配置で外部委託は可としており、横浜市では、家庭的保育事業の部屋は原則1階、また、B型保育士3分の2以上、京都市では、家庭的保育、C型保育、居宅訪問は、研修修了の保育士など、ここに上げたのは一例ですが、国基準を上乘せして条例の改正が行われております。

どれも、大都市ではございますが、しかし、大都市であろうが、小さい都市であろうが、子どもを安全に保育するという点や考えに違いはないと思います。しかしながら、岩出市は国基準どおりの条例が提案され、しかも、読みかえ条例で、岩出市独自の基準が条例を見ても理解できないというものでした。岩出市の現状や特性を踏まえ、本当に、この岩出市民の子どもを安全に、安心して、子どもを保育する市町村は、保護者の労働または疾病、その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない。この考えのもと、条例を提案してきたのかとも、

疑問を感じております。

国基準を十分に岩出市の現状に照らして検討を行ってきたのか、これについてお聞きをいたします。

万が一、事故等が発生した場合、今後、既存の事業所の保育所や、また、今、やっている託児所という部分では、この条例に変えたところで、参入はできないかもしれませんが、しかし、ほかの株式会社等々が参入に道を開いたとき、許認可及び指導監督の権限を持つ市として、この指導管理、今のままの国のままの条例で責任が果たせると考えているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えいたします。

ニーズ調査の結果の公表につきましては、子ども・子育て事業計画において掲載するというので考えております。

それから、子育て会議の傍聴なんですけれども、今、4名の一般市民の方に委員に入らせていただいております。その辺もありまして、傍聴があると、なかなか発言しづらいのではないかとということもあります。それから、ほかの委員さんも含めて、闊達な議論をお願いしたいということで、今のところ、開催の傍聴を認める考えはございません。

それから、結果については、ホームページで、議事録、議事概要を公表しております。

それから、先進自治体では、基準を強化している、国の基準よりも強化しているところがあるということではありますが、これは全て大都市であろうかと思えます。基本的には、この今回の基準というのは、安全基準というよりは、補助金のもともとの目的というのが、大都市、一番国のほうの考えている目的というのは、大都市における待機児童の解消ということが大きな目的としてであろうと思えます。保育所だけでは、受け入れ先が十分確保できないという現状がある中で、こういう小規模保育事業に補助金を出すことによって、保育所に見合うような設備投資、もしくは人員配置をしていただいて、保育所の代替的に受け入れ先を確保していこうということが主眼であろうかと思えます。

岩出市においては、待機児童が多ございますので、この事業に対する必要性というのは、待機児童の解消ということではなくて、質の向上、もし、そういうことをやってくれるところがあれば、質は今よりも改善するということになりますので、

そういう施策であろうと思っております。

いわゆる、安全性とかいう面で、最低基準というのは、この補助金とは、今回のこの制度とは関係ありません。むしろ今までの従来の指導監査等で、認可外保育所に対しては指導を行ってきております。そちらの基準については、今回、改定されておられませんので、今までどおりということになります。今回の基準によって、最低基準が上がって安全性が上がるとかいうことには、残念ながらなっていないと認識していただければと思います。

以上でございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 子ども・子育て会議の件でございます。

市民の公募により、4名の方が入られているという点もあると言われました。結果、発言しにくい、いろいろな闊達な意見がいつも、どんな会議においても、傍聴を認めることを言えば、必ず市が言うのは、その場で闊達な意見が出すことがなかなかできないからというふうにおっしゃっています。しかしながら、この子ども・子育て会議という点で限っていえば、ほとんどの自治体が傍聴を認めているところ、多数あります。市民に大きく、これだけの制度が改正される。また、その会議の中でもいろんなことが岩出市の状況等々も含めまして、話すというところでは、やはり傍聴が、要望があれば認めるということを考えていくべきではないかと思えます。

これはもう時代と逆行していますよ。開かれた行政の場という点があれば、やはりこの会議というのも、たとえ市民が入ろうが、見識者が入ろうが、誰が入ろうが、やはり傍聴を認めながら、広く市民に知っていただくという点では、非常に今の考えでは残念な結果だと思っています。これについても、今後、さらに私は、ぜひ傍聴を認めるように働きかけを行っていきますが、それについての考えについて、再度、お聞きをしたいと思えます。

もう一つです、国がやっているから、この条例を出してきたと言わんばかりのことですが、大変、地方自治体としての主体性が全く見えてこないというふうに感じました。これは、いわば大都市の問題であり、岩出市では、今のところ待機児童もない、これは安全性を保つもとはなく、補助金を出すための条例である。さらには、質の向上にもつながるって、次長、おっしゃいましたけど、国の基準というのは、最低基準であり、岩出市の状況から、この条例提案に向けて検討すること、そ

れ自身が地方自治体として、大事な果たす役割だと考えています。

保育士が保育を行わないとすれば、完全に今の市の状況から見ても、これは、制度自身、後退になるんですよ。今、現在、岩出市におかれていた子どもたちが保育所で保育を受ける場合は、必ず保育士が責任を持って保育を保育者として入れるはずで、それが、保育士の資格なくても研修を受けた者でいいというふうにしてしまえば、それは後退になってしまいます。

条例制定権というのは、岩出市にもあります。このことは、厚労省も否定できないのだから、市の責任、国が出してきたから、また、この問題というのは、多くの大都市の問題、待機児童の解消のためにつくられたものというふうに言われますが、しかし、これを条例化するに当たっては、市の責任というのも、極めて大きいと、私は言わざるを得ないと思っています。

この点から見て、やはり、きちっとした資格を持った方が、保育士という資格を持った方が、しっかりと保育をする、この観点から、考えは変わりませんか。子どもたち、安心して安全な保育をできるように提供するという、今、既存の施設でこういうところに当てはまる場所がないから、これでいいんだという考えではなく、たとえ本当に企業が参入したときにでも、きちっと岩出市の水準が保てるような形で行える、そういう形での、今回の制度を守る意味でも、保育士がきちっとやるという形で置きかえる、そういう考えがないのかをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの市来議員の再々質問にお答えいたします。

傍聴につきましては、最初に委員に就任を依頼したときのお話の中で、公開しないという前提の中でお願いしているということもありますので、今のところ、公開にするということは考えておりません。

それから、国の基準どおりで主体性がないのではないかというお話でした。私の申し上げたのは、待機児童の解消というのが、国の一番の目的としてつくった制度であろうと思いますが、岩出市としては、その待機児童の解消という意味合いにおいては、余り重要ではない。でも、この政策というのは、もし、やってくれるところがあれば、質の向上にはなります。

ですから、岩出市としては、国がやっていることやから、もうどうでもいいとか、国がやっているから、岩出市でも条例上げただけやということではなくて、この質の向上という部分では、岩出市にメリットがありますので、そういう位置づけで考

えているということでございます。

どういうことかということ、今の認可外保育所の基準は、おおむね保健師3分の1以上であります。B型、今度の小規模保育事業のB型というのは、2分の1以上が保育士ということになりますので、基準は上がります。もし、既存の認可外保育所がこの事業を実施すれば、今よりも質が上がるということになります。そういう制度になっておりますので、ご理解お願いいたします。

○松下議長 これですら市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 安心の介護保険制度を求めて。

介護保険は、家族の介護負担を軽減する介護の社会化と重度化を防ぐという理念のもとにつくられました。この間、2006年の介護保険改悪で、要支援1、2がつくられ、要介護1の6割が要支援2に切り下げられ、介護ベッドなどの介護福祉用具が取り上げられるという問題が置きました。

2009年の介護認定の見直しでは、介護給付削減のために、軽度判定が出るように認定システムが変えられました。同様に、給付費削減のために、訪問介護の時間短縮などの改悪が進められてきました。

今回、安倍内閣が進める医療・介護総合法案は、要支援者への訪問介護と通所介護を介護保険から外し、自治体の地域支援事業に移行させ、ボランティアなどを活用して、安上がりにすることを狙うものです。

また、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に制限する。さらに、一定の所得があれば利用料を1割から2割へ負担を2倍にするというもので、これまでの介護保険の改悪の中でも、歴史に残る大改悪となっています。

介護保険改正では、要支援者が利用している予防給付サービス全体の6割を占める訪問介護、通所介護を現在の予防給付から切り離し、市町村が実施する事業には移行させてしまうもので、その受け皿には、新たな総合事業を創設し、事業の大枠は、国がガイドラインとして示し、その範囲内で市町村が対応していくというものです。

また、ボランティアやNPOに肩がわりをさせ、非専門職によるサービスの提供も可能とし、事業者への報酬は、訪問・通所介護サービスについては、現行単価以下に切り下げられる一方、利用料は、要介護者の負担割合を下回らないとしています。さらに、利用者個人の限度額管理を行って利用を制限し、市町村の事業費に上

限額を設けて費用を抑え込むという、二重、三重のサービス切り捨ての仕組みです。この仕組みを2017年度末までに、市町村の事業にするということですが、実施されれば要支援者、訪問介護、通所介護サービスが現在の内容、水準から大きく後退することになります。

国会の審議から、医療・介護の今までの仕組みを根本から壊し、国民の安心を奪う法案の中身が明らかとなりました。住民と身近に接して、医療・介護を担っている地方自治体からは、異議申し立てが噴出し、地方議会からの異議申し立て、意見書も数々上がりました。

中央社会保障推進協議会が昨年末行った自治体アンケートでは、要支援者の自治体事業への移行について、可能と答えた自治体は、わずか17.5%にとどまりました。東京都市福祉保健部長会は、昨年11月厚労省に介護保険制度改正に対する緊急提言を提出し、要支援と認定されても、必ずしも保険給付を受けられるとは限らず、受給する権利が不明確になると強く批判しています。

さまざまな団体、事業者からも、ヘルパーのかわりにボランティアをと国は言うけれども、ヘルパーは賃金水準が上げられず、人材不足が深刻なのに、さらに、報酬が安い有償ボランティアに人が集まるとは思えないなど、全国各地の事業所から、とても無理だという声も上がっているのが現状です。国の制度だからと、要支援者の介護サービスの後退は許されません。

岩出市で介護難民や介護心中などを絶対に出さないという立場に立っていただき、市の考えをお聞きいたしたいと思います。

まず、介護保険制度の改定による、岩出市の高齢者への影響をどのように考えているのか、市の認識を伺います。

2つ目に、ガイドラインを見ると、政府は、訪問介護・通所介護を自治体の地域支援事業に置きかえることで、現行制度のままなら毎年5～6%のペースで伸びていく要支援者向け給付費の自然増を、3～4%、後期高齢者の人口の伸び率に抑え込むという方針を掲げています。そうなれば、既存事業者への委託単価が切り下げられることになります。これで、要支援サービスに見合った事業費の確保や事業者の確保は十分でき得るのか、お伺いいたします。

次に、総合事業では、地域の支え合い、多様な主体による多様なサービスをうたっているが、その見込みと可能性、従事可能人数はどうか、また、次期計画、3年後のその組織の形態と従事可能人数予測についてお答えください。

次に、厚生労働省では、65歳以上人口の7人に1人が認知症で、軽度認知障がい

の有病率は13%と推計され、軽度認知障がいと認知症の有病率を合わせると、高齢者の4人に1人がいることとなります。そこで、市の認知症について、その把握はできているのかお伺いします。

次に、認知症対策は、早期発見、早期対応することです。そのためにも、国のモデル事業が始まっている認知症初期集中支援チームの早急な立ち上げが決め手ですが、立ち上げについての市の考えについて、お聞きをいたします。

次に、総合事業の展開には、地域包括支援センターの役割がますます大きくなると思うが、行政の財政的、人的支援を一層厚くすることについて、地域包括支援センターの体制と活動強化はどのように行っていくのかをお聞きします。

次に、一定所得以上の人のサービス利用料を2割負担に引き上げる問題では、約60万円手元に残るから2割の負担にも耐え得ると政府が説明してきたモデル世帯の可処分世帯が、実際には110万円も低いことが、日本共産党の小池晃参議院議員の追及で発覚しております。利用料引き上げの根拠となるデータに誤りがあることがわかり、厚生労働大臣は、これまでの論拠を全面的廃止しました。2割負担とする論拠は完全に崩れていますが、現在でも利用料の負担が重いことから、介護サービス利用を控える方がいる中、2割負担となれば、ますますサービスを受けづらい環境を生むと思いますが、市の見解についてお聞きをいたします。

また、特養ホームの入所対象が原則要介護3以上に制限された場合、この影響をどのように考えるのか、また、今後、入所が必要であっても、対象となくなることの方への影響について、市の考えをお聞きします。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問、2番目、安心の介護保険制度を求めてについてお答えします。

最初にお断り申し上げますが、現在、第6期事業計画策定に向け、作業を進めているところであり、現時点において、お答えできる範囲で答弁させていただきます。

1点目、制度改正による、高齢者への影響に関して、市の認識はについてであります。今回の改正は、今後、ますます高齢者の増加が見込まれ、要介護認定者がふえ続けることにより、介護費用額についても増加の一途をたどろうとされており、こうした状況に対応できるよう、持続可能な介護保険事業等の体制整備を図るものでございます。

その主なものとして、住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護、

医療、生活支援、介護予防の充実を目的としたサービス提供体制の見直しや介護費用がふえ続けていることに対し、費用負担の公平化を図る内容となっております。

市の認識についてであります。制度の安定化や将来に向けての持続性等を勘案しますと、結果的には、今後、ふえ続ける高齢者の安心できる生活に寄与する見直しであると考えてございます。

次に、2点目の要支援サービス量に見合った事業費の確保についてであります。今後、3年間の介護保険事業費は、過去のサービス利用実績の推移や本年度の利用見込みに人口推計を加味し事業量を算出することにより、見込み額を決定することとなります。

要支援サービスに係る事業費についてであります。現時点においては、具体的なサービスごとの料金単価が定まっていないことから、サービス量に見合った事業費について、お答えできる段階には至っておりませんが、その確保に向けては、料金設定等慎重に検討してまいります。

続いて、3点目、総合事業では、地域の支え合いや多様な主体による多様なサービスをうたっているが、その見込みと可能性、従事可能人数は、また、3年後の組織の形態と従事可能人数予測はについてであります。総合事業は、市町村が中心となり、地域の支え合い体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものであり、現在、市では、既存の団体やボランティアを含め、地域にある社会資源の把握と多様な事業主体やサービスに関する情報の収集に努めているところでございます。

4点目、認知症の在宅支援についてであります。市で把握している認知症高齢者は、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から認知症があると判定された方です。また、認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症の専門医や保健師等3人以上でチームを構成し、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、本人や家族に認知症状への対処方法をアドバイスするなど初期の支援を集中的に行い、自立生活をサポートするものであります。

現在のところ、チームの一員となる要件が厳しいなど、チームを編成できる環境ではないことから、認知症初期集中支援チームの設置は考えておりません。

5点目、地域包括支援センターの体制と活動強化についてであります。従前の業務に加えて、平成27年度以降、新たに在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービス体制整備に係る事業が、包括的支援事業に位置づけられることから、業務量としてはふえるものと考えております。

体制についてであります。引き続き、厚生労働省令で定める人員等の基準や運営状況の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

また、活動面においては、田畑議員の一般質問でお答えしたとおり、地域ケア会議の開催や医療と介護の連携等に関する取り組みを進め、地域支援事業の充実に努めてまいります。

6点目、2割負担によりサービスを受けづらい環境を生むのでは、についてであります。今回の見直しでは、これまで一律であった利用者負担について、一定以上所得がある方の負担割合を2割とするものであり、また、月額上限があるため、見直し対象者の負担が必ず2倍になるものではございません。

いずれにしましても、費用負担の公平化や制度の持続可能性を高める上で国が判断したものであり、市においては、新たな制度のもとで、介護等が必要な方への適切な支援に努めてまいります。

7点目、特養ホームへの入所要件が、要介護3以上に制限されることによる影響、対象とならなくなった方への影響は、についてであります。平成27年4月1日から、入所の必要性が高い方が入所しやすいよう、新たに入所する方については、原則、要介護3以上に限定することとなりましたが、要介護1または2の方であっても、やむを得ない事情がある場合には、市町村の適切な関与のもと、判断基準等に基づき特例的に入所を認めることができます。

なお、その際の指針については、今後、国が定めることになっていきますので、ご理解願います。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 大変、現段階でお答えするというのは、大変難しいかと思えます。ただ、他の自治体アンケート等で、この要支援者の自治体事業への移行について、可能と答えた自治体というのは、わずか17.5%というふうに申しております。それ以外は、不可能や見通しが全く立たないと答えた自治体が圧倒的に多いことが調査結果からわかっております。見通しが持てない理由には、全ての予防給付を地域支援事業に置きかえることは、財政やマンパワー不足で難しい、事業者の指定、認定業務等、自治体の事務処理量の大幅な増加が見込まれるが、それに対応する人員配置等のが立たない。従来どおりのサービスを提供する財源確保に見込みがつかないなどが上げられております。

今後、既存の事業所を活用したり、また、新たなところも含めて、いろいろな対

応をしていかれるかと思いますが、しかし、本当に可能となるのか、サービスの低下を招くことなくスムーズにいくのか。私、そのためには、この包括支援センターの役割というのは、大変、今後、物すごく、果たす役割が大きくなっていくかと思っています。

そうした中で、この地域包括支援センターの運営、適切な形でやっていくというふうにおっしゃられました。しかし、今の現状で、本当に負担なくいくのか、それについてお聞きをしたいと思っています。

次は、先ほども言われました、総合事業では、地域の支え等々もあわせて、ボランティアや団体等々の話も言われましたが、政府は、この要支援者の介護サービス提供は、今、おっしゃられたみたいに、NPOやボランティアでもよいとしておりますが、要支援者こそ、専門の丁寧なケアが必要です。ヘルパーにはひとり暮らしで家事がまともにとれず、やせてきていないか、着がえや入浴ができていないか、正確に薬が飲んでいるのか、同じものを買ってないかなど、生活実態を注意深く観察する目と見きわめる力が要求されます。

これらにいち早く気づき、専門機関につなぐなど経験や専門性が要求される介護サービスをボランティアでは困難だと考えます。認知症などでは、適切な援助がなくなれば、2倍、3倍のスピードで進みますが、実際に介護の経験がある方は、ボランティアでは対応できないと話します。これに対する市の考えですね。実際にボランティア等々もあわせてやっていきたいと考えているようですが、本当にこのようにできるのかについて、お聞きをしたいと思っています。

今、制度が変わったからといって、サービスを取り上げられる、そうしたようなことが起こらないために、しっかりと今後、見きわめながら、岩出市での状態を把握した上で、しっかりと計画を立てていただきたいんですが、その2点について、お聞きをしたいと思っています。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

まず、最初に、包括支援センターとしての任務、役割、今後、ますます増大していくというご心配のもとで、体制を充実という部分のご質問でございますが、先ほども体制につきましては、お答えさせていただいておりますように、厚生労働省令で定める人員等の基準というものがございます。こういった基準であったり、また、実際の包括の職員のそういう業務の状況、そういったものを踏まえた中で、適切に

対応していきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

それから、要支援者のサービスに関して、ボランティアの方の参入ということのご心配ですよね。サービスの内容は低下することも考えられるということでございますが、これは、先ほどもお答えさせていただきましたように、現在、市のほうで、内容的には固まってはございません。聞き取りアンケートなど、いわゆる情報収集に努めているというところでございますが、今回のそもそもの制度改正に当たっては、先ほどもお答えいたしましたように、やはり、今の状況の中では、介護サービス費がますますふえていく、今後、高齢化がますます進むことが十分予想されますので、必然的にやはり認定者がふえると、介護費用もふえていくということになりますと、後期もそうですが、介護保険料もどんどんふえていくということになっていくということの中で、やはり持続可能な制度として見直していくというのが、今回の国制度の中での大きな狙いということでございますので、やはり、そこも踏まえた中で、市としては考えていく必要があるのかなと、このように考えてございます。

○松下議長　これで市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員　小・中学校の学校図書室に司書の配置をについて、質問を行ってまいります。

この9月から各小学校に週1回、図書館司書が派遣されることとなりました。私は、この司書の配置を進めていく上では、大変評価できるものだと考えております。しかし、ここで問題とするのは、学校現場に司書配置の業務委託がなじむのかという点であります。公的施設での業務委託に関しては、公務員と委託先労働者が混在するがゆえに、さまざまな問題も各地で生じており、偽装請負という法律違反の疑いがある契約も問題視されています。多くの問題点を持つことから考えれば、司書は、直接、市が雇用することが望ましいと思います。

司書の派遣について、幾つかの疑問が生じました。疑問について述べますと、指揮命令について、委託ですから、司書教諭であれ、校長であれ、直接に指示・監督はできないと、指示監督を行えば、偽装請負に問われることにならないのか。学校側が指示・監督をできるということであれば、これは事実上の派遣労働ということになります。そうすると、請負事業者側が、労働者派遣法に問われることにならないのか。

次は、学校現場での教職員の対応は、対応徹底は、一体どのようになっているのか。また、司書教諭の先生が、朝、当日、きょうの授業で急に理科の調べ学習をすることになったので、適当な本を探しておいてと、こういう指示を司書に出すことは可能なのか。突発的などきの対応というのは、どうなるのか、等々です。

また、学校図書館に実際に委託され、司書として配置された方の声として、これは岩出市ではございませんが、毎日勤務できないので、小学校の場合は、図書の間に対応できるクラスに限られる。学校とコミュニケーションがとりにくい。学校図書館スタッフがどういうことをしてくれているのか、よく理解されていない先生方も、まだ多い。それは、正規の職員でなく、委託であり、先生方とのコミュニケーションがとりづらいことがあると思う。職員朝礼などには参加できないし、職員室にも席ありません。学校で起きていることがわからなかったり、気づかなかったりということもある。整備や蔵書点検を行っても、常駐する大人がいないので、次には整備前の状態に戻っていることが多い。基本的に、曜日固定なので、会える子どもが決まってしまう。子どもたちの様子を聞く機会がないため、いじめなどの対応がきちんとできないこともしばしばある。家庭環境等の問題で、精神的にしんどい子どもを叱ってしまった。こうしたような事例が上げられております。

いろいろ述べましたが、委託や外部からの支援で人を満たそうとする限り、学校、子ども、教員が一体的かつ効果的に学校図書館を使用することは、大きな限界があると思います。そして、間違っても法に触れるような雇用管理の形態、業務管理の形態が学校で生じるようなことがあってはならないと考えます。

学校現場で、司書の派遣業務委託は問題ないと市は考えるのか、まず、この点についてお聞きをいたします。

次は、中学校への図書館司書の配置についてです。

中学校の図書館司書も必要と考えております。現状の学校図書室では、昼休みなど本来であれば読書をする生徒や本を探しに来る生徒などが利用しますが、実際には、図書室は特別教室でもあり、暑い時期には、涼みに来る生徒も多く、目的を持った生徒が入出できない状況もあると聞いております。目が行き届かない場所になれば、図書室を解放せず、本を読みたい、調べたいという子どもたちの意欲までも奪っているのが実態ではないでしょうか。

しかし、この状態は図書室の目的外使用が問題ではありません。猛暑であるにもかかわらず、教室にエアコン設置を進めてこない市当局の怠慢が、このような事態を招いているということです。このことを反省し、図書室が本来の目的に沿った使

い方が図られるようにするべきではないでしょうか。

こういった点からも、常勤の司書の配置、これは必須だと考えます。子どもたちが本の楽しさ、おもしろさ、興味を持ってもらえるよう発揮できるのも、司書という役割です。中学校図書室にも司書の配置を求めますが、これらについてお答えを求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の3番目、小・中学校の学校図書館に司書配置をに関連して、一括してお答えします。

まず、現在、学校に行っている職員ですけれども、教育委員会が委託したTRC、図書流通センターですけれども、それと雇用関係にある職員で、議員のおっしゃるように、当然、指揮命令権はTRCということになっており、岩出図書館で委託職員として勤務する人のうちから司書資格を有する人が学校図書館に派遣され、委託仕様書に書かれた業務内容を履行するということになっております。

議員のおっしゃるような偽装請負ということは、何を差して言っているのかよくわかりませんが、全くこのことについては、問題ないものと思っております。

業務の内容につきましては、この業務仕様書に書かれておりますもろもろのことがあります。例えば、学校図書館の環境整備、それから、児童の読書支援、それから、司書教諭とか学校ボランティアに対する研修と、それに定められたことをのみ行うということを示されております。

そして、学校との関係につきましては、その仕様書に基づき、もし、仕様書以外のものがありましたら、市の教育委員会と、このTRCが協議して決めていくということにしております。

それから、中学校への司書の派遣についてお聞きですけれども、これは昨日、宮本議員の再質問でお答えしたとおり、小学校での成果を検証し、今後、検討していくこととしてございます。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど、教育長、特に何も問題はないというふうにおっしゃられました。私は、問題があると言うているわけじゃないんです。こうしたことが起こらないのかという懸念を言っているんです。

では、具体的にお聞きをしたいと思います。この指揮命令について、当然、委託

ですから、司書教諭であれ、校長であれ、直接に指示監督、これはできません。学校現場での教職員への対応というのは、どのようになっているのか。内閣府も地方自治体の偽装請負と疑われるようなことがないように、注意喚起していることを、これまた認識をしているのか、お聞きをいたします。

先ほども申しましたが、先生が朝、当日、きょうの授業で急に理科の調べ学習をすることになったので、適当な本を探しておいてという、こういう指示を司書に出すことは可能なのか。こうした突発的な対応というのはとれるのか。これについてお聞きをしたいと思います。

岩出図書館の司書派遣業務委託仕様書から、その他の中で、本件業務の責任者を選任するとあるが、図書館とは別に責任者を置くのか。学校へ派遣される司書とは別に責任者がいるのか。今、言ったTRCですね、その形でやっているとも思うんですが、責任者を当てるということに対して、この岩出市図書館司書派遣業務委託仕様書の中での責任者と、岩出図書館運営管理業務の委託の中の責任者というのは、別々にいらっしゃるのか。その部分が一体、どのような形になっているのかというのをお聞きをしたいと思います。

次に、委託契約書を見れば、今回、学校司書の配置が新たに委託されておりますが、委託金額には変更がございません。業務内容から考え、請負事業者は司書資格を持った労働者を配置していると考えますが、司書が学校に派遣される分、新たに司書資格を持った労働者を、この図書館で業務をしているのか、増員をしたのかについてお聞きします。

ふえていないとすれば、これでの業務を人数が減ったにもかかわらず、労働力負担が生じてくるのではないかと。数々の業務内容が書かれております。やらなければならない仕事。

例えば、そこに司書が学校に行っても図書館業務の中に司書が増員していなければ、それは逆に労働者には当然負担がかかってくるかと思いますが、それは、市民サービスから考えれば、後退するという懸念も生じてきます。これは、業務委託契約書が要求する業務内容を、これでは満たされないのではないかと、これについて、どのように考えているのかをお聞きをいたします。

また、この学校図書館の業務というのは、委託で、入札で決まります。事業の継続性という問題が生じてくるものではないかと考えております。それは、事業者だけでの問題ではなく、学校という教育の現場で、子どもが安心できる図書室という居場所づくりの点から、この業務委託、ずっと業務を委託、同じところにされてい

るということはありません。契約は入札で決まりますので。その辺について、その点から、どのように考えているのかお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、責任者のことですが、現在、岩出図書館には、TRCの責任者を、図書館の内容としての業務内容で1人おられますし、今回の委託事業につきましても1名つけてございます。その人と教育委員会が、仕様書に書かれてあることの中身、これは毎日行ったら、いろいろ報告書を持ってきていただくんですが、そういう中身を検討しながら協議していくと、こういうふうなことになっております。

それから、この岩出図書館の中の、今度レベル等が落ちないのかというふうなことでありますけれども、これにつきましては、委託業者のことでもありますので、こちらからとやかく言うことではないかと思いますが、このことを踏まえてやっていただいておりますということで、このことについても、何も問題がなかるうというふうなことで聞いてございます。

それから、突発的なことが起きたらということではありますが、法律的な面からいいますと、ここの仕様書に書かれてあるもの以外は、することができないということになります。この人たちは、いわゆる指示命令とか、そういうことではありませんが、やはり学校へ行って、いうたら、子どもたちのためにどうしたらいいのかという相談、そういうことが指示命令とか、そういうことではないというふうにも考えております。

今のところ、そういうことが起こっているということは聞いておりませんが、その法律、いわゆる業務委託に沿った形で進められておると、こういうことでございます。

それから、もう一点は、入札はこれまで、今、TRCということで、こういう実績を持つ業者等の中で、入札をかけて、岩出市にとってということ、決定しているということでもありますけれども、ちょっとここで議員さんにもちょっと言っておきたいことがあるんですが、そもそも、この本市の取り組みというのは、単に学校に司書を入れるというふうなことではなくて、実際に岩出図書館に勤務している司書資格を有する委託の職員が行き、岩出図書館という、もう県下でもトップクラスの公共図書館との連携を図りながら、学校図書館の活性化とか、読書活動の推進を図ると、これはもうほかに余り例のない特色のある事業だと、私どもは考えて

います。

だから、単に司書を配置するという、そういったことではなくて、視点、レベルが違う、こういうことを、まず、ご理解いただきたいなというふうなことでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 いろいろ聞いてまいりましたが、とにかく安くするため、何でもかんでも民間へ委託するという姿勢があらわれていると、私は感じております。そこには、将来のビジョンもなく、サービスの低下もお構いなし。市行政の子どもの教育にどれぐらい真摯に向き合えるのかが問われております。

教育行政というのは、すぐに結果が出ることはないし、点数でその効果を図れるものでもありません。しかし、次世代の社会を担って健全に生きていく大人、これを育てることが最大の課題であり、今、子どもたちのできることを行うことが、教育行政の役割でもございます。司書の配置、ただ単に配置しているのではなく、トップクラスですか、推進ですか、というふうに聞いていますけれど、しかし、それならそれで、逆に私は、ちゃんとした市が直接雇用してきちっと雇うということが、本来の子どもたちにとっても持続性のあるもの、しかもそれが、ますます信頼性において、子どもたちにとっても豊かな環境で過ごせるという意味では、置くこと自身が、置くことだけが目的じゃないというふうにおっしゃいますけど、それだったら、逆にしっかりと市が配置させるということが必要じゃないのかなというふうに、聞いていてますます思ってくるんです。

司書の配置は、本を読みたいとき、知りたいときに利用できるが、子どもたちの意欲を育てます。いつでも応えてくれる図書館への信頼が育まれます。直接雇用の司書だと、同じ公務員として、例えば、職員会議にも出席できるし、教師や図書ボランティアと相談して、よりよいコミュニケーションを図りながら、業務の改善に取り組むことができます。

いろいろ市は、こうだああだと言いますが、しかし、メリット以上にデメリットもたくさんあるということです。公の機関が法に触れるような問題が生じないためにも、私は直接雇用を求めていきたいと思っています。

先ほど、責任者の話で、図書館には図書館の、そして、全く学校には学校のという形で言われていました。ただ、この請負の問題で言えば、請負事業主の管理責任者は、請負事業者主にかわって、請負作業所での作業の遂行に関する指示や、請負

労働者の管理、発注者との注文に関する交渉等の権限を有しております。管理責任者が作業者を兼任しているため、当該作業の都合で、事実上は請負労働者の管理等ができないのであれば、管理責任者とは言えず、偽装請負と判断されます。

さらに、請負作業場に作業者が1人しかいない場合で、当該作業者が管理責任者を兼任している場合、実態的には、発注者から管理責任者への注文が、発注者から請負労働者への指揮命令となることから、偽装請負と判断されることとなります。という形で、これは内閣府が出しているQ&A等々も含めてですが、載っております。

こうしたように、問題がないよう、学校現場で、こうした偽装請負というような問題が起こらないためにも、私は、しっかり市で今後司書の配置を直接やれるように求めていきたいと思っておりますが、それについて、再度、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

偽装請負、何を差して、そういうのかというのは、今、聞かせてもらったんですが、もう全くそういうことはございません。懸念することはありません。

それから、市で雇用して配置してはどうか。そういう考えも、私は持っておりません。

私も長い教職員の経験から、学校に、高等学校はもう既にずっと以前から入っておるわけですけれども、それによって、学校、児童生徒たちの図書館活動、読書活動が大きく推進したということはありません。どちらかという、司書に丸投げをしたような形で、学校のほうでは考えられていたのかと。

先ほども言ったように、今回の事業ですね、岩出図書館というすばらしい施設の機能を最大限に活用して、岩出の子どもたちの読書活動を推進していこうという事業でありますので、レベル、視点が違いますので、そういうことをお伝えしておきます。

○松下議長 以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、平成26年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(12時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成26年9月26日

岩出市議会議長 松 下 元

署 名 議 員 玉 田 隆 紀

署 名 議 員 梅 田 哲 也